

震 災 編

目 次

震災編	751
第1章 震災予防対策	753
第1節 防災都市づくり	755
第1 防災ブロックの形成	755
第2 防災空間の整備拡大	755
第3 建築物の耐震不燃化の促進	756
第4 市街地の再開発	758
第2節 都市基盤の安全性の強化	759
第1 公共土木施設等の安全性強化	759
第2 ライフライン施設の安全性強化	761
第3 廃棄物処理施設の安全性強化	765
第4 危険物施設の安全性強化	766
第5 地盤の液状化対策	767
第3節 防災活動体制の整備	768
第1 防災拠点施設の整備	769
第2 救出救助用資機材の整備	769
第3 通信連絡体制の整備	770
第4 緊急輸送ネットワークの整備	771
第5 航空防災体制の強化	772
第6 相互応援体制の整備	773
第7 積雪時の地震対策	774
第8 業務継続体制の確保	775
第9 災害復旧・復興への備え	776
第4節 救援・救護体制の整備	777
第1 消防力の強化	778
第2 医療救護体制の整備	780
第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保	781
第4 災害救援ボランティア活動の支援	789
第5 応急危険度判定体制の確立	791
第6 孤立集落の予防	791
第5節 防災行動力の向上	793
第1 防災意識の高揚	793

第 2 自主防災組織の強化等	797
第 3 防災訓練の充実	800
第 4 要配慮者の安全確保	802
第 6 節 調査研究	807
第 1 地域危険度調査研究の促進	807
第 2 章 震災応急対策	809
第 1 節 応急活動体制	811
第 1 市の活動体制	811
第 2 災害救援ボランティアの受入れ	815
第 3 帰宅困難者対策	816
第 2 節 情報の収集・伝達	817
第 1 被害状況等の収集・伝達活動	817
第 2 地震情報の収集・伝達活動	820
第 3 通信連絡体制	823
第 4 広報及び広聴活動	824
第 3 節 災害救助法の適用	828
第 1 災害救助法の適用基準	828
第 2 災害救助法の適用手続	828
第 3 救助実施体制	829
第 4 節 広域応援要請	830
第 1 広域応援要請	830
第 2 応援要請	832
第 5 節 救助・救急活動	836
第 1 救助活動	836
第 2 救急活動	837
第 3 消防応援要請	838
第 4 惨事ストレス対策	839
第 6 節 医療救護活動	840
第 1 医療救護班の派遣等	840
第 2 後方医療施設への搬送	841
第 3 医薬品、血液の確保	841
第 4 被災地における保健医療の確保	841

第 7 節 消火活動	841
第 1 住民の活動	841
第 2 自主防災組織、事業所の活動	841
第 3 消防機関の活動	842
 第 8 節 避難活動	844
第 1 避難指示及び誘導	844
第 2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用	847
第 3 避難所の設置・運営	848
第 4 要配慮者への支援	850
第 5 精神保健対策	852
第 6 飼養されていた家庭動物の保護等	853
 第 9 節 交通規制・輸送対策	854
第 1 交通情報の収集伝達及び規制の実施	854
第 2 緊急交通路の確保	856
第 3 輸送車両、航空機の確保	857
 第 10 節 飲料水・食料・生活必需品等の供給	861
第 1 飲料水の供給	861
第 2 食料の供給	862
第 3 生活必需品の供給	864
第 4 消費者保護対策	865
 第 11 節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策	866
第 1 し尿処理	866
第 2 ごみ、災害廃棄物等の処理	867
第 3 防疫対策	868
第 4 食品衛生対策	870
 第 12 節 警備活動	872
第 1 犯罪の予防、取締り	872
第 2 行方不明者の捜索	873
 第 13 節 遺体の搜索、処理及び埋葬	875
第 1 遺体の搜索	875
第 2 遺体の処理	875
第 3 遺体の埋葬	876
 第 14 節 危険物等防災対策	879
第 1 危険物製造所等防災対策	879

第 2 火薬類販売所防災対策	881
第 15 節 水害・土砂災害対策	882
第 1 水防対策	882
第 2 土砂災害対策	883
第 16 節 ライフライン施設の応急復旧対策	885
第 1 電力施設	885
第 2 L P ガス施設	886
第 3 上水道施設	886
第 4 下水道施設	889
第 5 通信施設	890
第 17 節 公共施設等の応急復旧対策	891
第 1 公共土木施設等	891
第 2 鉄道施設等	895
第 3 社会公共施設等	896
第 18 節 応急住宅対策	897
第 1 応急仮設住宅の確保	897
第 2 被災住宅の応急修理	899
第 3 応急危険度判定活動	900
第 4 災害の拡大防止と二次災害の防止	901
第 19 節 教育・労働力確保対策	902
第 1 応急教育等	902
第 2 労働力の確保	905
第 20 節 応急公用負担等の実施	909
第 1 災害対策基本法に基づく応急公用負担	909
第 2 他の法律に規定する公用負担	911
第 3 章 震災復旧対策	951
第 1 節 民生安定のための緊急対策	951
第 1 被災者の生活確保	951
第 2 中小企業、農林漁業者に対する支援	951
第 3 税の徴収猶予及び減免等	951
第 4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等	951
第 2 節 激甚災害の指定	951

第 1 激甚災害指定手続	951
第 2 激甚災害に係る特別の助成	951
第 3 節 公共施設の災害復旧	952
第 1 災害復旧計画の策定等	952
第 2 大規模災害時等の指導・助言制度の活用	952

第1章 震災予防対策

大規模な地震は、我が国ではいたるところで繰り返し起きている。地震発生の防止は不可能であり、また活断層を震源とする内陸型の地震については現在、予知することも困難とされている。しかしながら、普段より防災意識をもち続け、絶えず効果的な予防対策を推進することで、少しでも被害の軽減を図ることが可能となる。

このため本市の地震予防対策は、以下の3つの視点を重視して策定する。

①「災害に強い都市づくり」

都市基盤の整備による防災性能の向上・安全性の確保を計画的に進める。

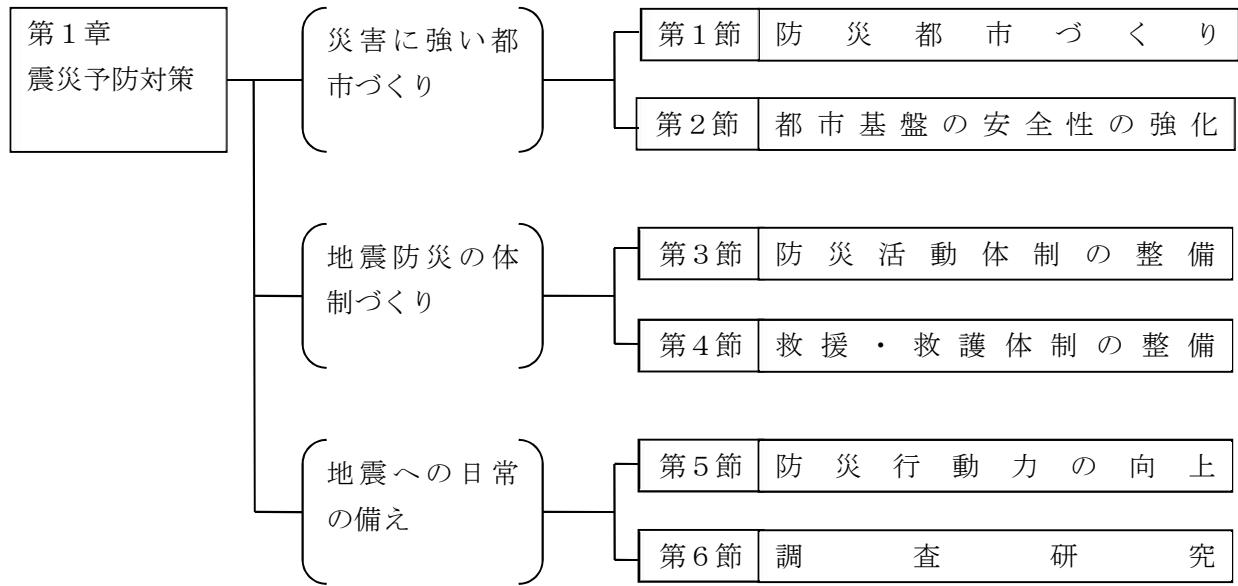
②「地震防災の体制づくり」

防災拠点機能や通信・伝達・輸送システムの整備、救助・救急、医療救護・消防体制の整備を進める。

③「地震への日常の備え」

防災教育・訓練、自主防災組織の強化による防災行動力の向上、調査研究などを進める。

【計画の体系】



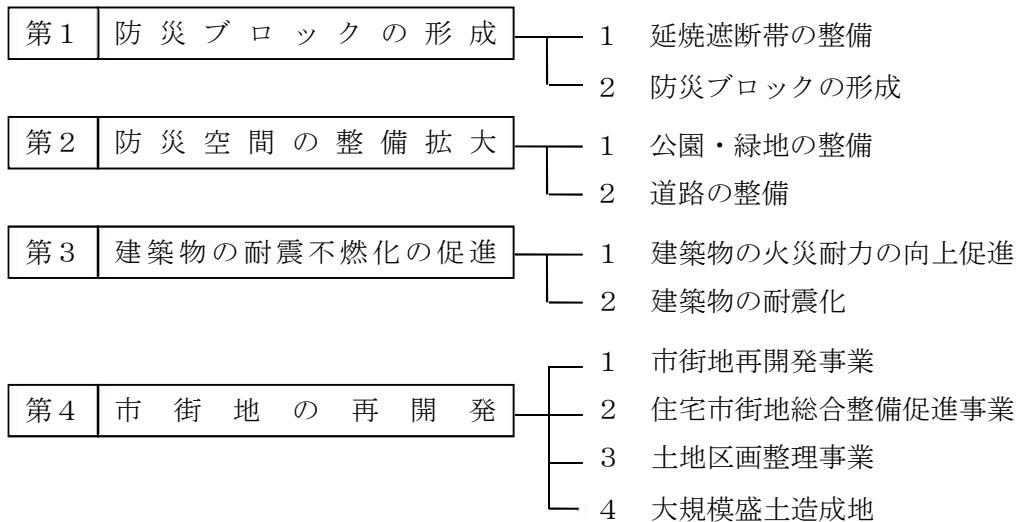
第1節 防災都市づくり

(全部局共通)

災害に強い都市にするためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが基本である。

市は地震被害の予防対策として、建築物の耐震不燃化をすすめ、市街地大火の防止対策を主要目的とした各種施策を展開する。

【対策の体系】



第1 防災ブロックの形成（建設班）

市は、大規模な地震が発生した場合、もっとも甚大な被害をもたらすと予想される市街地大火から住民の生命と財産を守るため、延焼遮断帯で囲まれたブロックを形成し、各ブロック内での防災機能の向上とあわせて、安全で住みよいまちづくりを目指す。

1 延焼遮断帯の整備

市は、延焼火災に対する方策として、帶状の都市施設である道路、河川、鉄道及び公園（緑道）を骨格とし、必要に応じて、建築物の不燃化を組み合わせた延焼遮断帯が形成されるようこれらの施設の整備促進に努める。

2 防災ブロックの形成

防災ブロックとは、延焼遮断帯をネットワーク状に配置整備することにより、都市全体としての防災機能の向上を図るものである。

市は、防災ブロックが段階的かつ効果的に形成されるよう、国、県及び関係機関と、綿密な連携を図る。

第2 防災空間の整備拡大（建設班）

地震災害時において、避難者の安全確保のための避難路や火災の避難地として、市街地中に計画的にオープンスペースを確保することは、「火災に強いまちづくり」の基本的課題である。

市は、火災の延焼を阻止するだけでなく、避難所や地域の防災活動の拠点などの防災空間として活用することができる公園・緑地、道路等の整備を推進し、市全体の安全性の向上に努めるとともに、道路については、災害時の代替性を確保した交通体系の整備を行う。

1 公園・緑地の整備

公園・緑地は、災害時における避難救援活動の場所、あるいは大火災の延焼を防止するための緩衝帯として防災上重要な役割を持っている。

このことから、公園・緑地の整備促進に努めるとともに、園内において耐火性に優れた植栽帶の整備をはじめ、災害応急対策に必要な施設として耐震性貯水槽、備蓄倉庫等の整備促進に努める。

2 道路の整備

道路は、火災の延焼を防止する防火帯としての役割を果たすとともに、避難、救援、消防活動などの災害対策活動の実施上極めて重要な施設であることから、幹線道路をはじめとする市内の道路について、整備促進に努める。

第3 建築物の耐震不燃化の促進（全部局共通）

市は、防災上重要な公共施設及び重要な地区の建築物の耐震不燃化を促進する。

また、市の不燃化及び耐震化を促進するため市街地防災、土地の合理的利用に寄与する耐震耐火の建築を普及するよう関係機関と協力する。

1 建築物の火災耐力の向上促進

大規模建築物や不特定多数の人が利用する建築物を建築する場合において、市は建築士、施工者に対し、建築基準法を中心とする各種法令により規定されている耐火・防火基準の遵守とともに防災避難上の各種の措置の徹底を図るよう指導する。

2 建築物の耐震化

(1) 建築物の耐震性確保

ア 防災活動の拠点となる建築物の耐震性確保

市は、震災時において被災者の収容施設となる学校、体育館、公民館、病院等のほか、防災活動の拠点となる庁舎等の公共建築物の安全性を確保するため、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるとともに、新築、建替え又は改修時においては、非構造部材を含む耐震性能の一層の確保に努める。また市有施設以外の建築物の所有者に対しても耐震性確保を図るよう必要な指導を行う。

昭和56年以前に建築された市有施設については、重要度、建築時期を考慮して順次耐震診断を実施し、耐震改修を進め、耐震性能の向上に努める。

また、防災活動の拠点となる建築物については、震災後においても機能が確保できるよう、情報・通信設備、電気設備、ガス設備、給排水設備、空調設備、消防用設備等の耐震性能の向上に努める。

イ 公共建築物等の耐震性確保

高齢者、障害者、乳幼児等が入（通）所している各種福祉施設、介護老人保健施設や社会教育施設の管理者は、施設の耐震診断を行い、必要に応じて補強し耐震性の向上に努める。

ウ 住宅の耐震性向上

市は、住宅の耐震性向上のため、県及び関係団体と連携し、耐震化の普及啓発を図る。また、新築時における適正な施工方法等について必要な指導等を行う。

エ 建築物の落下物対策及びブロック塀等の転倒防止

市は、建築物における天井材等の非構造部材の脱落崩落防止等の落下物対策、ブロック塀及び家具の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を強化するため、安全点検の実施などについて、広報誌等を活用して啓発を図るとともに、通学路や避難路等における倒壊危険箇所の把握に努め、危険な塀の所有者に対しては自ら補修、補強するよう指導する。

（2）建築物の耐震化率の計画目標

「南砺市耐震改修促進計画」（平成30年2月／南砺市）に基づき、市内の住宅、特定建築物、市有建築物の耐震化率の目標を以下のように設定し、目標達成に向けて、様々な施策を実施する。

《南砺市における建物の耐震化率の計画目標》

建物種別	現在	平成37年度末 計画目標
住宅	60% (平成25年)	72%
特定建築物	86% (平成29年)	95%
市有建築物	98% (平成29年)	100%

※「南砺市耐震改修促進計画」（平成30年2月／南砺市）より

（3）耐震性向上の支援措置

ア 住宅の耐震改修のための支援措置

地震発生時における木造住宅等の倒壊による災害を防止するため、市は県と連携して住宅の耐震化を行おうとする者に対し支援を行う。このほかに県単独の助成・融資制度や税制の特別措置があること等を広くPRし、住宅の耐震改修を促進する。

《南砺市が県と連携して行う助成制度》

- (ア) 木造住宅耐震診断支援事業
- (イ) 木造住宅耐震改修支援事業

《南砺市独自の助成制度》

- (ア) 三世代同居推進住宅改修等助成金制度
- (イ) 転入等世帯リフォーム助成制度
- (ウ) 南砺市の木材利用促進事業制度

〈富山県独自の助成・融資制度〉

- (ア) 富山県住みよい家づくり資金融資制度

〈住宅・建築物に係る耐震改修促進税制(特別措置)〉

- (ア) 所得税の特別措置
(イ) 固定資産税の特別措置
(ウ) 事業用建築物に係る特別措置

イ 一定以上の規模及び用途の建築物の耐震改修のための支援措置

ウ 中小企業施設の耐震化

中小企業の防災対策として、県制度融資（設備投資促進資金）、中小企業高度化資金の活用により、耐震・耐火構造の事務所、工場、店舗等の整備を促進し、災害に強いまちづくりを進める。

- (ア) 設備投資促進資金
(イ) 中小企業高度化資金
a 共同防災施設事業
b 設備リース事業

第4 市街地の再開発（建設班）

老朽住宅密集市街地の地震防災対策が必要な地域を再開発し、耐震・耐火建築物の建設と道路、公園、上下水道、広場等の公共施設を総合的に整備することにより、災害に強く安全で快適なまちづくりを推進する。

1 市街地再開発事業

既成の市街地のうちで、低層の木造建築物が密集し、防災上や有効な土地利用という点でも不健全な地域においては、市街地再開発事業により細分化された敷地を統合し、不燃化された共同建築物に建替え、あわせて公共広場などの公共施設を確保するよう努める。

2 住宅市街地総合整備促進事業

老朽住宅が密集し、公共施設が著しく不足している地区において、住宅市街地総合整備事業の導入を促進し、良質な住宅の供給、居住環境の整備、老朽住宅の除却、建替え及び地区施設の整備等を行い、防災性能の向上を図る。

3 土地区画整理事業

地震発生時において、道路の狭隘、無秩序な市街地の形成といった都市構造上の脆弱性に起因する二次災害の発生を未然に防止するため、土地区画整理事業の導入を促進し、地域に不足する都市基盤施設の整備や市街地環境の改善を図り、災害に強いまちづくりを進める。

4 大規模盛土造成地

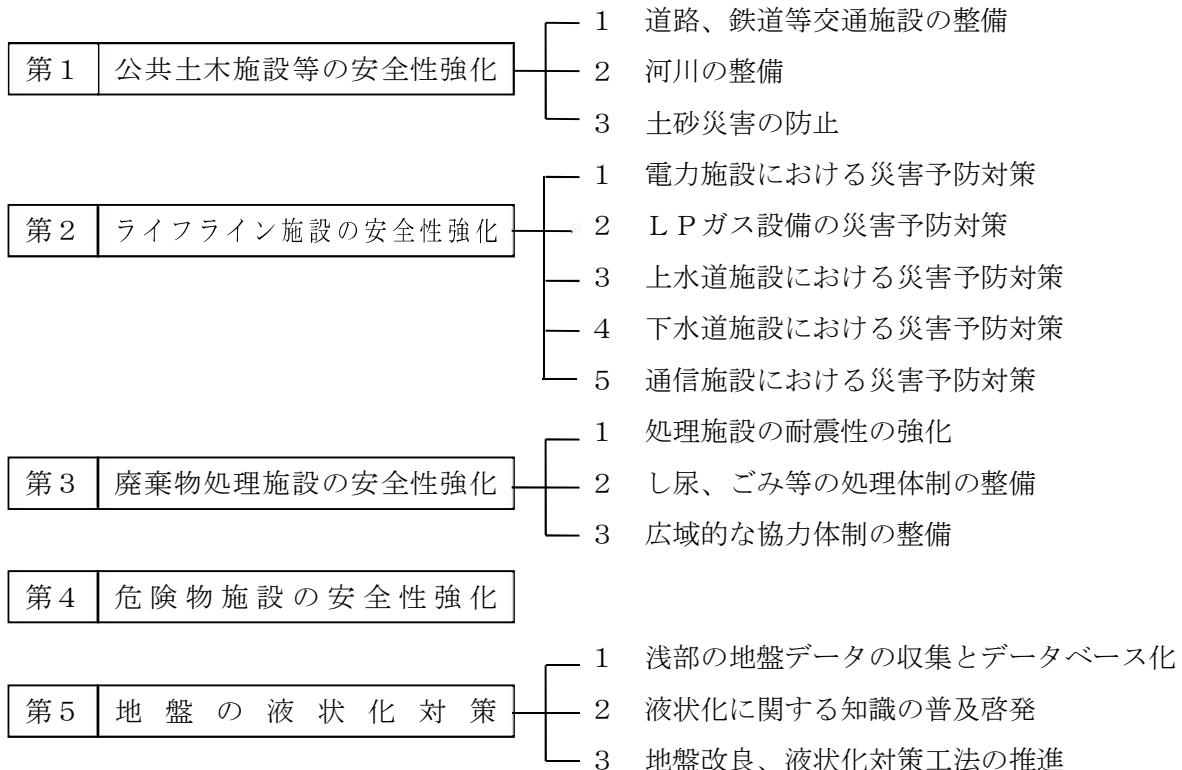
市及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

第2節 都市基盤の安全性の強化

(市民協働部、ふるさと整備部、消防部)

地震災害の軽減を図るために、市街地の不燃化等防災都市づくりを進めるとともに、都市機能を支える道路、鉄道、河川等の各種施設や電力、上下水道、通信等のライフライン施設の耐震化、安全性強化を進める必要がある。また地震に伴い発生する擁壁、がけ等の崩壊、土砂災害、旧河道埋立地等での地盤の液状化被害等の防止・軽減のためにも、都市基盤の安全性強化に努める必要がある。

【対策の体系】



第1 公共土木施設等の安全性強化（建設班）

公共土木施設等は、都市機能の根幹をなすものであり、震災時における緊急輸送等、復旧の基本となるものである。このため、市は、国、県及び関係機関と連絡調整を密にし公共土木施設等のバランスのとれた整備促進に努めるとともに耐震性強化を推進する。

構造物・施設等の耐震設計にあたっては、施設の重要度を考慮し整備するものとし、緊急輸送道路における橋梁など特に重要な施設については、地震時においても機能に支障が生じないように耐震性を強化する。

また、既存の施設が地震時においてもその機能を発揮できるよう計画的・効率的な維持管理や修繕、更新を進めていく。

1 道路、鉄道等交通施設の整備

(1) 道路施設

道路は、災害時における住民の避難、消防・医療機関、緊急物資の輸送、火災の延焼防止等多様な機能を有していることから、地震発生時においてもその機能を発揮できるようにするため、次のような耐震性に配慮した施設整備を積極的に推進することにより、交通機能の確保に努める。

- ア 道路は、定期的に点検を行い、これに基づき、緊急輸送道路など緊急度の高い箇所から順次、改築及び耐震補強工事を実施する。
- イ 橋梁については、緊急輸送道路に含まれる等、重要な箇所から計画的に耐震対策を実施する。
- ウ 冬期間における交通確保のため、スノーシェッド等の雪寒対策施設についても耐震性に配慮した整備に努める。

(2) 鉄道施設

鉄道は、大量輸送機関であることから、地震による被害が生じた場合には、多数の死傷者が発生する事故に結びつくおそれがある。このため、各鉄道事業者は、定期的な安全点検を実施するとともに、耐震基準に応じた施設の改良整備を進め、人命の安全の確保に努める。

2 河川の整備

地震による水害等から人命・財産等を守るため、堤防・護岸等の耐震強化に努める。

(1) 河川の整備

- ア 堤防・護岸の亀裂、沈下等を早期に発見するため、堤防の伐木、除草を実施し、河川巡視などにより日常の管理を十分行う。
- イ 地震に起因する堤防の沈下により生じる浸水被害を防止するため、耐震性の不足している河川構造物について、緊急度の高いものから順次対策工事を実施する。

(2) 農業用排水施設の整備

ため池及び用排水路等の農業用排水施設の被災は、下流域の人家や一般公共施設にも被害が及ぶことが予想されるため、耐震性の不足している施設、老朽化の著しい施設及び建設後の条件変化により機能の低下や脆弱化が進んだ施設について、計画的に改修整備する。

3 土砂災害の防止

土砂災害のおそれのある箇所（山地災害、地すべり、急傾斜地等。以下「危険箇所」という。）においては、積極的に砂防、治山、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止などの防災施設の整備に努める。

また、地域住民に対する周知の徹底を図る。

(1) 急傾斜地の安全対策

- ア 市は、日頃から関係機関と連携しながら危険区域の巡視を行い、既存崩壊防止施設の点検及びがけ崩れ等による危険の早期発見に努める。
- イ 豪雨や地震に伴う崩壊により多数の住民に危害が生ずると想定される危険区域について、県の指定する「急傾斜地崩壊危険区域」に関する現地掲示板等を設置するとともに、パンフレットや広報紙等を活用して地域住民への周知徹底を図る。

ウ 危険度の高い箇所から順次、崩壊防止工事を推進するとともに、既存施設の適正な管理に努める。

(2) 土石流、山地災害、地すべり等の防止

ア 土砂災害のおそれのある箇所では、治山、砂防、地すべり対策等を計画的に推進するとともに、人命保護の立場から、地域住民へこれらの危険箇所の周知に努める。

イ 土砂災害のおそれのある箇所への雨量計その他の監視施設の設置等、土砂災害に関する観測・情報基盤の整備や警戒避難体制の確立など、災害の軽減に努めるとともに、老朽化した地すべり防止施設の適正な管理、補修に努める。

ウ 土砂災害は、山地の荒廃等によって長期にわたり繰り返し発生するため、治山・砂防事業において、森林・農地の保全や砂防えん堤など、地域一帯の総合的な対策を進めること。

なお、これらの危険箇所のうち、危険度が高く、人家や公共施設が多い箇所については、順次「指定地」に編入し、対策工事を実施するよう県に対して要請する。

(3) 「土砂災害防止法」の推進

土砂災害から人命を守るため、土砂災害の危険のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険な箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を進める。

国及び県は、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、その土地の区域及び時期を明らかにするための緊急調査を実施する体制及びこの調査で得られた土砂災害緊急情報を速やかに関係自治体の長に通知し、及び一般に周知できる体制を整備する。

市は、重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、適切に住民の避難指示の判断等を行える体制を整備する。

第2 ライフライン施設の安全性強化（上下水道班）

電力、ガス、上下水道、通信等のライフライン関連施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできないものであるため、地震災害時においてもその機能を発揮できるよう各機関において防災計画を作成し、耐震性を確保するとともに、系統多重化等による代替性の確保を進める。

また、都市計画にあわせ、共同溝・電線類共同溝の整備に努めるとともに、ライフライン機関相互や防災関係機関との情報連絡体制を強化する。

1 電力施設における災害予防対策（北陸電力（株）、関西電力（株））

(1) 設備面の対策

電力供給設備においては災害時における電力供給を確保するため、被害防止の諸施策を推進する。各電気設備の保全については各種指針に基づき巡視、点検を実施し、機能維持に努めるとともに、設備改修にあたっては、現行各基準に基づき実施する。

ア 北陸電力（株）となみ野営業所

(ア) 送電設備水力発電設備

電線路の基礎部及び近傍の地盤緩み、並びに亀裂の有無について巡視点検による保守管理を実施する。

(イ) 変電設備

建物内浸水対策として、土嚢及び排水ポンプを準備し、災害に備える。

(ウ) 配電設備

土砂崩れ等の起こるおそれのある箇所への設備の設置は極力避けるとともに、点検・補修等を実施する。

イ 関西電力（株）庄川電力システムセンター

(ア) 水力発電設備

洪水に対する被害防止のため、ダム、取水口の諸設備及び調整池、貯水池の護岸の点検、整備を実施する。

(イ) 送電設備

土砂崩れなどの起こるおそれのある箇所については、擁壁、石積み等の点検、補修等を実施する。

(2) 体制面の対策

災害時においては、迅速、的確な復旧が不可欠であり、日常から組織、情報連絡体制の強化及び資機材・車両等の確保体制を充実するとともに、防災関連マニュアルの整備に努める。

2 LPガス設備の災害予防対策 ((一社)富山県エルピーガス協会南砺支部)

ガスは、市民生活及び経済社会の広範な分野で欠くことのできないエネルギー源であり、常に安定供給の維持に努め、使用者の利益に供するとともに、公共の安全確保のため、設備の保安防災対策の強化を推進する。

一般家庭におけるLPガス設備の耐震性を強化するため、販売店等は、ボンベ転倒防止措置を施すとともに、感震機能や安全機能を備えた安全器具の普及促進に努めるほか、LPガス消費者に対し、震災時にとるべき初期行動について、啓発活動を推進する。

ア ボンベ（容器）の転倒及び流出防止措置

販売店等は、鎖がけ等の方法により、ボンベの転倒流出防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。

イ 感震機能付き安全器具の普及促進

販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、感震器付ガスマーター又は対震自動ガス遮断器、ガス放出防止器及びSiセンサーの普及促進に努める。

ウ 消費者に対する周知啓発活動

震災時には、消費者自ら使用中のガスの使用を中止し、器具栓、元栓を閉じるとともに、揺れの大きい地震の場合は、容器バルブを閉じることが、二次災害を防止するうえで最善の方策であり、販売店等は、震災時に消費者がとるべき初期行動について啓発活動に努める。

3 上水道施設における災害予防対策

市は、地震災害時における給水機能を可能な限り維持し、住民の生活用水を確保する必要がある。このため、平常時においても震災対策上の各種図面を整備し、水道施設の耐震性向上に留意した改良、整備を推進する。

(1) 緊急時対策

- ア 応急給水及び応急復旧の行動指針を作成する。
- イ 応急対策に活用しやすい水道管路図面を整備する。
- ウ 応急給水、応急復旧に必要な資機材を平素から整備増強しておくとともに、民間所有の資機材の借上げについては、事前に文書により取り決めをしておく。
- エ 被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、南砺市管工事業協同組合、近隣市及び（公社）日本水道協会富山県支部等の関係機関との連絡協力体制を確立する。

(2) 施設の整備、耐震化

- ア 貯水・取水・浄水施設などの水道施設の重要構造物は、建設年次・施設構造を調査のうえ耐震診断を実施し、耐震性の低い施設については補強・増強等を行うよう努める。
- イ 送水・配水管は、被害を最も多く受ける施設であり、新設・更新に際しては、耐震性の高い管路を採用する。また、石綿セメント管、鉄管（ダクタイル鉄管は含まない。）、硬質塩化ビニル管（TS 継手）等、耐震性の低い管路について、耐震性の高い管路に取り替えるよう努める。
また、配水池、浄水池に接続する管については、可能な限り緊急遮断弁を設置するよう配慮する。
- ウ 水道利用者の理解と協力を求めて、給水装置や受水槽の耐震化を推進する。
- エ 12時間分の給水量を貯留できるよう、配水池容量の拡大に努める。
- オ 震災時に飲料水を確保するため、基幹管路のループ化、隣接市町村（一部事務組合を含む。）の水道事業者間における相互連絡管の整備等、バックアップ機能の確保に努める。

(3) 予備水源としての井戸、消融雪用井戸の活用

- ア 一般家庭用井戸、営業用井戸については、井戸の保有を調査し、取水可能量、飲用の適否を平時から把握しておく。
- イ 市が管理する道路の消融雪用井戸については、取水可能量、飲用の適否を調査するとともに、取水のために可搬式発電設備、圧力タンク、非常時給水栓等を整備する。

(4) 情報連絡体制

水道事業者は、緊急時の通信手段を確保するため、主要伝送路のループ構成などバックアップシステムの整備を推進するとともに、管路等の重要な施設の情報のデータベース化及びオンライン化に努める。

4 下水道施設における災害予防対策

既設下水道施設のうち重要構造物については、建設年次、施設構造等を調査し、耐震診断を実施するとともに、必要に応じて補強、改築を実施する。

新たに建設する下水道施設については、下水道に関する耐震設計基準に基づく耐震対策を導入する。

(1) 処理場・ポンプ場

- ア 土木施設は、想定される地震により機能を損なう程の破損にいたらないよう、耐震構造とする。

- イ 汚水送水管等の配管類は、可とう性伸縮継手を設置し、管の破損、切断を予防とともに、重要な配管についてはバイパス化、複数化によるバックアップ機能を検討し、必要に応じて導入する。
- ウ 機械設備は、移動、転倒及び破損が生じないよう支持及び固定し、耐震対策を実施する。
- エ 電気設備は、管路等の浸水や自家発電設備の冷却水断水等による停電対策を実施する。

(2) 管路施設

- ア 管路施設のうち重要幹線管渠については、河川や軌道横断等の重要な箇所、軟弱地盤、地盤急変箇所等において、必要に応じて地盤改良を実施するとともに、可とう性の管や伸縮継手等を設置し地震による破断や抜け落ちが生じない構造とする。
- イ 橋梁（下水道橋）は、想定する地震力に耐えうる構造とともに、管路には可とう性伸縮継手を設置する。

(3) 施設の点検等

- ア 平常時の点検は、「下水道維持管理指針」に準拠して実施し、施設の被害を最小限にとどめ、二次災害の防止を図るとともに、脆弱箇所の把握に努める。
- イ 下水道台帳は災害時に迅速かつ確実にデータの提供が可能となるようにシステム化を図る。また、システム化されるまでの間は、代替性の確保のため、下水道台帳の分散保管を図る。
- ウ 応急復旧マニュアルを整備する。

(4) 応急復旧のための体制配備

応急対策を同時又は段階的に、実情に応じて円滑に遂行するため、平常時から諸体制を確立し整備する。

ア 下水道担当部局の防災組織、配備体制

下水道施設の防災対策をふまえた防災活動が円滑に実施できるよう体制を整備する。

イ 民間企業との協力体制

応急復旧対策要員、応急復旧機材の確保のため、施工業者、下水道施設メンテナンス業者、コンサルタント・測量業者、リース・レンタル業者等、民間業者との協力体制の整備を図る。

ウ 他地方公共団体との相互応援体制

震災時の役務及び機材等の提供について、「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、他地方公共団体と相互援助体制を整備する。

エ 応急対策用機器及び資機材

地震災害時の応急対策が迅速かつ的確に実施できるよう、必要機材を備蓄、整備する。

オ 防災訓練

地震災害時の対応が円滑かつ的確にできるよう、緊急連絡伝達方法、応急対策の実施方法、応急対策用機材の運転及び取扱方法について、定期的に防災訓練を実施する。

5 通信施設における災害予防対策

震災時における通信機能の確保は、社会的混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施のうえからも極めて重要な問題であり、公衆通信、自営通信、放送等の施設の安全性確保に努める。

(1) 公衆通信

震災時においても、通信が確保できるよう設備の耐震・耐火化及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を講ずる。

(2) 自営通信

自営通信は、防災関係機関の情報連絡手段として、極めて有効な方法であり、特に災害時において、重要な役割を果たすことが期待されている。現在、気象台、国土交通省、JR、中日本高速道路株式会社さらに電力・ガス会社等において自営通信が設置されている。各機関は、通信施設・設備の耐震性の強化及び定期点検、バックアップ回線の設定、予備電源、可搬型無線機等資機材の整備充実、防災訓練の実施などの防災対策を推進する。

第3 廃棄物処理施設の安全性強化（生活環境班）

し尿、ごみ等の一般廃棄物処理施設の地震による被害を最小限に止めるとともに、地震災害時における応急復旧作業を円滑に実施し、廃棄物を適正に処理するため、市は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃・堅牢化等に努めるとともに、国の「災害廃棄物対策指針」を踏まえて廃棄物処理を円滑に実施するための体制を整備する。また、産業廃棄物処理施設の管理者は、処理施設の耐震化、不燃・堅牢化等に努める。

1 処理施設の耐震性の強化

(1) 一般廃棄物処理施設

市は、既設の処理施設の耐震性の調査を実施するとともに、必要に応じて、耐震化、不燃・堅牢化等に努める。

また、今後建設する施設については、ごみ処理施設性能指針等の基準に従うとともに、地質、構造等に配慮して、耐震化、不燃・堅牢化等に努める。

(2) 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理施設の管理者は、中間処理施設、最終処分場、保管施設の耐震性を調査し、必要な耐震化、不燃・堅牢化等に努める。

2 し尿、ごみ等の処理体制の整備

(1) 処理施設の応急復旧資機材等の整備

市は、し尿、ごみ処理施設の損壊等に対して速やかな復旧を図るため、応急復旧に必要な資機材の準備に努めるとともに、応急復旧マニュアルの整備や訓練の実施に努める。

(2) ごみ、災害廃棄物等の仮置場の確保

地震災害時においては、ごみ、災害廃棄物等の廃棄物が一度に大量発生するとともに処理施設自体の被災も予想されることから、市は、あらかじめ発生量や運搬経路、居住地域を考慮したごみ、災害廃棄物等の仮置場を確保しておく。

(3) 避難所等の仮設（簡易）トイレの確保

市は、家屋の損壊や断水等により便所が使用できなくなる場合に備えて、避難所等に仮設（簡易）トイレを確保する。

3 広域的な協力体制の整備

市は、し尿、ごみ、災害廃棄物等を広域的に処理するため、処理施設、運搬車両の確保について、国、県、市町村及び関係団体を含めた協力体制を整備する。

第4 危険物施設の安全性強化（消防署班）

地震により、危険物施設から、火災や危険物の流出が発生した場合には、周辺地域への延焼等により多大な被害が生ずるおそれがある。

このため、市及び県は、立入検査により危険物施設の維持管理や危険物の貯蔵、取扱基準の遵守等について指導を徹底し、危険物施設からの出火、流出等の防止に努める。

また、指定数量未満の危険物を貯蔵又は取扱う施設については、砺波地域消防組合火災予防条例の規定に基づき指導する。

(1) 保安確保の指導

市は、危険物施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵、取扱いの方法が消防法令に定められた基準に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要に応じ危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(2) 危険物輸送の安全化

市及び警察は、危険物積載走行車両の転倒、転落や危険物の落下、流出等の未然防止を図り、また、標識の表示状況、消火器の設置状況の確認を行うため、常置場所における立入検査や路上取締りを実施し、構造設備等の保安管理の徹底、危険物取扱者等の保安意識の徹底に努める。

(3) 施設の保全及び耐震性の強化

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、施設が消防法令に定められた技術上の基準に適合しているか否かについて定期点検を実施し、基準に適合しない場合は速やかに補修、取替を行うなど、施設の安全確保に努めるとともに、特に屋外タンク貯蔵所にあっては、必要に応じ地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

(4) 自主防災体制の確立

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、予防規程の内容を常に見直し、事業実態に合ったものとするとともに、従業員に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間で相互応援協定を締結し、自衛消防隊の協力体制の確立、防災資機材の確保などに努める。

(5) 防災資機材の備蓄

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、危険物に応じた消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄の強化に努める。

第5 地盤の液状化対策 (建設班、上下水道班)

1 浅部の地盤データの収集とデータベース化

市及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化等に努める。

2 液状化に関する知識の普及啓発

市は、地盤の液状化が予想される地域における建築物等の被害を未然に防止するため、市民に対し、地盤の液状化発生の仕組みや、地震被害想定に基づく液状化の危険性の高い地域など、液状化に関する知識の普及啓発に努める。

3 地盤改良、液状化対策工法の推進

市及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置にあたって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を実施する。

また、民間の建築物については、液状化被害を最小限に抑える対策を実施するよう、建築主、設計者、施工者に指導・助言を行う。

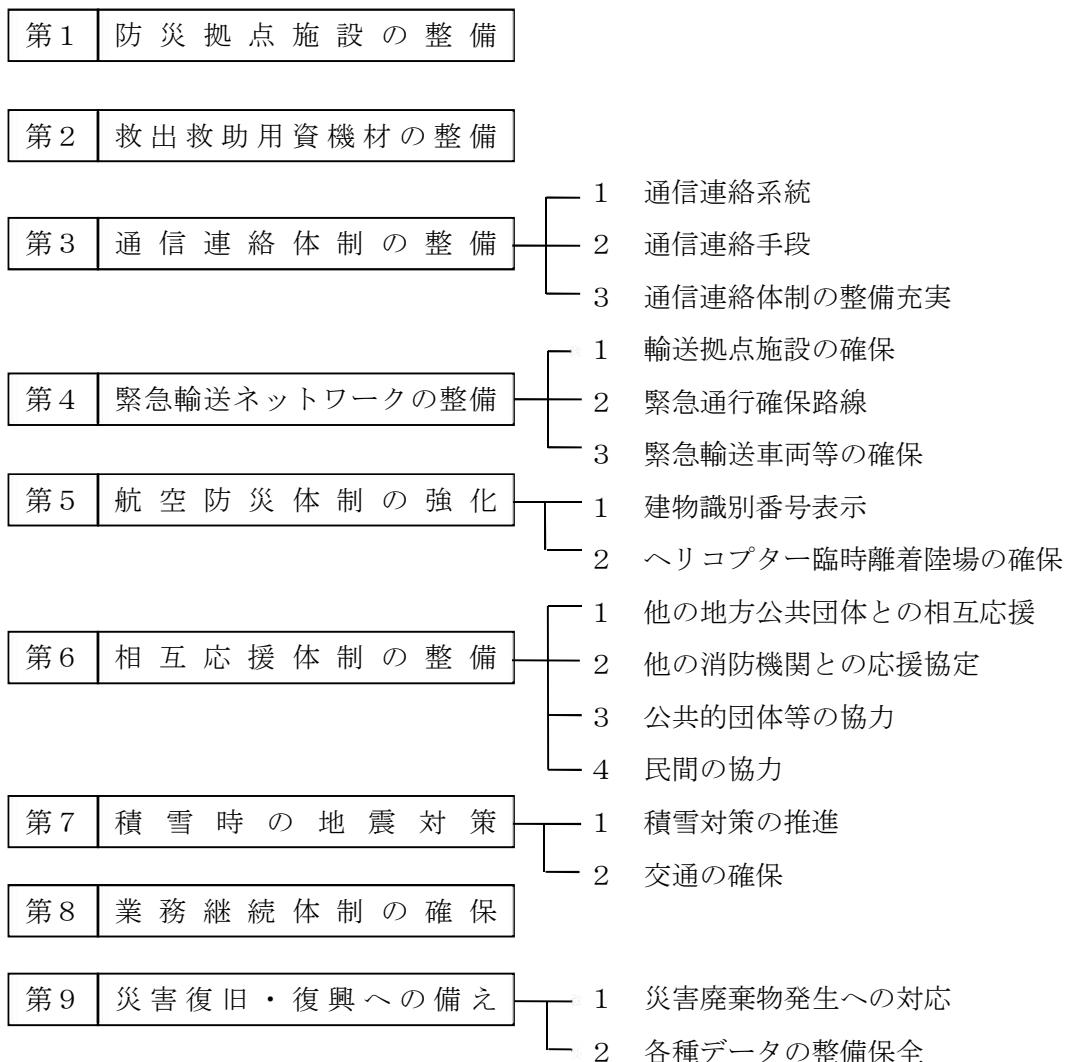
第3節 防災活動体制の整備

(総務部、ふるさと整備部、消防部)

地震発生直後次々に起きる同時多発的な火災の発生、建築物の倒壊、多数の負傷者の発生などに迅速、的確に対応し、被害を最小限に止めるためには、防災関係機関において速やかに初動活動体制を整え、所管する防災機能を十分に發揮できるようにする必要がある。

このため、災害応急活動の拠点や住民の避難場所となる地域防災拠点施設や災害対策活動の拠点となる庁舎等の整備を進めるとともに、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備、災害対策本部の機能の充実・強化、通信ネットワークの強化による通信連絡体制の整備、緊急輸送体制の整備強化、更には、相互応援体制の整備等による広域的な支援態勢を充実させるなど、防災活動体制の整備に努める。

【対策の体系】



第1 防災拠点施設の整備 (総務班)

市は、自主防災活動の拠点、避難施設、備蓄倉庫等を備えた地域防災拠点の整備に努める。

1 南砺市防災拠点施設 (防災センター、基幹消防署)

市は、大規模な災害時においては、災害応急活動の拠点や住民の避難場所として、また平常時においては、自主防災組織・災害救援ボランティア等の研修の拠点としての機能を有する地域防災拠点施設を整備する。

(1) 南砺市防災拠点施設の役割

- ア 災害時における役割・機能
 - (ア) 市の災害応急活動拠点
 - (イ) 消防団の災害応急活動拠点
 - (ウ) 応援部隊の災害応急活動拠点
 - (エ) 避難施設（一時避難）
- イ 平常時
 - (ア) 消防団の研修、訓練場
 - (イ) 自主防災組織の研修場

(2) 南砺市防災拠点施設の施設設備

- (ア) 情報連絡室
- (イ) 備蓄倉庫
- (ウ) 研修室
- (エ) 広場（訓練スペース）

2 地域防災拠点施設 (庁舎、医療施設、指定避難所等)

(1) 災害時の地域防災拠点施設の役割

- (ア) 現地災害対策拠点
- (イ) 現地医療拠点
- (ウ) 現地自主防災組織活動拠点
- (エ) 現地避難施設

(2) 地域防災拠点施設の施設整備

- (ア) 情報伝達設備システム（防災行政無線等）
- (イ) 備蓄倉庫
- (ウ) 研修室
- (エ) 広場

第2 救出救助用資機材の整備 (総務班、建設班、南砺消防署)

市及び防災関係機関は、平素から災害の発生に備えて、ロープ・空気呼吸器・エンジンカッター・発電機・投光器・応急給水機材などの救助用資機材の整備充実に努めるとともに、災害発生に際し、直ちに使用できるよう点検整備をしておく。

なお、救助活動が円滑に実施できるように他の機関、民間団体・業者等が所有する救出救助用資機材等を借上げできるよう協力体制を確立しておく。

第3 通信連絡体制の整備（総務班、南砺消防署）

市及び防災関係機関は、震災時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設について、耐震性の強化をはじめ、非常用電源設備などによる停電対策、施設・設備の危険分散化、衛星通信や公衆無線 LAN 等の無線の活用などによる通信路のマルート化等の推進に努める。

また、緊急情報連絡体制を確保するため、防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワークを強化する。この場合、北陸非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

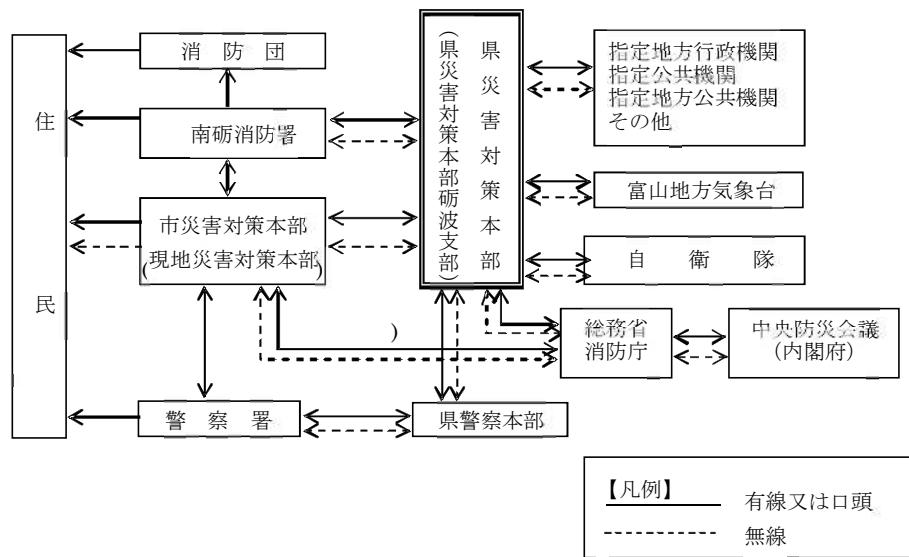
さらに、災害情報の通信及び広報手段として、ケーブルテレビ、インターネット、なんと緊急メール、自治会振興会メール配信システム、エリア放送、携帯情報端末等をはじめとする I C T の積極的な活用を推進し、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

特に、災害時に孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

1 通信連絡系統

市、県及び関係機関の通信連絡系統については、次のとおりである。



2 通信連絡手段

通信連絡手段としては、次の種類の有線・無線電話を備えている。

- ア 県防災行政無線
- イ 県総合防災情報システム
- ウ 市防災行政無線
- エ 衛星携帯電話

- オ 電気通信事業者の災害時優先電話
- カ 消防救急無線
- キ ケーブルテレビ
- ク インターネット
- ケ 電子メール
- コ エリア放送

3 通信連絡体制の整備充実

(1) 市防災行政無線の整備充実

市は防災行政無線のデジタル化を進め、避難場所等との連絡網の確保を図るとともに、災害の状況によっては必要な場所に陸上移動局（車載、携帯）を適宜配備し、速やかな情報伝達体制を確立するよう努める。

(2) 災害時優先電話の指定

あらかじめ電気通信事業者から災害時優先電話の指定を受け、緊急連絡体制の整備を図る。

(3) 消防救急無線の充実

消防本部は消防救急無線のデジタル化を進め、消火活動及び救急活動に備える。また、南砺消防署と消防団との連絡網の整備を更に促進し、一体的な応急対策活動の実施を確保する。

(4) FAXの整備

情報を正確に伝えるために、FAXの未配備施設への設置に努める。

(5) 非常通信体制の強化

被害情報などの提供を目的としてアマチュア無線団体に災害時の協力を依頼し、また、民間無線従事者からの情報提供を得られるようタクシー無線取扱い者等との協力体制の確立に努める。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

(6) 全国瞬時警報システム（J-ALETR）の活用

市は、全国瞬時警報システム（J-ALETR）により、地震の緊急情報を受信したときは、直ちに関係機関及び住民にその内容を伝達する。

第4 緊急輸送ネットワークの整備（建設班）

市及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

また、国、県及び市は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、市が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努める。

1 輸送拠点施設の確保

市は、被災地外からの救援物資（水、食料、生活必需物資等）の受入れ、管理、仕分け、搬出や積み換えを行う輸送拠点施設をあらかじめ指定しておくとともに、震災時には輸送拠点施設、輸送機関と緊密に連携し、救援物資の円滑な受入れ・搬出が行えるよう体制の整備に努める。

2 緊急輸送道路

道路は、震災時において、傷病者の搬送や救援物資の輸送等災害応急対策を実施する上で重要な役割を担っている。

このため、災害時の緊急交通路の候補となる緊急啓開・復旧道路を指定する。

なお、緊急輸送道路の指定にあたっては、広域的なネットワークや輸送拠点と防災拠点間の連絡の確保とともに、県が指定する緊急輸送道路と相互に補完し効率的なネットワークを形成するよう努める。

（1）緊急輸送道路の指定

市では1・2級市道の中から8路線を指定する。

【南砺市緊急輸送道路一覧】・・・資料編「4-1」

（2）緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路（橋梁）については、耐震化補強や架け替え等により、災害に強い施設とする。

また、指定路線の周辺環境についても、電柱の地中化を進める等災害に強い道路整備に努める。

（3）緊急復旧体制の整備

災害時の道路パトロール班の編成方法等について検討しておく。

また、建築資機材等を有する関係業者等との間で、あらかじめ、災害時の復旧区間及び役割分担等について定める。

3 緊急輸送車両等の確保

市は、所有する車両等の状態を把握しておくとともに、車両等が不足した場合に備え、緊急時の車両提供（借り上げ）について、バス事業者やトラック輸送機関及びその他の事業所とあらかじめ協定を締結するなど、災害時に車両等が円滑に確保できる体制の整備に努める。

第5 航空防災体制の強化（総務班、南砺消防署）

災害に的確に対応していくため、上空からの消火や救助、災害状況の把握、救急患者の高次医療機関への搬送など、ヘリコプターを活用した広域的かつ機動的な航空防災活動の体制を強化する。

1 建物識別番号表示

災害時において、応急対策の活動拠点となる庁舎、避難所となる学校及び救急患者等の搬送先である病院などの建物の屋上に特定の番号を表示し、ヘリコプター等の航空機による上空からの建物の識別を容易にすることにより、迅速かつ的確な活動を展開する。

2 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

地域内における緊急輸送を確保するため、災害対策用ヘリコプター臨時離着陸場として設置可能な場所を確保する。

また、中山間地域において、緊急時臨時着陸場所を確保する。

【場外離着陸場一覧】・・・資料編「4-2」

第6 相互応援体制の整備（総務班、消防本部）

市は、市の対応能力を超える大規模災害時の応援要請を想定し、あらかじめ他の地方公共団体や防災関係機関、民間等との間において、災害時における相互応援協定の締結を推進する。

1 他の地方公共団体との相互応援

市は、災害対策基本法第67条第1項の規定に基づき、県内の市町村をはじめ、大規模な地震災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との相互応援協定の締結を推進する。

なお、既に締結している協定は、次のとおりである。

(1) 近隣の市町村との災害時相互応援協定

近隣市町村で、地震や洪水、地滑りなどの災害が発生し、被災した行政区独自では充分に被災者の救援などの応急措置が実施できない場合において、相互に支援することにより、災害応急対策及び災害復旧などを円滑に行うこと目的とした協定（砺波市、小矢部市、金沢市）。

(2) 遠隔地域との災害時相互応援協定

東日本大震災の教訓を踏まえ、同時被災をしないと考えられる遠隔地域の市町村との相互応援協定

- ① 武蔵野市交流市町村協議会（9市町村）
- ② 愛知県半田市
- ③ 福島県南相馬市
- ④ 全国ボート場所在市町村協議会（27市町村）
- ⑤ 日本福祉大学友好協力宣言及び包括協定自治体（6町村）
- ⑥ 中国紹興市友好交流都市（4市）

(3) 主に観光客を対象とした災害時相互応援協定

災害時等における観光客の安全な避難に関する支援等を行う市町村との相互応援協定

- ① 北陸飛騨3つ星街道防災パートナーシップ協定（3市町村）

(4) 富山県消防防災ヘリコプター支援協定（平成16年11月1日調印）

南砺市が富山県の所有する消防防災ヘリコプターの支援を求めるための協定

2 他の消防機関との応援協定

県内市町村間の消防応援協定については、消防組織法第39条の規定に基づき、富山県市町村消防相互応援協定が締結されている。

また、近接する砺波市、小矢部市のほか、岐阜県の飛騨市、白川村とも消防相互応援協定を締結している。

3 公共的団体等の協力

市は、区域内における公共的団体及び自主防災組織に対し、平常時から次に掲げる協力が得られるよう努める。

- ア 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること。
- イ 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
- ウ 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- エ 災害時における出火の防止及び初期消火に協力すること。
- オ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
- カ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
- キ 被害状況の調査に協力すること。
- ク 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- ケ その他の災害応急対策業務に関すること。

なお、ここでいう公共的団体とは、NPO 法人南砺市医師会及び市歯科医師会、市内薬剤師会、市内農業協同組合、砺波森林組合、市内商工会、市連合婦人会、ボランティア団体をいい、自主防災組織とは、地域住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び事業所の防災組織をいう。

4 民間の協力

市は、災害時に積極的な協力が得られるよう、建設機械の借り上げや流通備蓄等の提供の協定を推進する。

市では、となみ衛星通信テレビ(株)と災害緊急放送に関する相互協定を締結している。

第7 積雪時の地震対策（建設班）

冬期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難所・避難路の確保等に支障が生じることが懸念される。

このため、市は、積雪・寒冷対策を推進することにより、冬期における地震被害の軽減に努める。

1 積雪対策の推進

積雪期における地震対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により、より十全なものとする。

このため、市、県及び防災関係機関は、相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害の防止に努める。

（1）地域相互救助体制の確立

自力で屋根雪の処理が困難な世帯に対して、自主防災組織、ボランティアの協力体制等、地域の相互援助体制の確立を図る。

（2）積雪・寒冷期における避難路、避難場所等の確保

市は、除雪機械の設置、消融雪施設（流雪溝等）の整備等によって除雪を促進するとともに、防雪施設の整備を行うことにより、避難場所及び避難道路の確保を図る。

また、避難場所に小型除雪機械やテントを整備するとともに、施設の耐雪構造化に努める。

さらに、毛布の備蓄、ストーブなどの暖房設備の確保等、避難所での寒冷対策に留意する。

2 交通の確保 (建設班)

(1) 道路交通の確保

地震発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。

このため、各道路管理者は、除・排雪体制の充実を図るとともに、防雪施設（スノーシェッド、雪崩防止柵等）、除融雪施設等の整備を推進し、安全な道路交通の確保に努める。

【除雪体制の強化】

(ア) 道路管理者は、国道、県道、市道及び高速自動車国道の整合のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に除雪計画を策定する。

また、道路管理者は、除雪水準の向上を図るため、自然条件（地形、積雪状況等）に適合した除雪機械の確保に努める。

(イ) 積雪寒冷地域に適した道路整備の促進

道路管理者は、冬期交通の確保を図るため、道路整備、雪崩等による交通障害を予防するための防雪施設の整備、消融雪施設の整備等を推進する。

(2) 航空輸送の確保

地震による道路交通の一時的な麻痺により、豪雪山間地では孤立する集落が発生することが考えられる。このため、市、県及び防災関係機関は、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図る必要がある。

市は、孤立が予想される集落のヘリポートを確保するとともに、緊急時のヘリポート（場外離発着場を含む）の除雪体制を強化する。

第8 業務継続体制の確保 (全班共通)

市は、地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（B C P）の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。

特に、市、県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

市は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

市、県及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

第9 災害復旧・復興への備え (全班共通)

1 災害廃棄物の発生への対応

市は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努める。

市は、災害廃棄物の処理に係る国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

市、国、県は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、市及び県は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

市、国、県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。また、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

2 各種データの整備保全

市は、復興を円滑に進めるため、あらかじめ次の事項について整備しておくよう努める。

ア 各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）

イ 不動産登記の保全 等7

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 男女共同参画の視点

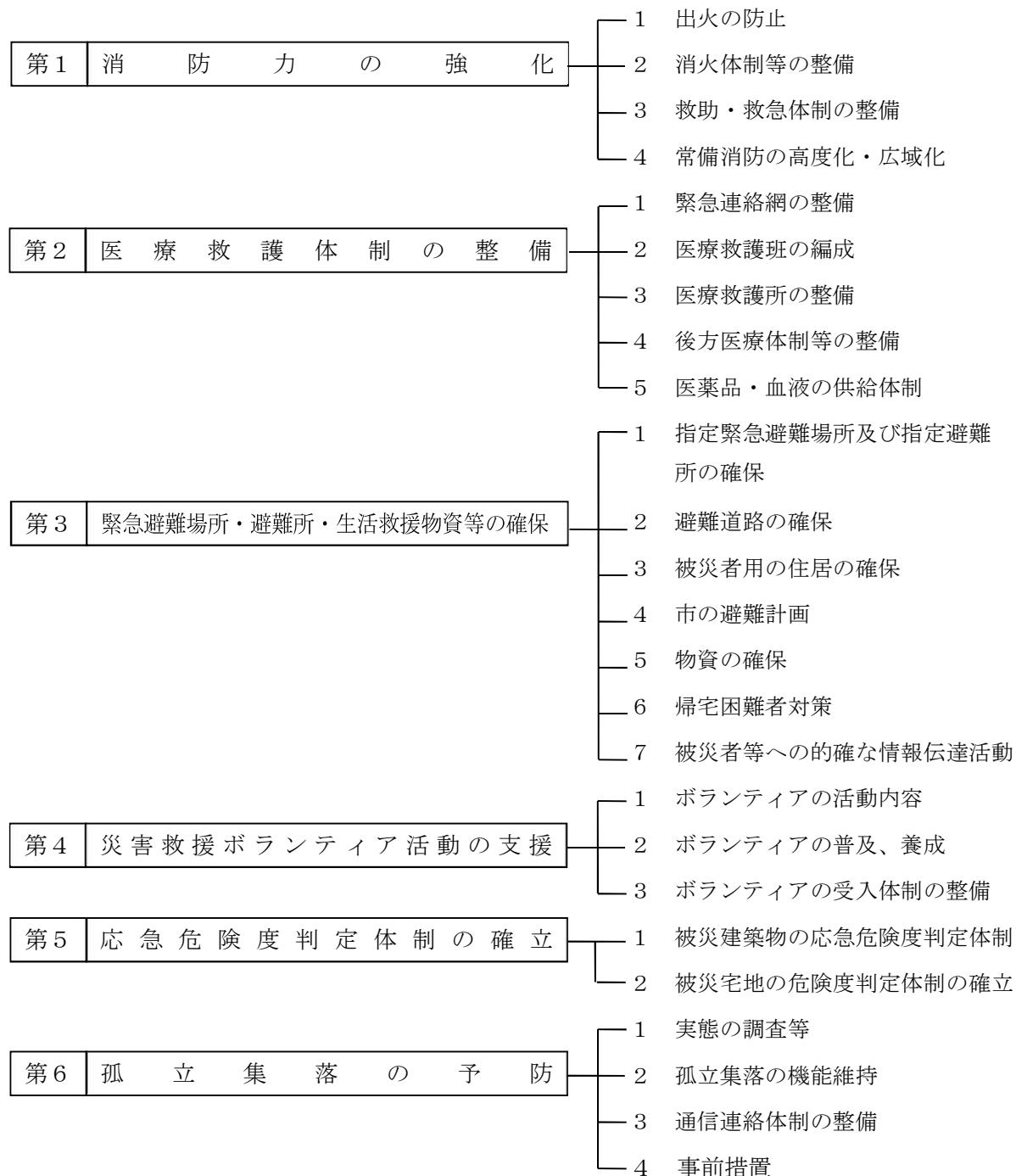
市は、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。また、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第4節 救援・救護体制の整備

(全部局共通)

市は、発災直後からの人命の安全確保を最優先におき、消防力の強化、医療救護体制の整備、緊急避難場所・避難所並びに生活救援物資の確保、災害救援ボランティア活動の支援などの救援・救護体制の整備を推進し、被害の可能な限りの軽減に努める。

【対策の体系】



第1 消防力の強化（総務班、消防署班、消防団班）

大規模な地震が発生した時には、同時多発火災の発生や延焼拡大による被害の増大が予想される。これを最小限に抑えるため市は、出火防止、初期消火体制の確保、火災の拡大防止、救助・救急体制の整備に努める。

さらに、同時多発火災や延焼拡大が発生した場合は、消防力の分散、倒壊建物による通行障害、消防施設の被災等により消防活動が困難になることも予想されるため、市は、自主防災組織に対する消防資機材の配備等により初期消火が効果的に行えるよう消防力の一層の充実に努める。

1 出火の防止

市は、災害発生時における火災の発生を未然に防ぐため、住民への指導や施設整備を実施して出火の防止に努める。

（1）一般家庭に対する指導

市は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- ア 耐震自動消火装置付き火器設備、器具及びガス警報機等の安全な機器の普及
- イ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- ウ 火を使う場所の不燃化及び整理整頓
- エ カーテン等防災製品の普及
- オ 消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底
- カ 発災時において、揺れを感じたとき、揺れが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火措置の徹底
- キ 住宅用火災警報器の設置促進

（2）事業所に対する指導

市は、多数の者が利用する学校、病院、百貨店等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画を作成するよう指導する。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、対象物に対する防火体制を推進する。

2 消火体制等の整備

（1）初期消火体制の強化

市は、地震発生時において火災による被害を最小限に止めるために、出火の防止、家庭における初期消火並びに地域及び事業所における初期消火体制の確立などの普及啓発に努める。

- ア 事業所は、自衛消防隊の組織化、各種訓練を通じて、技能の向上、事業所相互の協力体制を推進し、また、地域の一構成員として、地域防災訓練への積極的参加や保有する資機材を活用した消火活動など地域との連携体制の強化に努める。
- イ 自主防災組織は、日頃から訓練を通じて初期消火の知識、技術の習得に努める。

- ウ 消防団は、高度かつ専門的な知識・技術の習熟と併せ、実践的な訓練を通じた消防技術の鍛錬向上に努めるとともに、地域の防災リーダーとして、自主防災組織をはじめとする地域住民に対する防災指導を通じて、地域の防災力の向上に努める。
- エ 市は、自主防災組織に対して可搬式動力ポンプ等の消防設備の整備を推進するとともに、住民参加の防災訓練を定期的に実施する。

(2) 消防設備等の適正化

- ア 市及び消防本部は、消防組織の強化に努めるとともに、消防団の施設設備や装備の適正配備、青年層・女性層の消防団への積極的参加等、消防団の活性化を推進する。
- イ 消防本部は、消防力の強化を図るため、小型動力ポンプ、消防ポンプ自動車、その他の消防施設、設備等の整備及びこれら施設等の計画的配置に努める。特に危険物施設、高層ビル等の特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

(3) 消防水利の整備

大規模な地震発生による消火栓の使用不能や防火水槽の破損等に備え、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、延焼火災が発生する危険性の高い住宅地等に優先的に配備するなど、消防水利の拡充に努める。また河川などの自然水利、農業用水、プール、消融雪施設、井戸等の多様な水利を確保し、効率的な利用を進める。

3 救助・救急体制の整備

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどした被災者に対する救助・救護活動や負傷者に対する医療活動が迅速に行われるよう、市は住民の救急・救助に関する知識、技能の習得を推進するとともに、必要な資機材の整備に努める。

(1) 救助体制の整備

- ア 自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人などを要配慮者の被災状況の把握に努める。
- イ 南砺消防署は、救助工作車及び救助用資機材の整備を促進するとともに、倒壊家屋、がけ崩れ等被災状況に応じた救助活動マニュアルの作成及び点検に努める。
- ウ 市は、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキ、除雪機械その他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。
- エ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、市は民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておく。
- オ 市は、災害時における消防活動上の重要な情報伝達手段である消防救急無線についてデジタル化を推進する。

(2) 救急体制の整備

- ア 市は、住民に対して、研修会や集会を通じて、AED※1の使用を含む心肺蘇生法※2や止血法※3などの応急救手当に関する知識・技能の普及を推進する。
- イ 南砺消防署は、救急能力を高めるため、救急救命士※4の技術向上に向けた研修体制を整備する。さらに、救急隊員にトリアージ※5などの応急救護研修の実施に努める。

- ※1 Automated External Defibrillator（自動体外式除細動器） 心室細動又は無脈性心室頻拍という不整脈が生じて、心臓の全身への血流を流す働きが停止している状態において、強い電流を瞬時に流すことにより心拍を正常化させる治療法を行う機器。
- ※2 心肺蘇生法 心肺停止した傷病者に対して、脳・心臓・肺の蘇生を目的として、胸骨圧迫と人工呼吸を実施する方法。
- ※3 止血法 外傷などによる出血を止める方法
- ※4 救急救命士 救急車などに同乗し、患者を病院まで運ぶ際、医師の指導のもとで特定医療行為を行える資格者のこと。
- ※5 トリアージ 多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を傷病の程度で選別し、治療及び搬送の優先度を決める技術。

（3）医療機関との連携体制

南砺消防署は、医療機関と連携して救急搬送体制の整備に努める。

4 常備消防の高度化

南砺市の常備消防は、本市及び砺波市、小矢部市の3市で砺波地域消防組合を構築している。平成27年に市内消防署所の再編を行い、南砺消防署、東分署、五箇山出張所、利賀分遣所の4署所での運営体制としている。適時に消防力の適正配置の見直しを行い、より高度な消防サービスの提供に努める。

第2 医療救護体制の整備（医療救護班）

市は、被災時に発生する多数の負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動が行える体制を平常時から整備する。

1 緊急連絡網の整備

市医療課、南砺市民病院、公立南砺中央病院は、災害時に連絡がとりあえるように、あらかじめ緊急連絡先一覧表を作成し、当該関係者が常時見える場所に掲示しておく。

2 医療救護班の編成

被災者に対する医療救護活動は、医師会などの協力を得て、医療救護班を編成して行う。医療救護班の編成を円滑に行うため、平常時からその方法などについて整備しておく。

大規模災害時において、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請した場合は、医療救護班とDMATが連携して医療救護活動が円滑に行えるよう、平常時からその方法などについて整備しておく。

3 医療救護所の整備

市は、診療所、保健センター及び避難所として指定した施設のうちから、医療救護所を当該管理者とあらかじめ協議して指定し、整備する。

- ア 想定被害者数をもとに医療救護所の充足に努める。
- イ 医療救護所は、既存の診療所、保健センターを活用するほか、耐震診断等により安全が確認されている学校校舎の一部又は運動場に設置するテント等とする。
- ウ 市は、災害時において直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう定期的に施設の点検を行い、また、その設置についても迅速に行う。
- エ 医療救護所の設備は、概ね次のとおりとする。

- (ア) テント
- (イ) 救護用医療機器（創傷セット、熱傷セット、蘇生器等）
- (ウ) その他（折りたたみベッド、担架、発電機等）

4 後方医療体制等の整備

医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する患者を適切な後方医療施設に搬送して治療を行うため、市は、公的病院を中心とした後方病院の整備確保に努める。

また、後方医療施設となる医療機関との連携体制の確立と重傷者などの搬送体制の整備、強化に努める。

5 医薬品・血液の供給体制

市及び医療救護施設においては、災害直後の初動期の医療救護活動に必要な緊急用医薬品等の備蓄に努め、定期的に点検等を行い、不足するものについては適宜補充する。また、市は、あらかじめ関係業者との協力体制を確立し、災害時に備える。

ア 家庭常備薬の避難所等への配置

市は、被災者自らが容易に使用できる家庭常備薬をあらかじめ避難所等に配置するとともに、各家庭においても日常から常備薬の個人備蓄を推奨する。

イ 医薬品の搬送手段と人員の確保

(ア) 市は、自動車、バイク、自転車等の搬送手段の確保に努める。

(イ) 集積所、避難所等における医薬品の仕分け・管理、服薬指導及び搬送等にあたる人員については、薬業関係団体の協力を得て、あらかじめ医療圈毎に組織化する。

ウ 血液の確保

血液製剤については、日本赤十字社富山県支部及び富山県赤十字血液センターが適正在庫に努め、供給要請に応える。

エ 災害医療情報ネットワークの整備

市、県、薬業関係団体、救護所、医薬品等集積所など関係者間において、連絡体制を整備し、必要な情報を迅速かつ正確に収集・提供できるように努める。

第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保（現地災害対策班、総務班、避難所班、災害救助班、建設班、上下水道班、救援物資班）

市は、地震災害発生時における住民避難のため、あらかじめ指定緊急避難場所及び指定避難所の指定を行うなど、住民の安全の確保に努める。

また、被災生活が長期化した場合等の生活を確保するため、あらかじめ生活必需物資の確保等を行う。

さらに、指定緊急避難場所及び指定避難所及び周辺道路に案内標識、誘導標識を設置し、平素から関係地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。

市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者的心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

保健班は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から総務班との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに住居しているか確認を行うよう努めるものとする。また、総務班との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

1 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保

市は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておく。また市は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者そのため、社会福祉施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

なお、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定については、地域の人口動態や施設の変更等の状況に応じて適宜見直す。

市は、災害時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

また、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するよう努める。

また、前述の公示を活用しつつ、社会福祉避難所で受け入れるべき要配慮者がを事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難ができるよう努める。

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

さらに、市は、避難生活が必要な住民に対しては、避難所が過密になることを防ぐため、可能な場合には親戚や友人の家等への分散避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえて、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについても検討するよう周知に努める。

(1) 指定の基準

- ア 指定緊急避難場所については、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。
- イ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想

定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

- ウ 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

(2) 施設、設備の整備

ア 指定避難所における施設、設備の整備

市は、指定避難所において避難住民の生活を確保するため、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。また、県においても、当該施設、設備等の整備を支援する。

(ア) 指定避難所又はその近傍で、水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、段ボールベッド、パーテーション、炊出し用具、毛布、暖房用器具等避難生活に最低限必要な物資、資機材の整備を図る。なお、備蓄物資の調達に当たっては要配慮者への配慮にも留意する。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(イ) 井戸、仮設（簡易）トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等避難生活に必要な施設、設備の整備に努めるほか、ラジオ、テレビ、無線LAN等災害情報の入手に資する機器を整備する。

また、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

イ 指定緊急避難場所の整備

指定緊急避難場所における避難者の安全を図るため、次のとおり施設整備を図る。

(ア) 周囲に防火帯となる樹木の植栽を推進する。

(イ) 消防用水、飲料水等の水利の確保を図るため、池、プール、貯水槽等の整備を図る。

(ウ) 負傷者等の応急救護が円滑に行えるよう救護所となり得る建築物の確保を図る。

(3) 運営体制の整備

指定避難所においては、多種多様な問題が発生することが予想されるため、市は、県の作成する避難所運営マニュアル策定指針に従って、避難所運営マニュアルを作成し、地域ごとの実情を踏まえた避難所運営体制の整備を図り、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

なお、市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

また、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

また、避難所における新型感染症対策など、新たな課題が生じた場合には、県が改正する策定指針に従い改正するよう努める。

【指定避難所一覧】・・・資料編「5-1」

【指定緊急避難場所一覧】・・・資料編「5-3」

2 避難道路の確保

指定緊急避難場所及び指定避難所への距離が長い地域や火災による延焼の危険性が著しく高い地域については、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、避難道路をあらかじめ確保しておく。

(1) 避難道路の選定

市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定する。

- ア 避難道路は概ね8～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 指定緊急避難場所及び指定避難所まで複数の道路を確保すること。
- ウ 地下に危険な埋設物がないこと。
- エ 浸水、がけ崩れ等の危険がないこと。
- オ 落下物の危険性が少ないこと。
- カ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

(2) 避難標識の設置

避難者が指定緊急避難場所及び指定避難所に安全に到達できるよう、避難誘導標識の設置に努める。

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(3) 観光地における避難所等の確保

多数の人が集まる観光地においては、帰宅できない一時的滞在者も含んだ安全な指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

3 被災者用の住居の確保

市は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、体制の整備に努める。

4 市の避難計画

市及び防災上重要な施設の管理者等は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成しておく。

市は施設の管理者等と連携して、避難誘導等の体制の確保に努める。

また市は、避難行動要支援者の避難支援、安否の確認等の必要な措置について定める。

(1) 避難に関する広報

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようするため、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに災害危険地域を明示した防災マップや広報誌等を活用して避難に関する広報活動を実施する。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の広報

市は、次の事項につき、地域住民に対し周知徹底を図る。

- (ア) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称
- (イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所の所在位置
- (ウ) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路
- (エ) その他必要な事項

イ 避難のための知識の普及

市は、住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物資の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自重を呼びかける。

- (ア) 平常時における避難のための知識
- (イ) 避難時における知識
- (ウ) 避難収容後の心得

(2) 避難計画

避難計画は次の事項に留意して作成する。

- ア 避難指示を行う客観的数値に基づく具体的な基準（降雨量、河川の水位等）及び伝達方法
- イ 避難指示等の実施責任者及び不在の場合の代理者
- ウ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口（一時滞在者を含む）
- エ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- オ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (ア) 給水
 - (イ) 給食
 - (ウ) 毛布、寝具の支給
 - (エ) 衣料品、日用品等必需品の支給
 - (オ) 負傷者に対する応急救護
 - (カ) 避難者に同行した家庭動物の収容
- カ 指定避難所の管理に関する事項
 - (ア) 避難収容中の秩序保持
 - (イ) 避難者に対する災害情報の伝達

- (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (エ) 避難者に対する各種相談業務

キ 災害時における広報

- (ア) 広報車による周知
- (イ) 避難誘導員による現地広報
- (ウ) 住民組織を通じた広報
- (エ) 防災行政無線による広報
- (オ) インターネット、なんと緊急メール、ケーブルテレビ等による広報

(3) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練を実施することにより避難に万全を期する。

- ア 避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法を定める。
- イ 児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては緊急避難場所の選定、保護者等に対する周知方法、収容施設の確保並びに保健、衛生及び給食の実施方法について定める。
- ウ 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

(4) 不特定多数の者が利用する施設の管理者の留意事項

ショッピングセンター、駅、観光施設、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とする。

5 物資等の確保

大規模な地震が発生した場合、ライフラインや道路等の損壊により、流通機構は一時的に麻痺状態になることが予想されることから、市は被災者に最低限の飲料水、食料及び生活必需品等の供給が円滑に行えるよう、現物備蓄や流通備蓄の体制をあらかじめ定めておく必要がある。

そして、市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

なお、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に国の物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、災害時に必要不可欠な最低限の飲料水、食料及び生活必需品については、「個人で備蓄しておくことが基本である。」という認識により、市は日頃から個人備蓄の啓発・奨励を行う。

(1) 飲料水の確保

市は、水道施設が破損し、飲料水の供給ができなくなる場合に備え貯水槽、応急給水用資機材を活用して飲料水の確保に努める。

なお、家庭において備蓄すべき水量は、一人1日3リットル程度を基準として、給水車等による応急給水対策が開始されるまでの最低3日間分（推奨1週間分）の世帯人数分を確保する。飲料水の備蓄には、衛生的で安全性が高く、水もれや破損のしない容器を用いる。

- ア 市は、水道施設の破損等により飲料水の供給ができなくなった場合は、次の方法により飲料水を確保する。
 - (ア) 直接水源から給水し、給水タンク等を用いて搬水する。
 - (イ) 各地区のプール貯水や消融雪用井戸水等を浄水機により浄化し、あるいは化学処理を加える。
- イ 市は、非常時に利用する予定の貯水、河川及び消融雪用井戸、湧水の水質検査を定期的に実施し、実際の利用における適否を常時把握しておく。
- ウ 自治会等の自主防災組織は、次により飲料水を確保する。
 - (ア) 応急給水を円滑に実施するための給水班の編成準備
 - (イ) ポンプ、貯水槽、ポリタンク、次亜塩素酸カルシウム等、応急給水に必要とされる資機材の整備

(2) 食料の確保

被災者に対する食料の供給は、原則として、炊出し体制が整うまでの間は備蓄してある乾パン等非常食を供給する。

このため、市は、非常食の備蓄・調達先の確保に努める。

- ア 非常食の備蓄、調達体制
 - (ア) 市は、非常食の備蓄を推進するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図る。また、被災時における迅速な対応を図るため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進める。
 - (イ) 市は、住民の家族構成に応じた非常食最低3日間分（推奨1週間分）の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。
 - (ウ) 市は、避難所に近い企業・事業所に対し、非常食の備蓄を協力依頼する。
 - (エ) 市は、病院や社会福祉施設等に対し、患者や入所者の実態に応じた非常食の備蓄を奨励する。
 - (オ) 市は、非常食の公共備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておく。

また、流通備蓄による食料の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努める。

- イ 炊出し計画
 - (ア) 市は、被災時の炊出しを速やかにできるよう、責任者（市）、現場の責任者（避難所）、献立、炊出し方法等の炊出し計画をあらかじめ定めておく。
 - (イ) 炊出しあは、米飯、弁当、パン、即席麺等とする。
- ウ 救援要請
 - (ア) 市は、県を通じて隣接市町村や他の市町村に救援を要請することができる。
 - (イ) さらに不足する場合には、県が救援するとともに、県が北陸農政局富山地域センターに救援を要請する。

エ 輸送

- (ア) 被災時には大量の救援物資の受入れに混乱が予想されることから、市は、ストックヤードとして使用できる集積地をあらかじめ定めておく。
また、集積地を定めた場合は、県、隣接市町村や他の市町村、日本赤十字社富山県支部、北陸農政局富山地域センターに連絡しておく。
- (イ) 市は、物資の輸送や保管・管理の手段を確保するため、物流・倉庫等の関係団体と協定を締結し、協力依頼しておく。

(3) 生活必需品の確保

市は、家屋の倒壊破損、焼失による被災者を保護するための寝具類、日用品その他の生活必需品(以下「生活必需品」という。)を供給するものとし、生活必需品の備蓄・調達先の確保に努める。

ア 生活必需品の備蓄、調達

- (ア) 市は、生活必需品を備蓄するとともに、災害時において、相互に融通するなど隣接市町村と連携を図る。
特に、被災時には輸送手段等が混乱するため、避難所ごと又はその近傍における分散備蓄を進める。
- (イ) 市は、住民の家族構成に応じた最低3日間分(推奨1週間分)の携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパーなど生活必需品の備蓄を積極的に啓発し、奨励する。
- (ウ) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として有効である、マスク、消毒液等の備蓄を奨励するものとする。
- (エ) 市は、病院や社会福祉施設に対し、患者や入所者等の日常生活の実態に応じた生活必需品の備蓄を奨励する。
- (オ) 市は、生活必需品の現物備蓄を補完するため、流通備蓄を推進するとともに、調達先とあらかじめ協定を締結しておく。
また、流通備蓄による生活必需品の調達を確実にするため、調達先との協定内容の点検及び調達先の拡充に努める。

イ 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達

- (ア) 炊出しほは、避難所の給食設備や給食施設の炊事道具を使用して行うこととするが、被災時に使用不可能な場合や備えていない避難所のため、市は炊事道具の調達先を確保しておく。
- (イ) 市は、炊出し用のLPGガス、卓上コンロの燃料が不足した場合に備え、これらの調達先を確保しておく。また、災害対応バルク貯槽※の設置により炊き出しや発電が可能となることなどから、新たな災害対策機器の活用等も有効である。

※LPGガスの小型の貯槽(バルク貯槽)と、燃焼機器(コンロ、発電機等)及びこれらを接続するためのワンタッチカップリング機器がセットになったもの。平常時のLPGガスの供給設備としても使用できる。

ウ 救援及び輸送

「(2) 食料の確保」と同様の体制をとる。

(4) 防災資機材等の備蓄

市は、第1編総則で想定した地震による被害規模を踏まえ、簡易トイレや救助用資機材等の備蓄に努める。

(5) 電源の確保

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命にわる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

6 帰宅困難者対策

市は、公共交通機関の運行が停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生することから、「むやみに移動しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段、徒歩帰宅支援ステーションリスト等について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

7 被災者等への的確な情報伝達活動

市は、被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の整備やIP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに、要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、市及び放送事業者等は地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

なお、市は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。また、市は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、住民に対する普及啓発に努める。

また、市及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

第4 災害救援ボランティア活動の支援（災害救助班）

災害時において、市、県及びその他の防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧など、災害対応の中心的な役割を担っており、また、住民は、自主防災という点で各自の行動が期待される。

しかし、行政や自主防災組織（地域住民）の対応力を超える災害においては、被災地の様々なニーズが増大し、ボランティアの迅速かつ、きめ細かな対応が必要とされる。

ボランティアの効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア相互の連携が不可欠であり、このため市は、富山県民ボランティア総合支援センター、富山県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部、大学コンソーシアム富山、ボランティア関係機関・団体と連携し、災害時において、ボランティアの受入れが円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

1 ボランティアの活動内容

災害時における救援ボランティア活動には、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術を有する者で、通常は関係機関の要請に基づき活動する専門的なボランティア活動と、被災者の生活支援を目的に、専門作業以外の作業に参加する者で、自主的に活動する一般的なボランティア活動とがある。

(1) 専門的なボランティア活動

- ア 消防、救助
- イ 医療救護
- ウ 通信の確保
- エ 建築物の危険度判定
- オ 行方不明者の捜索
- カ 特殊車両等の運転

(2) 一般的なボランティア活動

- ア 高齢者、障害者等の介助、誘導
- イ 手話、外国語の通訳
- ウ 救援物資の仕分け、搬送、配布
- エ 炊出し、水汲み
- オ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦礫の処理

2 ボランティアの普及、養成

(1) ボランティア活動の普及・啓発

市は、富山県社会福祉協議会やボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティア活動に対する市民の意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いややすい環境づくりを進める。

なお、勤労者がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めるため、企業等に対してボランティア休暇等の必要性について理解を求め、協力を要請する。

(2) ボランティアの養成

市は、富山県社会福祉協議会やボランティア関係機関・団体等と相互に連携を図り、災害時に適切に行動できる知識、技術を身につけてもらうため、社会人や学生等を対象に災害救援ボランティア講習や訓練を実施する。

なお、高齢者等の介護や通訳等として、日頃、活動しているボランティアは、災害時においてもその活動が期待されるところであり、協力が得られるよう努める。

3 ボランティアの受入体制の整備

(1) 災害救援ボランティアコーディネーター等の養成

市は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とのつなぐ災害救援ボランティアコーディネーター等の養成を促進する。

(2) 災害救援ボランティア活動マニュアルの運用

市は、富山県災害救援ボランティア活動指針との一体的な運用に配慮しつつ、地域の実情に応じた災害救援ボランティア活動マニュアルを作成しており、災害時にはこのマニュアルを適正に運用し、救援ボランティアの円滑な受け入れと効果的な活動を実現する。

(3) 防災訓練への参加

市は、総合防災訓練等への災害救援ボランティアコーディネーター等及びボランティアの積極的な参加を呼びかける。

第5 応急危険度判定体制の確立 (建設班)

1 被災建築物の応急危険度判定体制

地震による災害発生時においては、被災建築物等による二次災害を防止するため、被害状況及び被害建築物等の余震に対する耐力の把握を行うなど、被災建築物に対し速やかに対処する必要がある。そのためには、県及び建築関係団体との協力体制はもとより、建築専門技術者の自主的協力による応急危険度判定体制やその後の復旧対策の体制等を確立する必要がある。

このため市は、地震発生時に備えて、被災建築物等の応急危険度判定を行う判定実施本部組織の確立、被災建築物応急危険度判定士及び判定活動を指揮する応急危険度判定コーディネーターの養成、行政庁間、関係団体との協力体制の確立、応急危険度判定に必要な資機材の備蓄を行う。

2 被災宅地の危険度判定体制の確立

地震による宅地被害が広範囲に発生した場合には、被災した市町村の職員だけでは、被害状況調査の実施が困難であることから、市町村の枠組みを超えた調査体制の整備が必要である。

このことから、被災宅地の状況について調査・判定する知識及び経験を有する技術者を被災宅地危険度判定士として都道府県等においてあらかじめ認定・登録を行ったうえ、災害時にこれら技術者をボランティアとして派遣する体制等を確立する必要がある。

このため市は、災害発生時に備えて被災宅地の応急危険度判定を行う組織の確立、被災宅地危険度判定士及び被災宅地危険度判定調査員の養成、行政庁間、関係団体との協力体制の確立を推進する。

第6 孤立集落の予防 (総務班、南砺消防署)

市は、地震に伴う土砂災害や雪崩の発生による孤立集落の発生を未然に防止するための各種対策を実施するとともに、孤立のおそれのある集落については、日常機能の低下を極力さけるため万全の事前措置を実施する。

1 実態の調査等

孤立のおそれのある集落について、富山県孤立集落予防・応急対策指針が作成されている。市は、この指針と一体的な運用が図られるよう地域の実情に応じた実態調査を行うとともに、万一に備えた救助計画を策定しておく。

【孤立の可能性がある集落】・・・資料編「9-4」

2 孤立集落の機能維持

市は、孤立する集落の機能の維持を図り、住民の安全を確保するため、次の必要な施設、資機材の整備又は調達計画を策定しておく。

- ア 土木作業機械及び管理棟
- イ 危険箇所照明施設
- ウ 通信施設設備
- エ 負傷者搬送用資機材

3 通信連絡体制の整備

(1) 集落と市役所等との連絡体制の整備

市は、孤立のおそれのある集落との通信を確保するため次のとおり連絡体制の整備に努め、運用等について具体的に定めておく。

- ア 防災行政無線の整備
- イ 電話による住民との情報連絡網の確立
- ウ 非常通信の確保
- エ 他の機関の通信手段の活用
- オ 衛星通信の配備
- カ 孤立防止用無線電話の整備

(2) 交番等への携帯無線の配置

警察は、孤立のおそれのある集落については、有線施設の障害に備え、地元交番等へ携帯無線機の配置に努めるほか、防災無線等を最大に活用できる体制を確保する。

4 事前措置

(1) 食料等生活必需物資の確保

山間地集落等、物流ネットワークから遠隔地にあたる地域では、地震に伴う土砂災害の発生等により孤立し生鮮食料品等の確保が困難な場合があるため、市は、各家庭単位での食料、燃料及び医薬品等の備蓄について奨励する。

(2) 救急、救助実施計画

- ア 救急、救助部隊の編成等

南砺消防署、警察等は、孤立した集落での地震災害に伴うけが人等の発生に備え、救助部隊の編成、輸送手段等について事前に計画を作成しておく。

- イ ヘリコプターによる救助体制の整備

孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプターや県警ヘリコプター、富山県ドクターヘリの活用が有効である。

県は、ヘリコプターの運航体制を確立しておくとともに、市は孤立のおそれのある集落の緊急時臨時着陸場所の適地を選定し、受入体制を整備しておく。

【場外離着陸場等一覧】・・・資料編「4-2」

第5節 防災行動力の向上

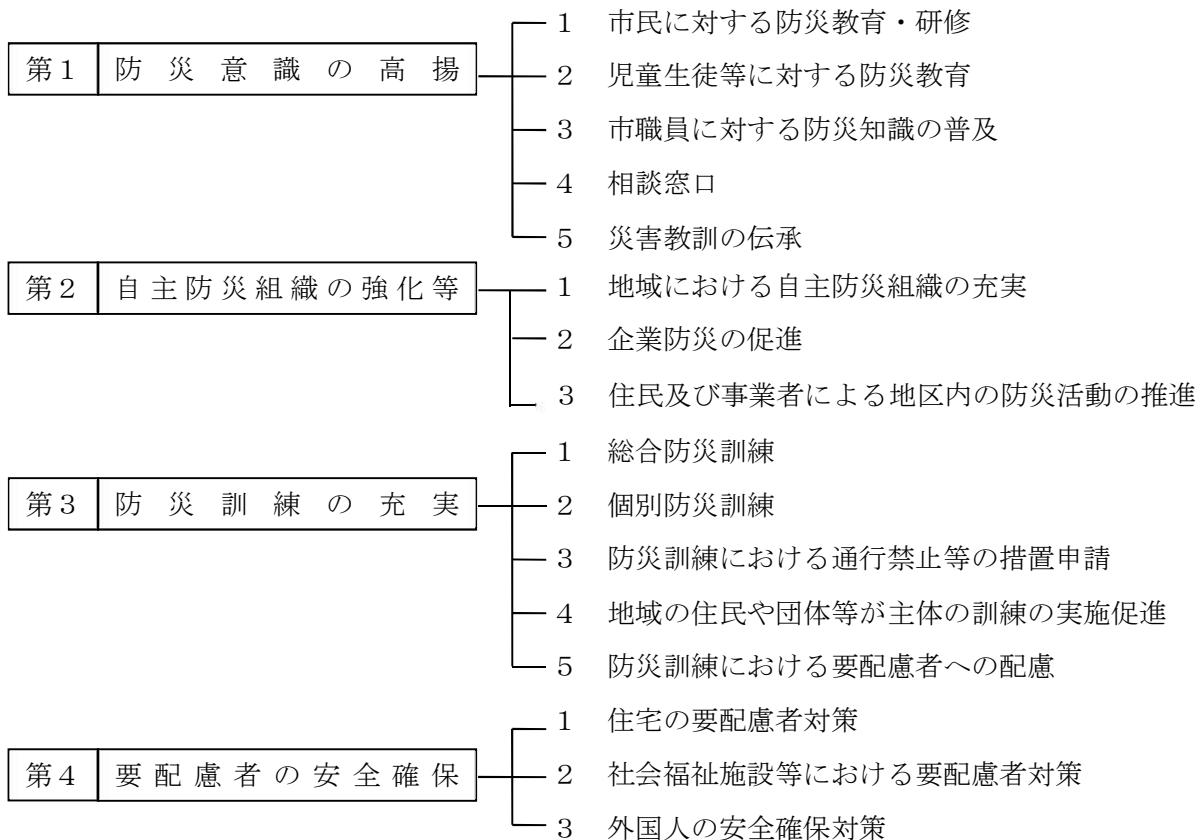
(総務部、地域包括医療ケア部、教育部、消防部)

大規模な地震による被害は、広範囲にわたり交通混乱、火災の同時多発、被災者の発生等各種の被害をもたらすことから、行政の的確な対応にあわせて市民や事業所等の迅速な活動が不可欠である。

しかも、大規模な災害時には行政自体も被災し、防災対応に限界があることから、まず市民は、『自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。』ことを認識するとともに、市をはじめ防災関係機関は、地域の防災行動力の向上に努め、被害の未然防止や軽減を図ることが必要である。

このため、防災広報、防災教育などの防災意識の高揚、市民・事業所等による自主防災組織の強化、防災関係機関を中心とする防災訓練の実施及び要配慮者の安全確保などを通じて、防災行動力の向上に努める。

【対策の体系】



第1 防災意識の高揚 (総務班、教育総務班)

地震による被害を最小限にとどめるためには、市民をはじめ防災関係機関等が地震に関する知識と各自の防災対応について、日頃から習熟しておくことが不可欠である。

このため、市をはじめとした防災関係機関は、市民の防災意識の高揚を図るとともに、家庭や職場、学校などにおける地域の防災行動力を向上させるため、防災知識の普及啓発、防災教育の推進に努める。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の

多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等双方の視点に十分配慮する。さらに、過去の災害の教訓を踏まえ、すべての市民が災害から自らの命を守るために、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練の実施に努める。

1 市民に対する防災知識の普及（総務班）

市は、市民に対し、専門家の知見も活用しながら、ハザードマップの理解、家屋の耐震診断や家具類の転倒防止対策、最低3日分（推奨1週間分）の自分の食料・飲料水等の個人備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び地震発生時におけるべき行動など防災知識の普及啓発を図る。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知する。

（1）普及の方法

ア 社会教育、各種団体を通じての普及・啓発

P T A、成人学級、青年団体、女性団体、自治会、事業所団体等各種団体を対象とした研修会、講習会、集会等の開催や資料の提出、ビデオ、映画フィルムの貸出等を通じて、被害防止に関する知識を普及啓発し、市民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚を持ち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

また、事業所団体では、構成員の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

イ 広報媒体による普及

市は、多様な広報により、防災知識の普及に努める。

（ア）市のホームページによる普及

（イ）ラジオ、ケーブルテレビ等による普及

（ウ）新聞、雑誌による普及

（エ）その他の印刷物による普及

（オ）映画、スライド、ビデオ、疑似体験装置による普及

（カ）図画、作文の募集による普及

ウ 防災センター的機能を有する施設による普及

市は、防災に関する P R、教育、訓練等の活動を通じて、実際的な体験による知識の普及及び技術の向上を図るため、展示室、防災ライブラリー及び研修室を有する防災拠点施設等を整備する。

エ 防災訓練を通じての防災意識の啓発

市は、総合防災訓練等への住民の積極的参加を呼びかけ、訓練を通じて実際的な体験による知識の普及、意識の啓発を行う。

（2）普及の内容

ア 各機関の防災体制

イ 地震に対する一般的知識

- ・ 地震の発生メカニズム（海溝型地震と断層型地震の違い）
- ・ 本県における主要活断層の位置

- ・地震規模（マグニチュード）
- ・震度分布
- ・地震の発生確率等
- ウ 過去の主な被害事例
- エ 普段からの心がけ
 - (ア) 住宅の点検
 - (イ) 屋内の整理点検
 - (ウ) 火災の防止
 - (エ) 応急救護
 - (オ) 最低3日間分（推奨1週間分）の非常食料・飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の準備
 - (カ) 緊急避難場所、避難所、避難路の確認
 - (キ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - (ク) 自動車へこまめな満タン給油
 - (ケ) 家具・ブロック塀等の転倒防止対策
 - (コ) 基本的な防災用資機材の操作方法の習熟
- オ 地震発生時の心得
 - (ア) 場所別、状況別の心得
 - (イ) 出火防止及び初期消火
 - (ウ) 避難心得
 - (エ) 家族間の連絡方法（NTTの伝言ダイヤル「171」、NTTドコモの災害用伝言板等）

2 児童生徒等に対する防災教育（教育総務班）

（1）防災教育の充実

- ア 学校教育における防災教育
 - (ア) 各学校長は、年度初めに防災に関する安全計画を立案し、その効果的な実現のため火災、地震、風水害等の緊急時に起こる様々な危険とその際の安全な行動について理解させ、状況に応じて適切に行動できることを狙いとして、地震をはじめとした防災教育を教育活動の全体を通して計画的、組織的に行う。
 - (イ) 防災に関する安全計画の内容は、児童生徒の発達段階、学校の立地条件、校舎の構造などの環境に対応するとともに、南砺消防署と連絡を密にし、火災、地震等の種別に応じて適切に設定する。
 - (ウ) 学校には防災管理者を置き、関係法規に定める防災知識普及業務を行う。
 - (エ) 防災に関する安全教育は、各教科（道徳を含む。）に加え、総合的な学習の時間の活用により災害に対応する能力を高める学習や特別活動の学校行事及び学級活動、ホームルーム等において、PTAや地域住民も参加した実践的な避難訓練等を行うよう努める。
- オ) 防災教育は、避難行動への負担感、過去の被災体験等を基準にした災害に対する、危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるようにする。

- (カ) 住んでいる地域の特徴や過去の地震の教訓等について継続的な防災教育に努める。
- (キ) 防災教育の推進にあたっては、児童・生徒の理解が進むよう、平成23年度に県で作成した児童・生徒用防災ハンドブックなど、わかりやすい教材を活用する。
- (ク) 災害時におけるボランティアの重要性について事例教育を含めるなど、その理解を深めさせる。

イ 教職員・保護者に対する防災教育

- (ア) 講習会・講演会

学識経験者並びに関係機関の専門職員を講師として招き、地震の発生原因、対策等の科学的、専門的知識を深める講演会を開催するほか、防災資機材の取り扱いや応急救護の実技、メンタルヘルス等についての講習会を行う。

- (イ) 研修会

校長をはじめ教職員の安全教育、安全管理に関する指導力やマルチメディアの活用等情報管理能力などを向上させるため、研修を計画的に実施する。

3 市職員に対する防災教育・研修（総務班）

災害の発生時には、市職員個々の正確な状況判断が要求され、市職員をはじめとした防災関係機関の職員が自発的に責任を持って行動できるよう以下の防災教育・研修を行う。

（1）教育の方法

- ア ロールプレイング方式による図上訓練の実施
- イ 講習会、研修会の実施
- ウ 見学、現地調査の実施
- エ 防災活動マニュアル等印刷物の配布

（2）教育内容

- ア 各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 業務継続計画（B C P）の理解と運用
- エ 震災の特性
- オ 防災知識と技術
- カ 防災関係法令の運用
- キ その他必要な事項

4 相談窓口

市は、それぞれの機関において所管する事項について、市民の災害対策の相談に応ずる。

5 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第2 自主防災組織の強化等（総務班、南砺消防署）

地震災害から市民の生命、身体及び財産を守るために行政機関をはじめとする防災関係機関の防災対策のみでなく、市民の一人一人が「自分の身は自分で守る、みんなのまちはみんなで守る。」と認識し行動することが必要である。また、防災活動を行うにあたり、各自がばらばらに行動するのでは、その効果は期待できない。住民が団結し、組織的に行動することが必要である。

市は、地域における防災活動の中心として、住民による防災組織が自主的に結成されるよう指導するとともに、防災活動を有効に実施するための防災資機材の配備等を進め、地域における防災行動力の向上に努める。

また、事業所は、地域社会の一構成員としてその社会的責任を自覚し、事業所単位での防災体制の充実強化及び地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備するよう努める。

1 地域における自主防災組織の充実

（1）自主防災組織の結成

市は防災士を活用するなどして、自治会等を単位とする自主防災組織の結成、組織化を促進する。

ア 自主防災組織の編成基準

（ア）自主防災組織の編成

自主防災組織がその機能を十分に發揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定めておく。なお、組織の編成にあたっては、地域の実情に応じ、次の点に留意する。

- a　自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう適正な規模で編成する。
- b　昼夜間に町内に居る住民が異なることに留意しながら、昼間に活動できる人員、夜間に活動できる人員で組織を編成する。
なお、災害時の安否確認のためにも、日頃から昼夜間それぞれにおける町内に居る住民の名簿の作成に努める。

（イ）自主防災組織の規約

自主防災組織を運営していくうえで、基本的な事項については、規約を設けて明確にする。

イ 自主防災組織の活動基準

（ア）平常時の活動

- a　防災知識の普及活動
- b　各種訓練の実施
①情報収集伝達訓練　②初期消火訓練　③避難訓練　④救出救護訓練
⑤給食給水訓練⑥J－A L E R T緊急地震速報対応訓練
- c　防災点検の実施(地域内の危険箇所等の点検)
- d　防災用資機材等の整備点検

（イ）災害時の活動

- a　情報の収集伝達

- b 出火防止及び初期消火
- c 救出、救護活動
- d 避難及び避難誘導の実施
- e 給食、救護物資の配布及びその協力

(2) 自主防災組織の育成

災害時において重要な役割を担う自主防災組織の育成を図るため、市は各自主防災組織にきめこまやかな指導・助言ができる防災士を配置する養成事業を行うとともに、地域において、防災リーダーとなる南砺市防災こころえ隊と連携し、地域防災力の強化に努める。また、防災活動に必要な各種マニュアルや自主防災組織研修用教材、自主防災組織化・活動ハンドブックの作成配布、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、座談会、映画会等の開催、さらにインターネットを活用した防災危機管理e－カレッジの周知を図るなど、教育訓練を受ける機会の提供に努める。

また、自主防災意識の高揚を図るため、自主防災組織による地域の被災・防災の歴史の発掘・普及活動等を促進する。

(3) 自主防災組織の活動環境の整備

市は、自主防災組織を活性化し、地震災害時に効果的な活動をするために、活動に使用する資機材の整備や各種訓練を行うための広場、消防水利を整備する。

市は、可搬式動力ポンプ、発電機、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキなど自主防災組織が使用する資機材を整備するため県の支援を受けることができる。

(4) 自主防災組織の訓練の充実

自主防災組織は、災害発生時における迅速、的確な防災行動力を身につけるため、平素から初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練等の各種訓練を行い、災害発生時の防災活動に必要な知識、技術を習得しておくとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

また、市は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、積極的に訓練の技術指導を行う。

(5) 小学校区単位、市単位の連絡協議会の設置

自主防災組織相互の協議・交流を深めることが、組織率の向上と既存組織の活性化に資することから、小学校区単位、市単位の連絡協議会の設置を推進する。

(6) 自主防災組織と地域の様々な団体との連携

自主防災組織は、住民の防災意識を高め、自発的な参加を促すだけでなく、更なる地域防災力の向上を図るため、地域の消防団、学校、福祉団体、企業等の様々な団体との連携を進める。市は、自主防災組織と様々な団体が連携する取組みに対して支援する。

(7) 地区防災計画の策定

市は、自主防災組織等による地区防災計画の策定推進に努める。

2 企業防災の促進

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロール（損害の発生の防止・軽減）とリスクファイナンス（企業の財務面のリスク対策）の組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的に

は各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。

企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

南砺市地域防災計画に名称及び所在地を定められた主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告する。

このため、市は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行なう。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

また、市は、事業所に対し、事業所に設置された自衛消防隊が地域の防災計画に基づき実践的な消火・救助活動や避難活動の訓練を行うことなどを要請するとともに、震災時の活動マニュアルの整備について支援する。

なお、事業所は、震災時において、地域の防災活動と歩調を合わせて、効果的に次の防災活動を行うよう努める。

（1）事業所防災計画の作成

事業所で使用する火気及び危険物等は一般家庭に比べ規模が大きく、それだけ、地震時ににおける発災の危険性や地域に与える影響が大きいと予想される。このため、各事業所は被害の防止及び被害の拡大防止を図るため防災計画を策定し、自主防災体制の確立を図る。

（2）自衛消防組織

ア　自衛消防隊の設置

ホテル、ショッピングセンター、観光施設など多数の収容人員を有する事業所をはじめとして、各事業所においては、自衛消防の活動に必要な人員及び装備を有する自衛消防隊を設置し、講習及び訓練を実施して防災行動力の向上に努める。

イ　危険物施設の防災組織

危険物施設は災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制を強化するため、自衛消防組織の結成が不可欠であり、その結成に努める。

（3）事業所防災訓練の実施

事業所の自主防災組織が、震災時において迅速、的確な防災活動を行うためには、日頃から防災訓練を積み重ね、組織構成員一人一人が必要な知識・技能を身につけておくことが必要であり、事業所は地域住民と一体となって防災訓練を実施するとともに、防災機関等が行う各種訓練に積極的に参加する。

また、南砺消防署は、事業所が定期的に行う初期消火、通報、避難等の訓練の指導や消防技術の講習を実施する。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設の施設管理者を含む。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

また、市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

第3 防災訓練の充実（総務班）

地震災害発生時には、防災関係機関等は、災害応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から各種の防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。

このため、市をはじめとする防災関係機関等は、自主防災組織、事業所、ボランティア団体並びに住民と緊密に連携し、総合訓練及び個別訓練を実施する。

また、訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震による被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように、昼間人口・夜間人口の違いなど住民の生活実態も勘案しながら、訓練参加者・実施時間、使用する器材等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう関係機関と連携するなど実践的なものとなるよう工夫する。

1 総合防災訓練

市は、様々な条件を想定し、地域住民と一体となって、初動活動訓練など災害応急対策について実践的かつ実効性のある総合的な防災訓練を実施する。これにより、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

（1）訓練項目

- ア 非常参考訓練
- イ 情報収集・伝達訓練
- ウ 災害対策本部設置・運営訓練
- エ 実働訓練（消防、警察、自衛隊、D M A T 等との連携した応急活動訓練等）
- オ J - A L E R T 緊急地震速報対応訓練

（2）訓練への参加

総合防災訓練には、地域住民や多くの機関が参加して実施することが効果的であることから、地域住民や関係機関は積極的に参加し、自らの役割や行動要領の習得に努める。

2 個別防災訓練

（1）職員の非常参考訓練

市は、地震災害発生時における応急対策の万全を期すため、あらかじめ定めた職員の動員体制及び各機関の配備計画に基づき、地域間の交通や情報伝達が途絶した場合も想定した非常参集訓練を実施する。

(2) 災害対策本部の設置・運営訓練

市は、発災直後における災害対策本部の円滑な立ち上げと初動対応に関する的確な情報収集・伝達、判断力等の養成を図り、また、本計画等に定める応急対策活動の習熟と検討・検証の機会とするため、ロールプレイング方式などによる図上訓練を実施する。

(3) 避難訓練

学校、病院、社会福祉施設、介護老人保健施設等では、避難訓練計画を作成して、定期的又は隨時に実践的な避難訓練を実施し、児童・生徒・患者等に行動要領を習熟させる。

(4) 非常通信訓練

災害時においては、有線設備が壊滅的な被害を受けるほか、無線設備においても少なからぬ被害を受けることが考えられ、通信が途絶する事態が予想される。

このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため、各機関においては、有事の際ににおける情報の収集及び伝達の要領、通信設備の応急復旧活動要領等についての訓練を繰り返し実施する。

なお、これらの訓練は、同一機関が設備する通信施設及び複数の他機関が設備する通信施設の相互において実施するよう努める。この場合、北陸非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(5) 観光施設等における防災訓練の実施

観光施設等の管理者は、日頃から災害についての認識を深めるとともに、災害発生時に迅速、的確に行動するため、市等防災関係機関と連携しながら、観光客等の協力を得て、適宜防災訓練、避難訓練等を実施する。

(6) その他の訓練

防災関係機関は、それぞれ定めた防災応急対策に基づき、図上訓練を含めた各種訓練を実施する。

3 防災訓練における通行禁止等の措置申請

市は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要な場合は、県公安委員会に対し、訓練の実施に必要な限度で、道路における歩行者又は車両の通行の禁止又は制限の申請を行う。

4 地域の住民や団体等が主体の訓練の実施促進

市は、地域の住民や、事業所、学校等が主体となった地域の災害リスクに基づいた防災訓練が実施されるよう、働きかける。その際には、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施されるよう助言し、住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況までの災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

5 防災訓練における要配慮者への配慮

市、防災関係機関、地域住民等が防災訓練を実施する際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

市は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許さない」意識の普及、徹底を図るものとする。

第4 要配慮者の安全確保（災害救助班、要介護者班）

自力で避難することが困難な高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者を災害から守るため、安全の確保対策を講ずる。

1 在宅の要配慮者対策

（1）避難行動要支援者の支援

避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、市は防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、全体計画の策定及び避難行動要支援者一人ひとりの支援方法、避難経路などを盛り込んだ個別避難計画を策定するよう努める。市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られる努めるものとする。

作成した名簿情報は、避難支援等に携わる関係者として定めた機関等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援、安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

ア 避難行動要支援者の把握

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者を避難行動要支援者という（災害対策基本法第49条）。

市は、避難行動要支援者に対して、災害発生時に的確な対応ができるよう、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。そして、市は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域づくり協議会、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

また、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援者等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必

必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲、情報取得先は以下のとおりとする。

区分	要件		情報取得先	
ひとり暮らし高齢者	75歳以上の者		地域包括ケア課	
高齢者のみ世帯				
要介護認定者	要介護認定区分3、4又は5に該当する者			
障害（児）者	視覚障害者	1級又は2級	福祉課	
	聴覚障害者			
	上肢機能障害			
	下肢機能障害	1級、2級又は3級		
	体幹機能障害			
	精神障害	1級		
	知的障害	A		
難病患者	特定疾患医療需給者証の交付を受けている者		富山県	
その他	上記に掲げる者以外で、支援を希望する者		本人又は避難支援関係者等	

ウ 避難支援等関係者

災害時において避難行動要支援者の避難を支援する避難支援等関係者は以下のとおりとする。

- (ア) 管内消防署、消防団
- (イ) 管内警察署
- (ウ) 自主防災組織
- (エ) 自治会、町内会
- (オ) 民生委員児童委員
- (カ) 南砺市社会福祉協議会
- (キ) その他避難支援等の実施に携わる関係者

エ 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報

避難行動要支援者名簿に記載する内容は以下のとおりとする。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所
- (オ) 電話番号
- (カ) 緊急連絡先（氏名、電話番号）

- (キ) 避難支援等を必要とする事由（ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、要介護度3以上、障害のある方、難病患者、その他）
- (ク) 健康状態（健康、歩行困難）

オ 避難行動要支援者の名簿情報の提供

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、警察、福祉専門職、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域づくり協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者等に対し、避難行動要支援者本人の同意、または、市の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。

カ 避難行動要支援者名簿の更新

常に変化しうる避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿情報は毎年定期的に更新する。

避難行動要支援者に関する個別情報は福祉課が更新する。更新の基準日は毎年4月1日とし、7月末日までに更新を完了する。

更新した情報は、平常時から避難支援等関係者間で共有できるよう、避難支援等関係者へ周知を図る。

キ 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために講ずる措置

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市において適切な措置を講ずる。

名簿情報は、避難支援等関係者が担当する当該地域分に限り提供する。

名簿情報が無用に共有、利用されないよう、また施錠可能な場所への保管を行うよう指導するとともに、災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

ク 多様情報伝達手段の確保

市は、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者など様々な障害をもつ避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、多様な手段を活用して情報伝達を行う。

ケ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の避難支援に当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため市は、避難支援等関係者の安全確保のため、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等が行えるように、地域住民合意で支援のルールをあらかじめ決めておくよう地域に働きかける。

コ 自主防災組織の連携・協力体制の整備

(ア) 自主防災組織は、市から提供される避難行動要支援者名簿を活用し、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察等との連携により、個人情報の保護に配慮しつつ、避難行動要支援者の実態を把握しておくとともに、事前に複数の避難支援者を定めておく。

(イ) 災害発生後、直ちに避難行動要支援者の安全確保や避難行動を手助けできるのは家族や近隣の住民であるので、身近な地域において(自治会等を単位として)、迅速に安否確認や避難誘導、救助活動が行えるよう、自主防災組織の活動を強化する。

(ウ) 自主防災組織は、市と連携し、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難誘導、救助活動に十分配慮した地域防災訓練を実施する。

(2) 要配慮者の支援

ア 社会福祉施設への緊急入所

市は、災害により居宅で生活することが困難な要配慮者の生活を支援するため、社会福祉施設への緊急入所の手順等必要な事項をあらかじめ関係施設と協議し、定めておく。

イ 在宅の要配慮者対策

市は、在宅の高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者が、災害時に速やかに避難できるよう日頃からの防災知識の普及、啓発に努める。

2 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 地震防災応急計画の策定

社会福祉施設及び介護保険施設の管理者は、地震による災害予防対策について、次の措置を講ずるよう努める。

ア 現行の防災計画中に地震対策上必要な事項を盛り込むなど、防災応急計画の策定に努める。

イ この応急計画の策定にあたっては、特に次の事項に留意する。

(ア) 入所者、職員及び施設の安全(被害)確認に関すること。

(イ) 施設の立地条件及び耐久性等に適応した安全性の確保に関すること。

(ウ) 入所者の態様に配慮した避難誘導に関するここと(緊急避難場所、避難所、避難経路、避難誘導法、避難実施責任者等)。

(エ) 施設の被災状況等に関する市、関係機関への情報伝達に関するここと。

(オ) 施設と入所者の保護者の情報連絡に関するここと。

(カ) 防災教育・訓練の実施に関するここと。

(2) 施設間の応援協力体制の確立

市は、施設の損壊等による入所者の他施設への移送等、施設相互の応援協力体制について、必要な事項を定めておく。

3 外国人の安全確保対策

(1) 防災知識の普及・啓発

市は、日本語が不自由な外国人のために、外国語による防災情報の提供など、日頃からの防災知識の普及・啓発に努める。また、防災訓練の実施に際しては、外国人住民の参加を呼びかける。

(2) 災害時の支援体制の整備

市は、災害時における外国語による災害情報の伝達方策や避難所での外国人支援体制の検討及び外国人住民支援のボランティアの育成に努める。なお、在日外国人と訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに留意する必要がある。

(3) 案内表示板等の整備

市は、避難所や避難道路の表示等災害に関する案内板について外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。

第6節 調査研究

(総務部)

地震による被害は、広域的でかつ各種の災害が複合して発生するなど、多種多様である。

このため、市、県及び防災関係機関は、各種の被害とその対策を総合的、科学的に調査・研究することが必要である。

また、市においては、これら各種の調査による成果を利用し、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメント※を積極的に実施する。

※ 防災アセスメント

主として災害誘因（地震、台風、豪雨等）、災害要因（急傾斜地、軟弱地盤、木造住宅の密集地、危険物施設の集中地域等）、災害履歴、土地利用の変遷等を考慮して総合的かつ科学的に地域の危険性を把握する作業をいう。

第1 地域危険度調査研究の促進（総務班）

市は、「防災アセスメントマニュアル」（消防庁防災課監修）等に基づく防災アセスメントを実施することにより、その成果を活用して、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（自治会単位、学校区単位）でのきめ細かな地区別防災カルテ※、防災マップの作成を積極的に推進する。

防災カルテ等に記載すべき事項を例示すれば、災害危険箇所、避難所、避難路、防災関係施設、土地利用の変遷及び災害履歴等が考えられる。

※ 地区別防災カルテ

集落単位、自治会単位、学校区単位などに災害危険箇所、避難所、避難路、防災関係施設、人口の動態等を明らかにしたもの。

第2章 震災応急対策

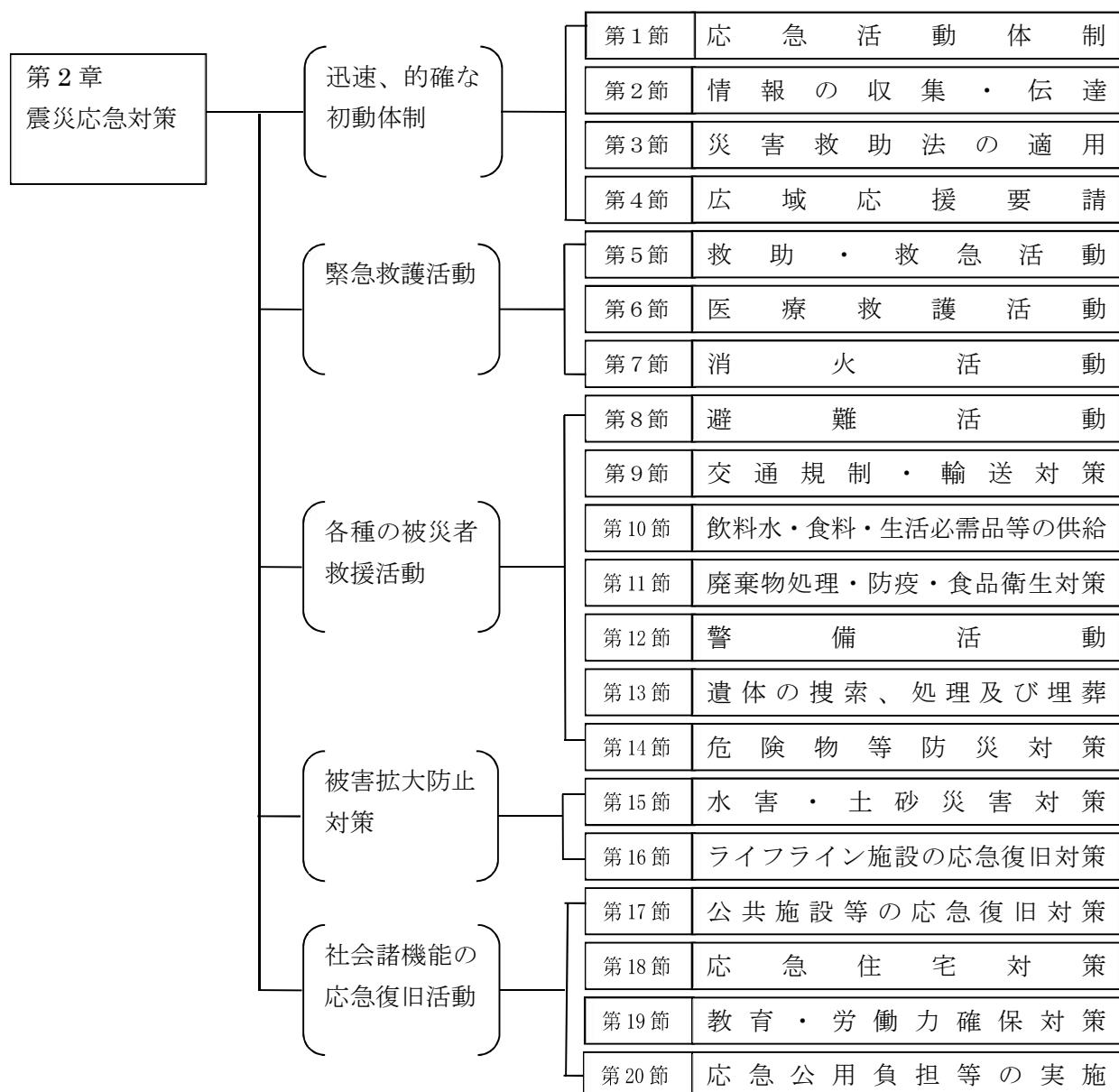
地震による大規模な災害が発生した場合、市、県及び防災関係機関は、法令及び当計画並びに各機関の防災に関する計画の定めるところに基づき、その組織及び機能の総力をあげて、応急対策にあたる。

応急対策としては、まず、被害規模の情報を収集し、その情報に基づき災害対策本部の設置や広域的な応援要請を行うなど、迅速、的確な初動態勢をとり、一刻も早く、人命の救助・救急、医療救護及び消火等の緊急救護活動を行う。

また、被害状況に応じて、避難活動、交通規制・緊急輸送対策を進めるとともに、被災者に対して必要な生活支援（飲料水・食料・生活必需品等の供給等）を行う。

当面の緊急事態に対処した後は、廃棄物処理・防疫・食品衛生対策、警備活動等による社会生活の維持を図るとともに、二次災害（水害・土砂災害、建築物倒壊等）の被害拡大の防止、ライフライン・公共施設等の社会的諸機能の応急復旧活動を行っていく。

【計画の体系】

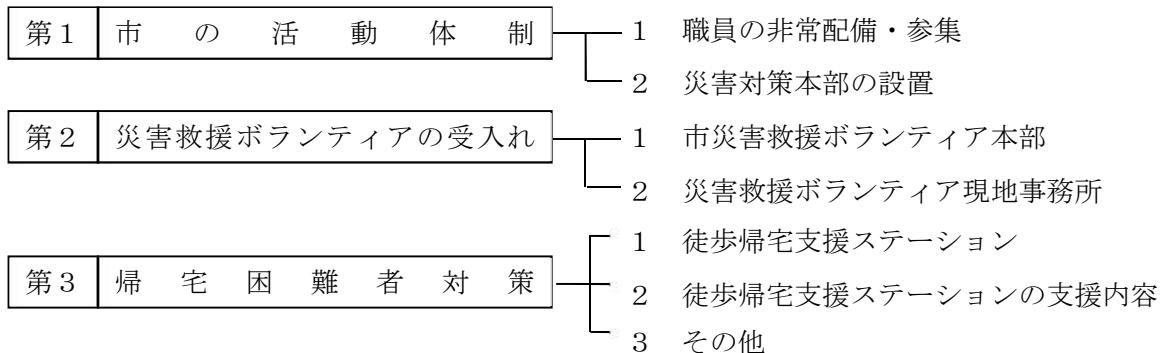


第1節 応急活動体制

(全部局共通)

大規模な震災が発生した場合、市、県、防災関係機関、市民は一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。このため市は、災害対策本部を速やかに設置し、応急活動を実施する。

【対策の体系】



第1 市の活動体制 (全部局共通)

市域に地震災害が発生した場合には、その情報連絡、発生災害の状況集約、総合対策の樹立並びに災害応急対策の推進を図るため、必要に応じて、市長は南砺市災害対策本部を設置する（災害対策基本法、南砺市災害対策本部条例に基づく）。

なお、市災害対策本部が設置される以前又は設置されない場合における災害応急対策は、市災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

1 職員の非常配備・参集

地震災害が発生したとき、市長は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

なお、市長に事故あるときの代行順位は次のとおりとする。

第1順位 副市長、第2順位 教育長、第3順位 総務部長

(1) 配備基準

職員の配備基準は、次のとおりとする。ただし、消防部の消防職団員配備については、砺波地域消防組合消防計画に定めるとおりとする。

【配備基準及び配備内容】

種別	配備基準	配備内容
第1非常配備 【警戒配備】	①市内で震度4の地震が発生したとき。 ②その他の状況により市長が指令したとき。 (被災状況に応じて、即座に第3非常配備に移行することがある。)	①情報収集及び連絡活動を主とし、関係部署（総務部、市民センター、ふるさと整備部、ブランド戦略部）は所要の人員をもって待機し、情報収集と連絡活動が円滑に実施出来る体制とする。 ②第2非常配備に円滑に移行し得る体制をとる。
第2非常配備 【警戒体制】 【災害対策本部・現地災害対策本部の設置】	①市内で震度5弱若しくは5強の地震が発生したとき。 ②市域に地震動の特別警報が発表されたとき。 ③その他の状況により市長が指令したとき。	①災害対策本部を設置する。 ②各部長が指定する職員をもって体制をとる。 ③災害応急対策に関する部署の所要人員で情報収集、連絡活動及び応急措置を実施する。 ④災害の状況によって災害対策本部長が現地災害対策本部長を選任し、現地災害対策本部を設置する。 ⑤状況によって第3非常配備に直ちに移行できる体制とする。
第3非常配備 【非常体制】 【災害対策本部・現地災害対策本部の設置】	①震度6弱以上の地震が発生したとき。 ②その他の状況により市長が指令したとき。	①災害対策本部・現地災害対策本部を設置する。 ②災害対策に万全を期すため全職員があたる。 ③全職員が自発的に登庁しそれぞれの役割に応じた災害応急対策業務を実施する。なお、登庁することが困難な職員は避難所に指定されている最寄りの公共施設に参集し、本部へ連絡する。 ④時間外の場合は近隣の被害状況を把握し、まず人命救助を行った後登庁する。この際被害の状況を収集し本部に報告する。

(2) 配備指令

- ア 市長は、被害の種類、規模によって、特に必要と認めるときは、(1)の基準と異なる配備体制を指令することができる。
- イ 各部局長は、災害の種類、規模、発生の時期によって、特に必要と認めるときは、独自の配備体制を発することができる。

(3) 動員体制の確立

- ア 各部長は、各部の動員計画を事前に作成し、部内の職員に周知しておく。
- イ 各所属長は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定しておく。
- ウ 各所属長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

(4) 動員の方法

ア 勤務時間内における動員

総務課長は、地震が発生したとき各部主管課へのFAX、パソコンのお知らせ欄、庁内放送等により当該情報を伝達する。

関係所属長は、総務課長或いは報道機関の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害対策に従事させる。

イ 勤務時間外における動員

(ア) 勤務時間外に地震が発生したときは警備員及び宿日直者から総務課長へ、災害に関する情報を覚知した場合は警備員及び宿日直者から当該地区市民センター統括へ、市民センター統括から総務課長へ伝達し、総務課長から関係所属長へ電話等で当該情報を伝達する。

(イ) 関係所属長は、総務課長或いは報道機関の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害対策に従事させる。

(ウ) あらかじめ指定された職員は報道機関からの情報により災害の発生を知ったときは、自主的に参集する。

(エ) 参集する場所は、原則として各自の勤務場所とする。周辺地域の被害状況を把握し、まず人命救助を行った後速やかに登庁する。

登庁後は直ちに所属長に被害状況を報告するとともに、その指揮のもとに災害応急対策にあたる。

ただし、交通の途絶・混乱等により登庁することが困難な場合は、市民センターや指定避難所等の最寄りの公共施設に一時的に参集するとともに、その旨を直ちに所属長へ連絡し、必要な指示を受ける。

なお、庁舎への登庁が可能となったときは、別途指示がある場合を除き、速やかに登庁する。

ウ 災害対策本部設置時における動員

(ア) 災害対策本部の動員は、総務班から各部主管課を通じて行い、主管課から各課へ、各課から職員へ連絡する。

(イ) 動員を行った場合、各班長は職員の動員状況を速やかに把握し、総務班に連絡する。

エ 動員要請

災害の状況や応急対策の推移によって、各班の業務量のアンバランスが生じた場合は、必要に応じ各班に所属する職員を他の班に応援させる。また、各班長は応援を必要とする場合は総務班に要請する。

2 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市は、次の場合に災害対策本部を設置する。

- ・南砺市において、震度5弱以上の地震が発生したとき。
- ・その他の状況により市長が指令したとき。

(2) 設置場所

ア 南砺市庁舎に、影響がなかった場合

「南砺市庁舎内」に設置する。

イ 南砺市庁舎が被災し、庁舎に本部を設置できない場合

「南砺市防災センター」に設置する。

(3) 災害対策本部の組織

ア 本部長

市長を本部長とし、災害対策本部の事務を総括し職員を指揮監督する。
なお、本部長に事故あるときの代行順位は次のとおりとする。

第1順位 副市長

第2順位 教育長

第3順位 総務部長

イ 副本部長

副市長、教育長を副本部長とし本部長を補佐する。

ウ 本部員

(ア) 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(イ) 本部員は、総合政策部長、総務部長、市民協働部長、ブランド戦略部長、ふるさと整備部長、議会事務局長、教育部長、地域包括医療ケア部長、消防長（消防長が出席できない場合は、南砺消防署長）及び消防団長をもって充てる。

エ 本部会議

本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図る為必要に応じ本部会議を招集する。

(ア) 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

(イ) 本部会議には必要に応じ自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。

オ 本部会議の主な所掌事務は次のとおりとする。

(ア) 本部の動員配備体制に関すること。

(イ) 重要な災害情報の収集・分析による対策の基本方針の決定に関するこ

(ウ) 避難情報に関するこ

(エ) 災害救助法の適用に関するこ

(オ) 県、他市町及び防災関係機関への応援要請に関するこ

(カ) その他重要な災害対策に関するこ

カ 本部事務局

(ア) 災害対策本部の事務を処理するため、本部に事務局を置き、事務局は総務班とする。

(イ) 事務局長は総務課長とし、本部長の命を受け、事務局の事務を掌理する。

キ 部

(ア) 災害対策本部の全序的な推進を図るため、災害対策本部に部を置き、部には班を置く。

(イ) 各部、各班の組織及び分掌事務は別表【南砺市災害対策本部各部・班の分掌事務】(総則 第1章 第4節 別表)のとおりとする。

(ウ) 部長は本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

なお、部長に事故あるときは、当該部の次長等の職にあるものがその職務を代理する。

ク 現地災害対策本部

本部長は、激甚な災害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。

ケ 組織体制の特例

本部長は災害が局地的で、災害対策本部の機能を現地に集約させたほうが効率的に対策にあたれる場合など、特に必要と認めるときは異なる組織体制を指令することができる。

(4) 災害対策本部の設置及び解散の通知等

本部長は、災害対策本部を設置及び解散したときは、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて公表するとともに、県、防災関係機関にその旨を通知する。

(5) 災害対策本部の解散

本部長は、市域において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策が概ね完了したと認めたときは災害対策本部を解散する。

第2 災害救援ボランティアの受入れ（災害救助班）

大規模な災害が発生したときは、県の内外から救援ボランティアとして多数の参加が予想される。

このため、市及び県は、ボランティア関係機関・団体と連携し、市災害救援ボランティア本部を設置して、災害救援ボランティアの円滑な受入と活動が効果的に行われるよう努める。ただし、災害救援ボランティアの受け入れ対象地域については新型コロナウイルス感染症等の感染状況を踏まえ適宜判断するものとし、受入れの際は必要な感染防止措置を講じるものとする。

1 市災害救援ボランティア本部

市災害対策本部が設置された場合は、市及び市社会福祉協議会は、連携して、速やかに市災害救援ボランティア本部を設置する。

市災害救援ボランティア本部は、設置後速やかに報道機関等を通してボランティアの受入窓口や連絡先等を広く広報するとともに、地域協力団体又は県ボランティア本部に災害救援ボランティアコーディネーター等運営スタッフの派遣協力を要請し、運営体制を整備する。

(1) 設置場所

市災害救援ボランティア本部は、市社会福祉協議会本所内に設置する。

(2) 機能・業務

- ア 市災害対策本部、県災害救援ボランティア本部及び現地事務所との連絡調整
- イ 現地事務所間の災害救援ボランティアコーディネーター等の連絡調整
- ウ 地域協力団体との情報交換及び運営スタッフ等の派遣協力要請
- エ 相談窓口（電話）の設置
- オ ボランティア活動参加申出者への対応
- カ ボランティアの受入れ
- キ 活動用資機材の調達（市災害対策本部との連携）

- ク 救援物資の仕分け、搬送
- ケ 地域内への広報

2 災害救援ボランティア現地事務所

市災害救援ボランティア本部は、被災地の状況に応じて必要がある場合には、ボランティア活動の拠点となる現地事務所を設置するものとし、速やかにその旨を地域住民に広報する。

なお、現地事務所を設置しない場合には、この機能は市災害救援ボランティア本部が担う。

(1) 設置場所

現地事務所は、ボランティア活動が円滑に行える場所(施設)に設置する。

(2) 機能・業務

- ア 市災害救援ボランティア本部との連絡調整
- イ ボランティアニーズ及び被災状況の把握
- ウ ボランティアの受入
- エ コーディネート
- オ 救援物資の整理配布
- カ 活動用資機材の配布
- キ 現地での支援活動
- ク ボランティアの健康管理

第3 帰宅困難者対策

都市部には、通勤・通学、買い物、旅行者等の多くの人が流入、滞在しているが、大規模な災害が発生した場合、交通が途絶し、自宅に帰ることができない人々が多数発生することが予想される。

このため、県では、このような帰宅困難者を支援するため、防災関係機関との応援協定の締結等により以下のようないくつかの対策が講じられている。

1 徒歩帰宅支援ステーション

(一社)日本フランチャイズチェーン加盟店及び富山県石油商業組合加盟店（以下「加盟店」）は、「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」等に基づき、帰宅困難者を支援するため徒歩帰宅支援ステーションを設置する。徒歩帰宅支援ステーションは、住民に広く周知を図るため「支援ステーション・ステッカー」を店舗に掲出する。

2 徒歩帰宅支援ステーションの支援内容

- (1) 水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路情報、ラジオ等で知った通行可能な道路に関する情報の提供

3 その他

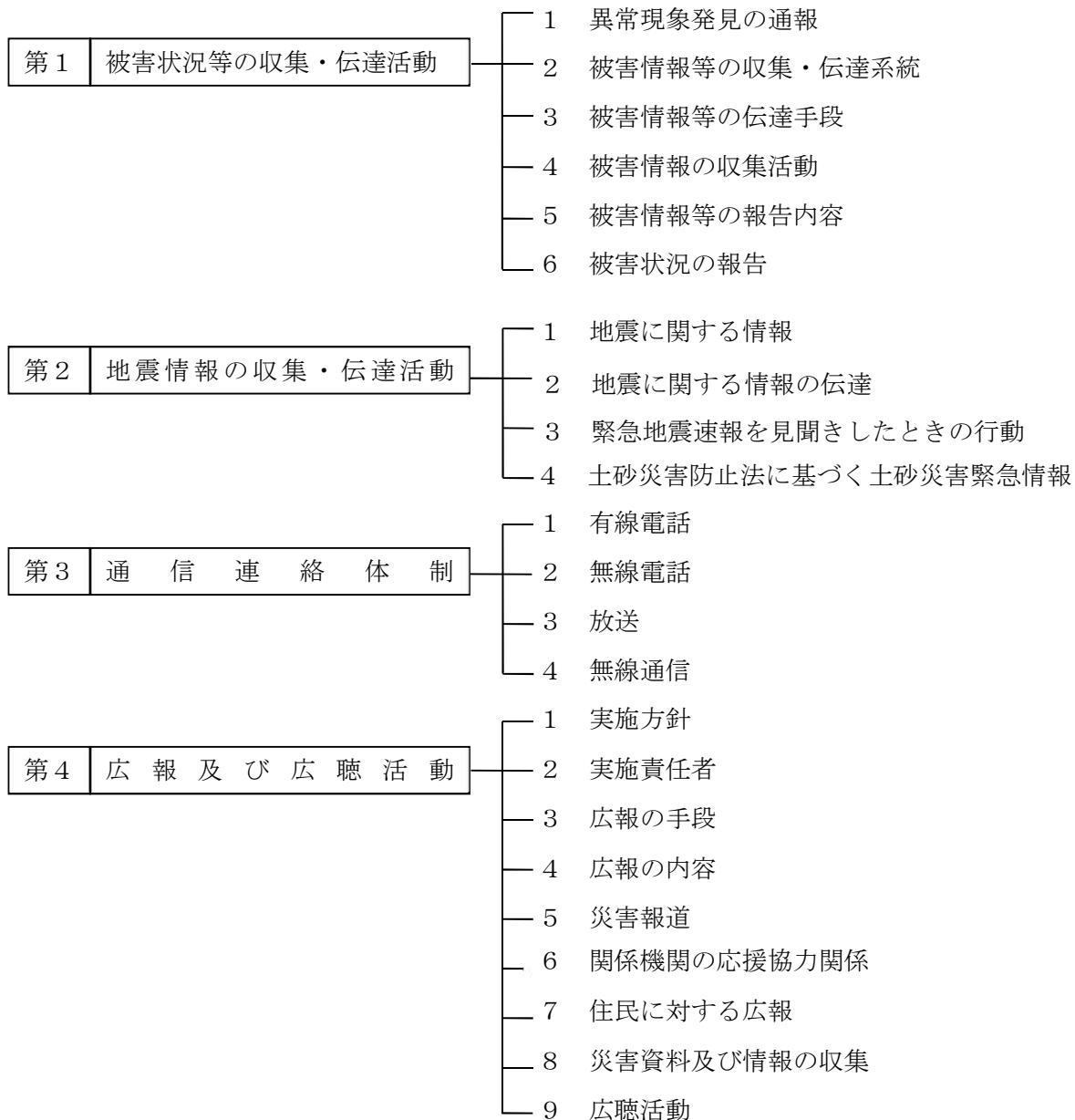
(株)北陸銀行は、「災害時等の応援に関する協定書」に基づき、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレの提供等を実施する。

第2節 情報の収集・伝達

(全部局共通)

市及び防災関係機関は、被害情報、応急措置の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。

【対策の体系】



第1 被害状況等の収集・伝達活動 (全部局共通)

被害情報の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

市をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

1 異常現象発見の通報

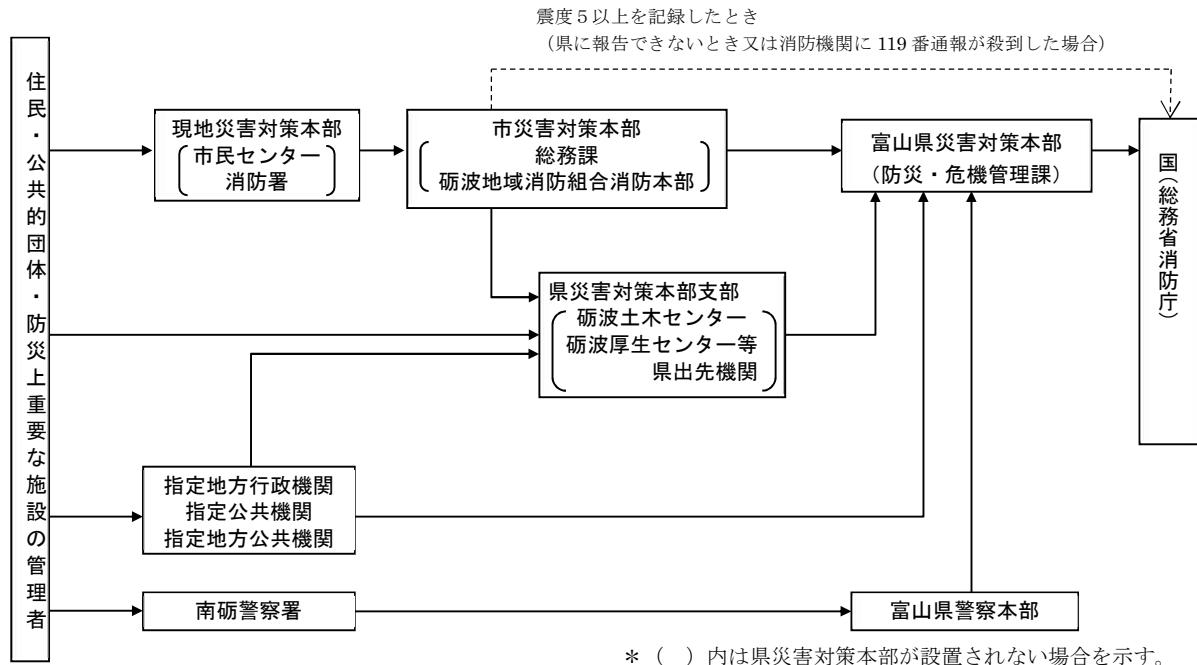
被害が発生し、又は発生のおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに市又は南砺警察署に通報する。

この場合において、通報を受けた警察署は、速やかに市に通報する。

また、市は、必要な関係機関に通報する。

2 被害情報等の収集・伝達系統

被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。



3 被害情報等の伝達手段

市及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

- ア 電話、FAX、県総合防災情報システム等。
- イ 有線が途絶した場合は、県防災行政無線、防災行政無線（移動系）、消防救急無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- ウ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。
- エ 被害情報の迅速かつ正確な把握には、映像による把握が特に有効である。このため、ヘリコプターテレビ電送システムや高所監視カメラ画像伝送システム等による映像伝送のほか、可搬型衛星地球局等による映像伝送についても有効に活用する。
- オ 携帯電話、インターネット等の有効利用のほか、アマチュア無線の協力も得られるよう体制の整備を図る。
- カ 無線通信が輻輳し、又は無線通信設備が不足して被害情報等の伝達に支障をきたした場合は、北陸総合通信局に衛星携帯電話等の無線通信設備の貸与を要請する。

4 被害情報の収集活動

概括的な情報も含め多くの被害情報を収集し、被害規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施する上で不可欠である。このため市は、次の方法のほか、可能な限り多様な方法により情報収集に努める。

- ア 県総合防災情報システムや南砺消防署から情報収集する。
- イ 参集職員から自宅周辺や参集途上で得た被害情報を収集する。
- ウ 県消防防災ヘリコプター等及び自衛隊、国土交通省等の航空機の上空からの目視情報やヘリコプターテレビ電送システムにより情報収集する。
また、無人航空機を保有する機関においては、必要に応じて撮影等により情報を収集する。
- エ 被災地、避難所、二次災害等の危険箇所へ職員を派遣し情報を収集する。
- オ ライフライン事業者、公共交通関係機関、報道機関等が把握する情報を電話、無線等により収集する。また、市内の指定公共機関（電力会社など）が、発電設備・送電線などの災害時に行うヘリコプター上空点検調査で得られた目視情報などを必要に応じて市へ提供するなど、相互の情報提供協力体制の整備・強化に努める。
- カ テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。
- キ 市内アマチュア無線団体の協力を得て情報を収集する。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。
- ク インターネットにより情報を収集する。

5 被害情報等の報告内容

被害状況に関する内容は次のとおりである。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域
- エ 被害状況
- オ 応急措置状況
- カ その他必要な事項

6 被害状況の報告

(1) 災害即報

- ア 総務班は、市域内に被害が発生したときは、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び水害、土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概括的な被害情報を県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。
また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、隨時、県災害対策本部（防災・危機管理課）に報告する。
併せて「火災・災害等即報要領」に基づき、国（総務省消防庁）に対しても原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人

のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等)に連絡する。

- イ 被災により県に報告できない場合にあっては、国(総務省消防庁)に直接報告する。
- ウ 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに国(総務省消防庁経由)及び県災害対策本部(防災・危機管理課)へ同時に報告する。

(2) 災害確定報告

総務班は、応急措置が完了した後、10日以内に、県災害対策本部(防災・危機管理課)に報告する。

第2 地震情報の収集・伝達活動

市は、地震に関する情報を関係機関の連携のもとに、迅速かつ確実に収集・伝達し、応急対策を効果的に実施する。

1 地震に関する情報

気象業務法に基づき気象庁が発表する地震に関する情報は、次のとおりである。

地震動警報・予報(緊急地震速報)は、地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く発表する。

また、地震発生後、約1分半で震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を震度速報として発表する。その後、地震の発生時刻、震源地、マグニチュード、各地域の震度、地震活動の状況などを含む地震情報を発表する。震度3以上が観測された場合には、大きな揺れが観測された震度観測点のある市町村名もあわせて発表する。また、震度については、より詳細な情報を隨時発表する。

(1) 地震動の特別警報、警報及び予報(緊急地震速報)

区分	内容	名称
地震動特別警報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表	「緊急地震速報(警報)」又は「緊急地震速報」
地震動警報	警報の中でも、震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置づける	
地震動予報	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表	「緊急地震速報(予報)」

※緊急地震速報(警報)の発表条件は2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

(2) 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない)	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を附加して、地震のは発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報（注）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報（注）	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

地震情報の種類	発表基準	内容
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

2 地震に関する情報の伝達

市は、J-ALERT(全国瞬時警報システム)並びに富山県総合防災情報システムにより地震に関する情報を受信した場合は、必要に応じ、直ちに住民等に周知する。緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線（戸別受信機を含む。）をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

3 緊急地震速報を見聞きしたときの行動

緊急地震速報は、情報を見聞きしてから地震の強い揺れが来るまでの時間が数秒から數十秒しかないため、その短い間に身を守るための行動を取る必要がある。

また、この短い間に行動を起こすためには、緊急地震速報が発表されたことを即座にわかるよう専用の音（報知音）を覚えておくことが重要である。

(1) 家庭

- ア 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難する。
- イ あわてて外に飛び出さない。
- ウ 無理に火を消そうとしない。

(2) 人が大勢いる施設

- ア 施設の係員の指示に従う。
- イ 落ち着いて行動し、あわてて出口には走り出さない。

(3) 自動車運転中

- ア あわててスピードを落とさない。
- イ ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促す。
- ウ 急ブレーキはかけず、緩やかに速度をおとす。
- エ 大きな揺れを感じたら、道路の左側に停止する。

(4) 鉄道やバスなどに乗車中

- ア つり皮や手すりにしっかりとつかまる。

(5) エレベーター内

ア 最寄りの階で停止させて、すぐに降りる。

(6) 屋外にいるとき

ア 街中

(ア) ブロック塀の倒壊等に注意する。

(イ) 看板や割れたガラスの落下に注意する。

(ウ) 丈夫なビルのそばであれば、ビルの中に避難する。

イ 山やがけ付近では

(ア) 落石やがけ崩れに注意する。

4 土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報

(1) 土砂災害緊急情報の通知を受け取った場合の対応

重大な土砂災害の急迫した危険があるときにおいては、土砂災害防止法に基づき、国又は県が、緊急調査を行い、その結果を市長に通知する。

市長は、国又は県より通知された、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報に基づき、避難指示等の判断を下す。

また県とともに、土砂災害の恐れがある土地の区域とその時期について、住民説明会等により被害の恐れのある地域に居住する住民に説明を行う。

第3 通信連絡体制（全部局共通）

総務班は、震災応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、高度情報通信ネットワーク、テレビ・ラジオ、インターネット、衛星携帯電話等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし、災害応急活動を円滑に遂行する。

1 有線電話

(1) 災害時優先電話

電話回線が異常に輻輳した場合においても、電気通信事業者が行う発信規制や輻輳している所への通話規制の対象とならない加入電話であり、あらかじめ電気通信事業者の指定を受けるとともに、着信防止対策をとり、災害対策上支障がないようにしておく。

(2) 非常・緊急電話

電話交換手扱いで優先的に行う非常・緊急電話の場合は、次の方法による。

災害時優先指定電話のうち直通回線の電話から、市外局番なしの「102」をダイヤルし電気通信事業者所轄支店のオペレーターを呼び出し、次のことを告げ通話を申し込む。

- ・非常扱い通信又は緊急扱い通話の申込みであること。
- ・「災害時優先電話」に登録された電話番号と機関名称。
- ・相手の電話番号及び通話内容。

(3) 専用電話

災害時の通信連絡を行うにあたり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。

利用できる施設としては、消防電話等がありその利用方法としては、一般電話に準じて行う。

2 無線電話

(1) 県防災行政無線

県防災行政無線が有する電話、FAXの一斉通報機能、映像伝送機能を活用する。

(2) 携帯電話

市は携帯電話の一部を災害時優先電話として登録し、積極的に活用する。

(3) 衛星通信

市は、孤立の可能性の高い地域へ衛星通信を順次配備し、積極的に活用する。

(4) エリアメールや緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービス

市は、エリアメールや緊急速報メール等の移動体通信事業者が提供するサービスを導入し、積極的に活用する。

※ エリアメール、緊急速報メール

国や地方公共団体が発表する災害・避難情報等を、携帯電話利用者へ一斉配信するサービスで、移動体通信事業者によってサービスの名称が異なる。

(5) 公衆無線 LAN サービス

市は、公衆無線 LAN サービスを提供する事業者等に対し、無料開放を行うよう働きかける。

3 放送

市長は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、県があらかじめ放送各社と締結している「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について」及び「通信設備の優先利用等に関する協定」に定めた手続きにより、放送機関に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。なお、市長は、知事を通じて依頼する。ただし、市は、となみ衛星通信テレビ（株）に対しては、同社と締結している「災害緊急放送に関する相互協定」に基づき、直接依頼することができる。

(1) 依頼の手続き

次の事項を明記のうえ、文書をもって依頼するが、特に緊急を要する場合は、口頭、電話により依頼し、後刻速やかに文書を提出する。

- ア 放送を求める理由
- イ 放送の内容
- ウ 発信者名及び受信の対象者
- エ 放送の種類

(2) 放送の依頼先

- ア 日本放送協会富山放送局
- イ 北日本放送株式会社
- ウ 富山テレビ放送株式会社
- エ 株式会社チューリップテレビ

才 富山エフエム放送株式会社
力 富山県ケーブルテレビ協議会

4 無線通信

(1) 防災行政無線（移動系）、消防救急無線

防災行政無線（移動系）や消防救急無線のデジタル化更新を推進し、各地域に効果的に配備し、災害時の活用を推進する。

(2) 無線通信による通信

市内のアマチュア無線団体に対して非常通信への協力を要請する。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

第4 広報及び広聴活動（情報調整班、現地災害対策班）

1 実施方針

災害時において民心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状況、災害応急対策実施状況及び各種の生活情報等を住民に迅速かつ的確に周知するよう、積極的に広報活動を実施する。

また、速やかな復旧を図るため、防災関係機関が連携をとりながら広聴活動を実施し、被災者要望事項の把握に努める。

2 実施責任者

災害時の広報活動は、情報調整班が行う。ただし勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的に関係機関への通報に努め、事後情報調整班に報告する。

3 広報の手段

防災行政無線、広報車、電話、インターネット等を通じて迅速に広報するとともに、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報誌やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知する。また、多様な媒体へ迅速に情報を伝達するためLAラート（災害情報共有システム）等による伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

報道機関	口頭、文書、電話
各関係機関	電話、広報車、連絡員の派遣、県防災行政無線
一般住民、被災者	広報車、広報誌、サイレン、口頭、防災行政無線、ケーブルテレビ、インターネット、なんと緊急メール、南砺市防災アプリなど
その他必要とするもの	掲示板、チラシ(新聞折込)

4 広報の内容

被災者等への広報内容の主なものは、次のとおりとする。

- ア 災害発生状況
- イ 気象情報
- ウ 災害応急対策の状況
- エ 交通状況

- オ 地域住民のとるべき措置
- カ 避難指示及び避難上の注意事項
- キ 医療機関の開設状況
- ク 救護所の設置状況
- ケ 給食・給水の実施状況、生活必需品の配布状況その他生活に密着した情報
- コ 被災者の安否情報
- サ 各種ボランティア情報
- シ 義援金・救援物資の受入れに関する情報
- ス 被災者への相談サービスの開設状況
- セ その他必要事項

5 災害報道

震災時においては、余震情報を迅速に伝達するとともに、情報の混乱から生じるパニックを防止することも大切である。

また、ライフラインの復旧状況等、住民が知りたい生活情報をより速く、的確に伝えることで人心を安定させ、社会的混乱を最小限にとどめることが必要である。

特に、放送による災害報道は、広範囲にしかも迅速に伝達されるため、震災時の情報伝達にあたって積極的に活用する。

(1) 報道機関への発表

市及びその他防災関係機関は、報道機関に対して、災害の規模等に応じて、定期的又は随時に、被害状況、応急活動状況等必要事項を発表するとともに、積極的に資料を提供する。

- ア 震災に関する情報の報道機関への発表は、災害情報、被害状況及び応急活動等状況の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、速やかに実施する。
- イ 発表は、原則として情報調整班長が実施する。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ情報調整班長に発表事項及び発表場所について連絡するものとし、発表後速やかにその内容について報告する。
- ウ 防災関係機関は、報道機関に対して災害に関する情報を発表した場合は、発表後速やかにその内容を情報調整班長へ報告する。

(2) 災害報道の実施

情報の提供にあたっては、耳、目の不自由な人や高齢者、在日外国人、訪日外国人に十分配慮するよう努める。

6 関係機関の応援協力関係

- ア 報道機関は、各防災関係機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。また、災害関係記事又は番組を編成して報道する場合は、耳、目の不自由な人や高齢者、在日外国人、訪日外国人等に十分配慮するよう努める。
- イ 各防災関係機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するにあたり、資料の提供について依頼を受けた場合、できる限り迅速かつ積極的に協力する。

7 住民に対する広報

民心の安定を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的に分かりやすくまとめ広報する。

また、広報車を利用する際は、地区毎に分担を定め、効果的な広報を行うとともに、地区毎の被害状況や電気、ガス、水道等の復旧状況に応じた広報に留意する。

8 災害資料及び情報の収集

各部長は、必要に応じ現場に職員を派遣して災害写真撮影等の現地取材を行う。また、災害写真等の資料を収集したとき速やかに情報調整班に連絡する。

9 安否不明者等の氏名等公表

災害時の安否不明者の氏名等公表については、各地方公共団体がそれぞれの個人情報保護条例に照らしてその可否を判断することとなるが、安否不明者等の氏名等公表を行うことにより安否情報の収集等を行い、救助活動を効率化することが必要な場合においては、個人情報保護条例に定める個人情報の利用及び提供制限の例外規定の適用を検討するなど、県や関係機関と連携のうえ、対応する。

10 広聴活動

市及び関係機関は、災害時の被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるため、次のとおり広聴活動等を実施する。

（1）総合窓口の設置

現地災害対策本部に被災者等からの相談、要望、苦情等を受付ける総合窓口を設置し、専任職員を配置する。

（2）広聴活動の実施

被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取し、関係機関と連絡を取りながらその解決を図るとともに、地域住民の安否情報の収集に努めるなど、広聴活動を実施する。

（3）住民等からの問い合わせに対する対応

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害するがないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがあるもの等が含まれる場合は、その加害者に居所を知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 災害救助法の適用

(全部局共通)

一定規模以上の災害が発生し、その災害が災害救助法の適用を受ける場合には、県との緊密な連携のもと、災害救助法に基づいた迅速かつ的確な応急救助を実施する。

災害救助法に基づく救助のうち、知事から委任を受けた救助については、市長が実施する。

また、委任を受けない救助であっても、市長は知事が行う救助に対し補助をするとともに、災害が突発し、知事の指示を待ついとまがない場合には、市長が救助を開始し、事後、すみやかに知事に報告する。

【対策の体系】

第1	災害救助法の適用基準
----	------------

第2	災害救助法の適用手段
----	------------

第3	救助実施体制	1 災害救助法の実施機関及び市の役割
		2 救助の程度、方法、期間

第1 災害救助法の適用基準 (災害救助班)

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本市における適用基準は次のとおりである。

- ア 市の区域内で住家の滅失した世帯数が80世帯以上であるとき。
- イ 被害世帯数が上記(1)の基準に達しないが、県内の滅失世帯※数が1,500世帯以上で、市における滅失世帯数が40世帯以上であるとき。
- ウ 被害世帯数が上記(1)又は(2)の基準に達しないが、県内の滅失世帯数が7,000世帯以上に達したこと、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したとき。
- エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。

※「滅失世帯」の算定について

- ・全壊、全焼、流失した世帯・・・滅失1世帯
- ・半壊、半焼した世帯・・・・・・2世帯を持って滅失1世帯
- ・床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住ができなくなった世帯
・・・・3世帯を持って滅失1世帯

第2 災害救助法の適用手続 (災害救助班)

- ア 市長は、市における災害による被害の程度が、前記第1の災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに被害状況を知事に報告する。
- イ 知事は市長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を摘要する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について市長に指示するとともに内閣府に情報提供する。

- ウ 知事は、災害救助法を適用したときは、富山県災害救助法施行規則第3条により、告示する。

第3 救助実施体制 (全班共通)

1 災害救助法の実施機関及び市の役割

- ア 災害救助法が適用された場合の救助は、県が実施機関となる。
- イ 災害救助法第13条第1項の規定により、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助実施に関するその権限に属する事務の一部を市長が行うことができる。この場合、市長が行う事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知する。
- ウ 救助の委任をしない事項についても、災害が発生し、知事の指示を待ついとまがない場合には、市長が救助を開始し、事後、知事に報告する。

2 救助の程度、方法、期間

救助の程度、方法、期間は応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで定めることができる。

【救助の種類・期間】

救助の種類	実施期間
避難所の供与	被害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与	被害発生の日から20日以内に着工、完成の日から2年以内
炊出しその他による食品の給与	被害発生の日から7日以内
飲料水の供給	被害発生の日から7日以内
被服・寝具その他生活必需品の給(貸)与	被害発生の日から10日以内
医療	被害発生の日から14日以内
助産	分娩した日から7日以内
被災者の救出	被害発生の日から3日以内
被災した宅の応急修理	被害発生の日から1月以内
生業に必要な資金の貸与	被害発生の日から1月以内
学用品の給与(教科書)	被害発生の日から1月以内
学用品の給与(文房具)	被害発生の日から15日以内
埋葬	被害発生の日から10日以内
遺体の捜索	被害発生の日から10日以内
遺体の処理	被害発生の日から10日以内
障害物の除去	被害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内

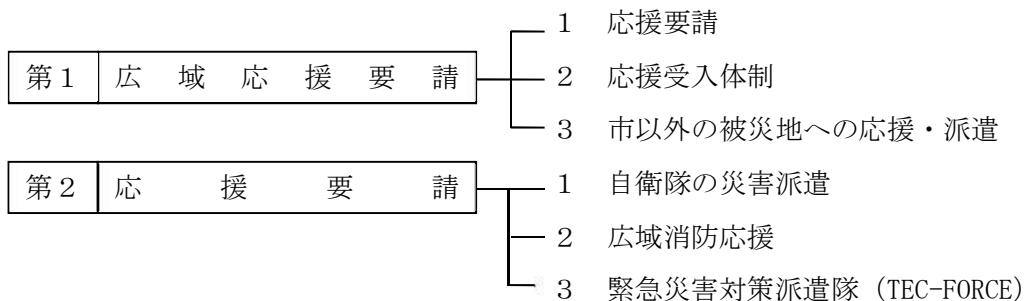
※ 救助の適切な実務が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。また、医療、助産、死体の処理(死体の縫合・洗浄)については、日本赤十字社に富山県支部に委託している。

第4節 広域応援要請

(総務部、消防部)

地震の規模や情報収集した被害状況から、市だけでは対応が困難な場合は、相互応援協定等に基づく広域応援要請や自衛隊の災害派遣要請を迅速、的確に行う。

【対策の体系】



第1 広域応援要請 (総務班)

1 応援要請

(1) 他市町村への要請

市長は、必要があると認めるときは、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

(2) 県への要請

ア 県への応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって県の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、とりあえず電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

- (ア) 災害の状況及び応援を求める理由
- (イ) 応援を希望する人員、物資等
- (ウ) 応援を必要とする場所、期間
- (エ) 応援を必要とする活動内容
- (オ) 応援対策職員派遣制度に基づく応援の必要性
- (カ) その他必要な事項

イ 知事に対する職員派遣のあっせん要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、知事に対し、次の事項を記載した文書をもって、指定地方行政機関又は特定公共機関※の職員の派遣についてあっせんを求める。

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由

- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

※特定公共機関

指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定するもの。

(3) 国等の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関又は特定公共機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(4) 公共的団体、民間団体等に対する要請

市長は、必要があると認めるときは、公共的団体、民間団体に協力を要請する。

2 応援受入体制

(1) 連絡体制の確保

市は応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかにその状況を把握し、県、近隣市町村等に連絡、情報交換を行う。

(2) 受入体制の確保

市は、国、関係都道府県、市町村との連絡や応援受入れを速やかに行うための受援調整機能を担う体制を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入れ体制を確立する。

また、市は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(3) 経費の負担

応援に要した費用は、原則として応援を受けた市の負担とする。また、事前に応援協定等相互に協議して定めたものについては、それに従う。

3 市以外の被災地への応援・派遣

南砺市以外の地域で、大規模災害が発生した場合、市は県と連絡を密にしながら、その応援体制について検討を行う。

また、市は県、指定地方行政機関又は特定公共機関等から要請があった場合、被災地への物資の供給、職員派遣等の応援を実施する。その際、職員は派遣先で援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段にいたるまで各自が賄うことができる自己完結型の体制とする。

第2 応援要請（総務班、警防班）

甚大な災害が発生したときは自衛隊等の災害派遣要請を行い、円滑な応急対策を図る。

1. 自衛隊の災害派遣

自衛隊の災害派遣要請は、人命又は財産の保護のため必要がある場合に、知事に依頼する。

(1) 災害派遣の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令が発令され、避難立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、速やかに捜索救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作製、運搬、積みこみ等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の消防資機材（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤は、関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路もしくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。薬剤等は、関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の救急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付し又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(2) 実施方法

ア 市長は、知事に対して自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合で文書をもって行うことができないときは、電話等により依頼する。この場合においては事後速やかに文書を提出する。なお、市長に事故あるときの代行順位は次のとおりとする。

第1順位 副市長、第2順位 教育長、第3順位 総務部長

自衛隊災害派遣要請依頼先

知事政策局 防災・危機管理課（富山市新総曲輪1-7 TEL 076-444-3187）

イ 派遣要請書の記載事項等

- (ア) 災害等の状況及び派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項
- (オ) 提出部数 2部

ウ 自衛隊に対する通知

市長は、通信の途絶等により、知事に対して自衛隊の派遣要請できない場合には、その旨及び市域に係る災害の状況を、直接、部隊に通知することができる。

この場合、当該通知を受けた部隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待つことまがないと認められるときは、人命又は財産保護のため要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

市長は、前記の通知をしたときは、事後速やかに、その旨を知事に報告する。

※派遣要請の通知先

陸上自衛隊第14普通科連隊

(〒921-8520 石川県金沢市野田町1-8 TEL 076-241-2171)

海上自衛隊舞鶴地方総監部総監

(〒625-8510 京都府舞鶴市字余都下1190 TEL 0773-62-2250)

航空自衛隊第6航空団司令

(〒923-8586 石川県小松市向本折町戌267 TEL 0761-22-2101)

※災害発生の通報先

陸上自衛隊第382施設中隊

(〒939-1338 富山県砺波市鷹栖出935 TEL 0763-33-2392)

エ 連絡所の設置

自衛隊との連絡調整は総務部が行う。また、情報連絡及び措置の迅速化を図るために市役所庁舎内に自衛隊連絡所を設置する。

(3) 受入体制

- ア 被災地に自衛隊を速やかに到着させるため、誘導業務を警察官等に要請する。
- イ 作業に必要な資材を確保し、自衛隊が到着と同時に作業が実施できるよう次の基準により計画を立てる。
 - (ア) 作業箇所及び作業内容
 - (イ) 作業の優先順位
 - (ウ) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
 - (エ) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
- ウ 自衛隊の作業中は連絡員を同行させ、作業状況を把握するとともに隨時市長に報告する。

- エ 自衛隊の作業が1日を超えて実施される場合は、宿泊及び食糧計画等により作業が円滑に進むように配意し、次の活動拠点を確保する。
(被災地近傍の公園、グランド等が適切で、連隊（千人規模）で約15,000m²の地積が必要)
(ア) 宿舎（テント設営敷地を含む。）
(イ) 資機材置場、炊事場（野外の適當な広さ）
(ウ) 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
(エ) ヘリコプター発着場（二方向に障害物のない広場）

(4) 撤収要請

市長は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに知事に文書で自衛隊の撤収要請を行う。ただし、文書による報告に日時を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後文書を提出する。

(5) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりである。

なお、2以上の地域にわたって活動した場合の負担区分は、関係機関が協議して定める。

- ア 救援部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
エ 派遣部隊の救援活動実施の際生じた損害の補償
オ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

2 広域消防応援

市長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、他の消防に応援、支援を要請する。

(1) 市町村消防相互の応援

市長は、大規模災害に対処するため、消防組織法第39条の規定に基づき、平成16年11月29日に砺波市と平成23年4月1日に小矢部市と消防相互の応援協定を締結している。

市長は、自らの消防力のみでは対応できないときは、県下の他の消防に対し、富山県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

(2) 緊急消防援助隊

市長（消防部）は、大規模災害時に緊急消防援助隊に対して、県知事を通じ直ちに応援要請を行う。

【応援消防機関の活動拠点】

名称	所在地	連絡先
指揮隊活動拠点 ・砺波地域消防組合消防本部	砺波市大辻 501	TEL 32-4957
消防集結地 ・一次集結場所 砺波地域消防組合南砺消防署	南砺市天池 99	TEL 52-0119
〃 南砺消防署東分署	南砺市高瀬 795-1	TEL 82-0119
東海北陸自動車道城端 S A	南砺市立野原東	
南砺市上平市民センター ・二次消防集結場所 道の駅福光駐車場 城南パーク	南砺市上平細島 879 南砺市中ノ江 16 南砺市泉沢 1721	TEL 23-2043 TEL 52-4100 TEL 62-1212
臨時宿泊施設 ・旅川会館 ・城南パーク	南砺市院林 82-3 南砺市泉沢 1721	TEL 22-1115 TEL 62-1212

(3) 大規模特殊災害における広域航空消防応援

市長（消防部）は、大規模な地震、風水害、林野火災等大規模特殊災害時に消防ヘリコプター等の活用が必要と考えられる時は、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づき県知事に要請する。

3 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省）

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、大規模な自然災害に際して、被災地方公共団体等が行う、被災状況の把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施することを目的として、国土交通省に設置されている。

市長は、大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、国土交通省（北陸地方整備局又は各事務所）に対し、派遣要請を行うこととし、当該派遣要請を受けた国土交通省は、迅速にこれに応ずることとしている。

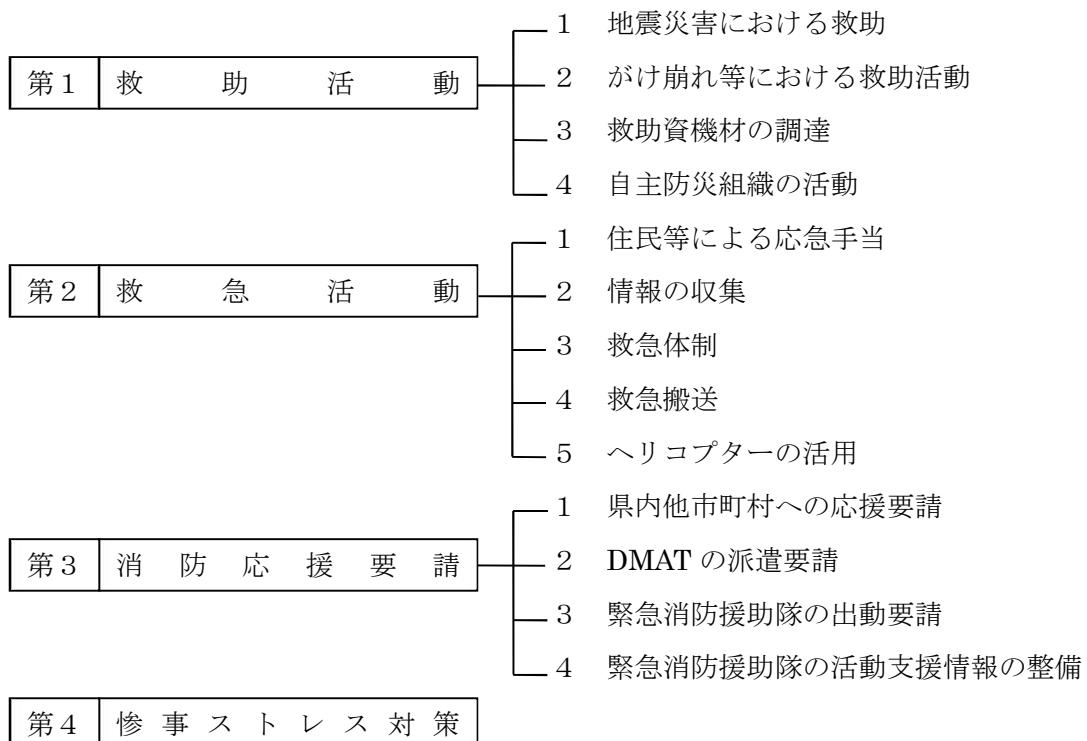
第5節 救助・救急活動

(総務部、市民協働部、消防部)

震災時には、家屋等の倒壊による下敷きや、火災、がけ崩れ、地すべり等による生き埋めなど早急に救助、救急を必要とする事象が多数発生することが予想される。

このため、消防、警察、自衛隊、施設等の管理者、関係防災機関等は緊密な連携をとりながら、救助、救急活動を迅速に行う。

【対策の体系】



第1 救助活動 (現地災害対策班、消防署班、消防団班、他全部局)

1 地震災害における救助

(1) 担当部班

現地災害対策本部、消防署班、消防団班、他全部局

(2) 救助の対象

救助の対象は、震災及び複合災害によって生命又は身体に危険が及んでいる者でおおむね次のような場合とする。

- ア 火災時に火中に取り残された場合
- イ 倒壊家屋の下敷きになった場合
- ウ 流出家屋及び孤立したところに取り残された場合
- エ 山崩れ、雪崩等の下敷きになった場合
- オ 大規模な爆発、自動車等による大事故が発生した場合

(3) 救助の活動

救助活動は消防部が主体となり、救助に必要な部隊編成、車両その他資機材を準備し、それぞれの状況に応じた救助作業を実施する。

(4) 関係機関等への応援要請

市長は、地震災害が甚大な場合あるいは同時多発的に複合災害が発生した場合、消防部による救助が困難なときは、県、警察、隣接市町村の消防機関に対し、応援を要請するとともに、必要に応じて県、警察や自衛隊ヘリコプターの派遣要請も考慮する。

また、必要に応じて住民、事業所等の組織する自主防災組織の協力を求める。

(5) 危険区域の監視

地震災害の発生と同時に警戒区域を設定し、消防団員、警察官等により区域内の監視に努め、救助活動の迅速化を図る。

2 がけ崩れ等における救助活動

人命を救助するため、がけ崩れ等崩壊土砂を除去する必要がある場合は、まず、道路等の施設管理者が主体となって土砂を除去し、その後、消防、警察、自衛隊及び管理者が連携して救助活動にあたる。

3 救助資機材の調達

防災関係機関は、自らが保有している救助資機材では対応が困難な場合は民間の建設業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救助活動を行う。

4 自主防災組織の活動

- ア 自主防災組織及び自衛消防隊は、まず、自分たちの住んでいる地域ないし事業所内の被害状況を調査把握し、生存者の確認、要救助者の早期発見に努め、消防に連絡する。
- イ 被災状況に応じて自主的に被災者の救助活動を行うとともに、救助活動を行う消防に協力する。

5 感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

第2 救急活動（消防署班、消防団班）

消防部等は、地震災害時に大量に発生する傷病者に迅速、的確な応急処置を施し、必要に応じてヘリコプターを活用するなど医療機関への効率的な搬送に努める。また、住民等は、できる限り応急手当を行い救急活動に協力する。

1 住民等による応急手当

住民、自主防災組織及び消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、止血、心肺蘇生（AEDを含む）等の応急手当を行い、被害の軽減に努める。

2 情報の収集

傷病者の発生状況、病院等受入れ体制、通行可能の道路等について速やかにその実態を把握し、救急体制を整える。

3 救急体制

- ア 救急隊は、消防法施行令第44条の規定により救急車1台及び救急隊員3名をもって編成する。
- イ 救急車が不足する場合は、砺波地域消防組合消防計画に基づき、車両を動員する。さらに不足する場合は、近隣市町村の応援を求める。
- ウ 傷病者が多数発生し、救急能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に応急救護所への搬送を求めるなど、効率的に活動できるよう考慮する。
- エ 迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療関係機関と連携のうえ、災害現場に応急救護所を設置し、負傷者の応急手当等を行う。
- オ 消防機関は、救急医療情報システムを活用して災害時後方病院の被災状況や重傷者の受け入れ状況を確認し、迅速、的確に負傷者の搬送を行う。

4 救急搬送

傷病者の救急搬送は、救命処置を要する重傷者を最優先し、救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもと行う。

5 ヘリコプターの活用

道路・橋梁の冠水・流失、交通渋滞、土砂崩れ等による交通の途絶等により救急車が使用できない場合又は遠隔地から高次医療機関等への搬送の必要がある場合など、救急搬送にヘリコプターが有効なときは、消防防災ヘリコプター、警察ヘリコプター又は富山県ドクターヘリを要請する。

ただし、傷病者が多数いるため、これらのヘリコプターだけで対応できない場合は他県市、自衛隊に応援を要請する。

第3 消防応援要請 (総務班、警防班)

市長（消防部）は、自ら救助・救急活動を実施することが困難な場合、県内他市町村や県へ応援要請を行う。

1 県内他市町村への応援要請

県内他市町村への応援要請は「富山県市町村消防相互応援協定」又は消防組織法第43条による知事の指示により行う。

2 D M A T の派遣要請

市長は、大規模災害時において、市域内の医療体制では多数の負傷者に対応出来ない場合は、県に対しD M A T※の派遣要請を行う。

※ D M A T (災害派遣医療チーム)

医師、看護師、業務調整員(医師、看護師以外の医療職以外の医療職員及び事務員)で構成され、大規模災害や多数傷病者が発生した事故現場に、急性期(概ね48時間以内)に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チーム。

3 緊急消防援助隊の出動要請

市長は、緊急消防援助隊※の出動要請を行うときは、次の事項を明らかにして県に要請する。ただし、書面による要請のいとまがないときは、口頭による要請を行うものとし、事後、速やかに書面を提出する。

- ア 災害発生日時、災害発生場所、災害の種別・状況、人的・物的被害の状況
- イ 応援要請日時、必要応援部隊
- ウ その他の情報（必要資機材、装備等）

※ 緊急消防援助隊とは、日本における全国的な消防応援の制度及び同制度に基づく消防部隊である。被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、発災地の市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、現地で都道府県単位の部隊編成がなされた後、災害活動を行う。

4 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備

砺波地域消防組合消防本部は、次に掲げる活動支援情報について、被災地に到着した緊急消防援助隊に対して速やかに提供できるよう、あらかじめ資料等を準備しておく。

- ア 地理の情報（広域地図、住宅地図等）
- イ 水利の情報
 - (ア) 水利の種類（消火栓、防火水槽、プール、河川等）
 - (イ) 水利の所在地
 - (ウ) 水利地図（広域地図、住宅地図等）
- ウ ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報（ヘリコプター離着陸場所位置図、救急搬送医療機関位置図等）
- エ 住民の避難場所の情報
- オ 宿営可能場所、燃料補給可能場所、食料等物資の補給可能場所の情報

第4 慘事ストレス対策（各防災関係機関）

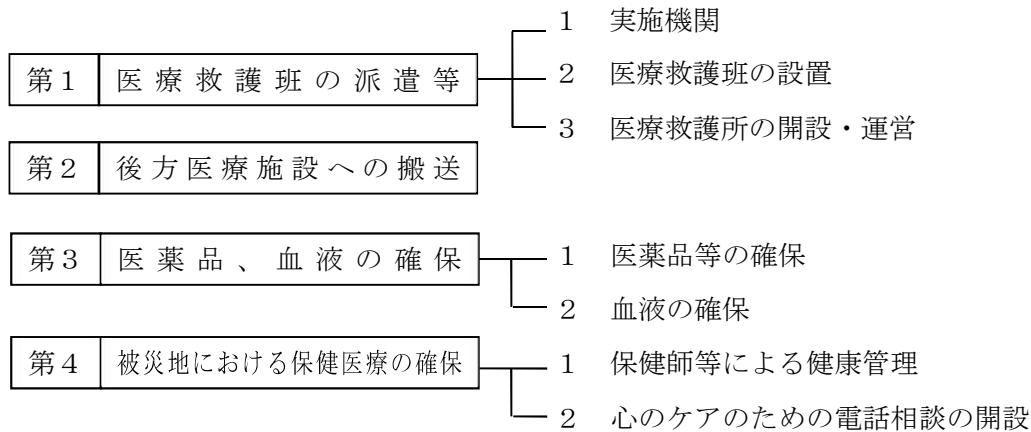
救助・救急活動を実施する機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努める。

なお、消防機関については、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第6節 医療救護活動

(地域包括医療ケア部)

【対策の体系】



第1 医療救護班の派遣等 (医療救護班)

1 実施機関

災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合又は、事態が急迫している場合は、医療救護班の派遣を市長（医療救護班）が実施する。

2 医療救護班の設置

(1) 医療救護班の編成

災害時の医療救護活動は、地域包括医療・ケア部が主体となり、砺波厚生センター、NPO法人南砺市医師会等医療関係機関の指導、助言、協力のもとに救護活動を行うものとし、医療救護班は原則として医師1名、看護士2名、その他2名をもって編成する。

(2) 医療救護班の派遣要請

大規模な災害が発生し、市内医療機関等における医療需要が増大し、医療救護班の編成が困難になった場合は、市長は知事に対して医療救護班の派遣を要請する。

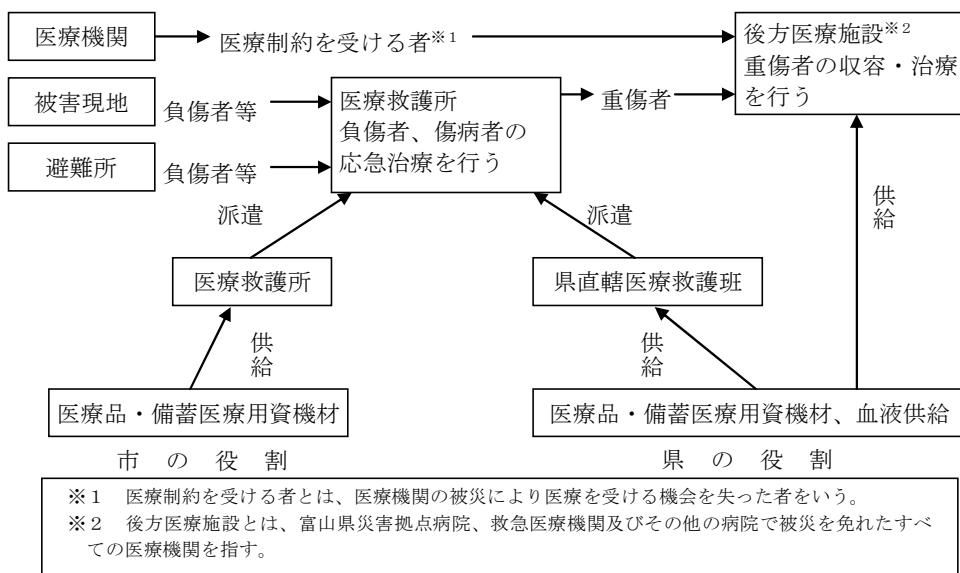
3 医療救護所の開設・運営

- ア 医療救護班による医療救護活動は、最寄りの市内医療機関又は被災地住民の利用しやすい学校、公民館、保健センター等に救護所を開設して行う。
- イ 救護所の管理者は、市災害対策本部の指示により活動する。
- ウ 避難所の設置が長期間と見込まれる場合には、避難所に救護所を併設し、被災者に医療を提供する。当初は内科系を中心とした編成に努め、その後精神科医を含めた編成に切り替える等、避難所及び周辺地域の状況に合わせ、適時適切な対応を行う。また、必要に応じ、歯科巡回診察車、携帯用歯科診療機器の確保等を行う。

第2 後方医療施設への搬送

医療救護班による医療救護活動ができない場合、病院等の後方医療施設へ搬送して適切な対応を図る。

【医療救護の流れ】



第3 医薬品、血液の確保（医療救護班）

1 医薬品等の確保

被災者に対する医療又は助産を実施するために必要な医薬品及び衛生材料は、市内医療機関のものを使用し、なお不足する場合は県へ要請する。もしくは市内薬局・薬店、医薬品卸売業者等から迅速に調達する。

2 血液の確保

保存血液と血液製剤については、富山県赤十字血液センターに要請する。不足する場合は、基幹センター（東海北陸ブロック血液センター）に要請する。

第4 被災地における保健医療の確保（保健班、災害救助班）

1 保健師等による健康管理

- ア 市は、災害時の保健活動マニュアルに基づき、保健師等により、被災者のニーズに的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等）を行う。なかでも、エコノミークラス症候群やインフルエンザ等の感染症、高齢者的心身機能の低下等について、保健・医療・福祉等関係機関と連携をとり予防に努める。
- イ 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等においては、被災者の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行う。

2 心のケアのための電話相談の開設

被災者が気軽に相談できるように、心のケアのための電話相談を行う。

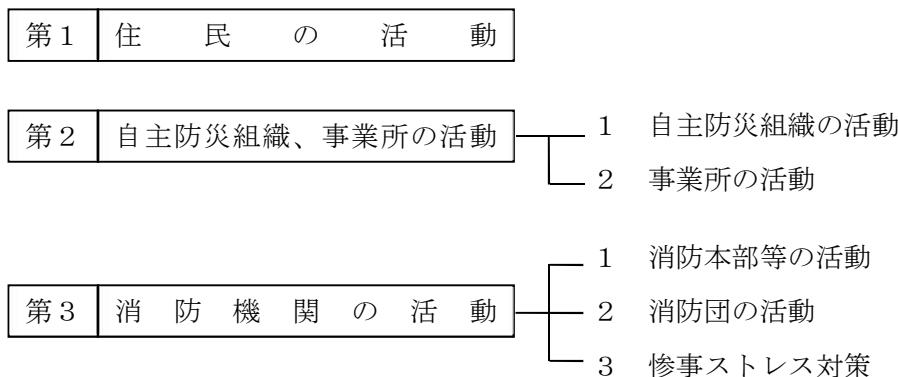
第7節 消火活動

(消防部)

大規模地震が発生した場合、同時多発火災の発生やその延焼拡大により、多くの人命の危険が予想される。このため住民、自主防災組織及び事業所等は可能な限りの初期消火を行う。

一方消防は住民等に呼びかけを行い、全機能をあげて避難の安全確保、延焼の拡大防止に努める。

【対策の体系】



第1 住民の活動（消防署班、消防団班）

地震が発生した場合は、住民はまず身の安全を確保し、出火の防止と初期消火に努める。

- ア 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに消す。
- イ L P ガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- ウ 電気器具は電源コードをコンセントからはずし、避難の際はブレーカーを切るなど通電時の出火防止に努めるとともに、停電時におけるろうそく等の火気の使用に注意を払う。
- エ 火災が発生した場合は消火器等で消火活動を行うとともに、隣人に大声で助けを求める。

第2 自主防災組織、事業所の活動（消防署班、消防団班）

1 自主防災組織の活動

- ア 震災後、地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。
- イ 火災が発生したときは、消防に通報するとともに、消火器、可搬式動力ポンプ等を活用し、河川、プール等あらゆる水利を活用して自主的に初期消火活動にあたる。なお、消火器具が不足するときは、バケツリレーなどにより消火、延焼阻止に努める。
- ウ 消防機関が到着したときは、協力して消火活動にあたる。

2 事業所の活動

- ア 火気の停止、LPG供給遮断の確認、石油類等の流出等異常の発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
- イ 従業員は火災を発見した場合、事業所内の防災センター・守衛室・電話交換室など定められた場所に通報し、受報者は消防機関に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。
- ウ 事業所の自衛消防隊は機を失すことなく、消火設備や器具を集中させて一気に消火し、延焼阻止に努める。なお、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、危険物への引火等、拡大すると判断される場合は、付近の住民に避難を呼びかける。
- エ 必要に応じて従業員、顧客の避難誘導を行う。その際、誘導にあたっては指示内容を明確にし、かつ、危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

第3 消防機関の活動（消防部全体）

1 消防本部等の活動

(1) 火災発生状況の把握

消防本部は、住民からの通報、消防防災ヘリコプターや警察ヘリコプターからの情報提供により火災、倒壊家屋、道路の通行状態等災害の概略的な状況を早期に把握し、防災関係機関に連絡する。

(2) 職員の参集体制等

消防本部は、地震の規模に応じて職員の参集基準を明確にするなど、職員参集体制を確立する。

また、職員は、参集途上経路における火災の発生状況、倒壊家屋、道路の損壊等の被害状況を把握するとともに、消防本部は、被害に対応した消防活動を定める。

(3) 消防活動

消防本部等は、震災時において、防災行政無線、広報車、消防防災ヘリコプター等あらゆる手段を用いて住民や事業所に出火の防止と初期消火の徹底を期するよう呼びかける。

ア 消火活動方針

消防団と協力しながら把握した情報をもとに火災の種類、規模に応じ、迅速かつ効率的な消防活動を行う。

(ア) 火災が多発し、個々の消防隊では対応できない場合は、部隊の集中運用、消防防災ヘリコプターを活用するなど効果的な消火活動を展開し、人命の安全確保と重要地域の防御にあたる。

(イ) 火災が延焼拡大し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、避難路や避難地の確保等避難者の安全確保対策を優先的に実施する。

(ウ) 人命救助事象が発生した場合は、消火活動に優先して救助活動にあたる。

(エ) 工場、大量危険物貯蔵施設等から出火した場合又は既に同施設等が延焼している場合においては、住民の立入禁止、住民の避難誘導の安全措置を講ずるとともに、周辺地域の延焼阻止など被害の拡大防止のため、消防力の集中運用により鎮圧を行う。

(オ) 延焼阻止線

延焼火災を阻止するため、地形、地物、空地、水利の状況と動員部隊を勘案して延焼阻止線を設定する。

(カ) 地震発生後、数日を経てからでも火災の発生が予想されるので、住民に対して、消防団と連携し出火防止の広報活動を行う。

(キ) 重要施設に対する消火活動

避難者の収容施設、救護物資の集積場所、病院等の救護施設、応急復旧に直接必要な防災対策の中核機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設等、重要施設及びその周辺区域に対して重点的な消火活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は地域に密着した消防機関として、管轄区域の被災情報の収集、出火防止等の住民指導のほか、火災その他の災害に対して現有装備を効果的に活用して消防活動にあたる。

(1) 出火の防止

地震の発生と同時に付近の住民に対し、出火の防止と初期消火の呼びかけを行う。

(2) 情報収集活動

携帯無線機、自転車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、消防本部等に伝達する。

(3) 消火活動

消火活動あるいは避難道路、避難地確保のための消火活動を行う。

(4) 救助救急活動

要救助者の救助と負傷者に対する止血等の応急措置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(5) 避難方向の指示

避難指示等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、火災の状況等的確な情報に基づき、安全な方向を指示して住民の安全確保と指定緊急避難場所及び指定避難所の防護活動を行う。

3 惨事ストレス対策

消火活動を実施する機関は、惨事ストレスに係る相談会の開催等、惨事ストレス対策の実施に努める。

なお、消防機関については、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

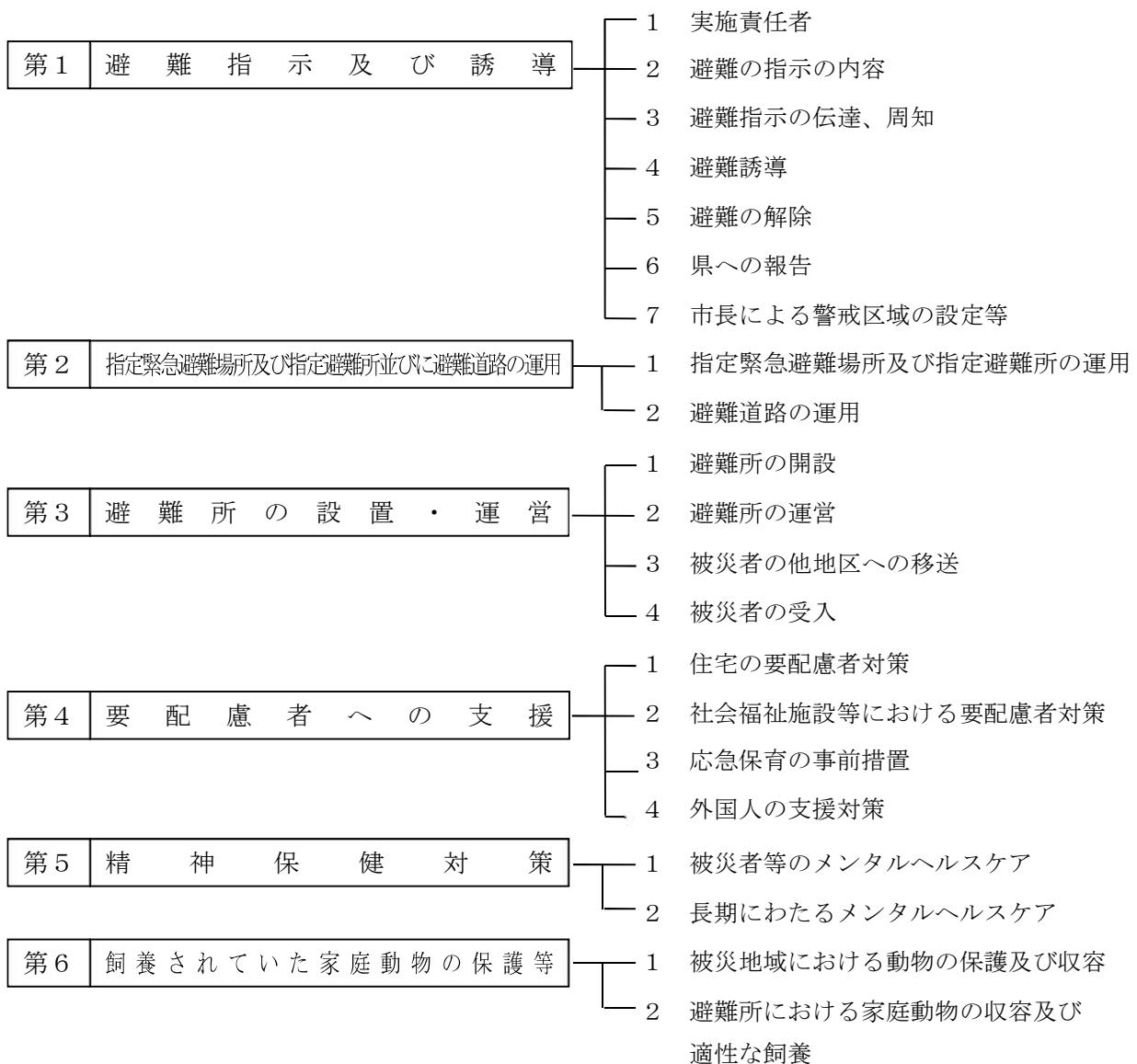
第8節 避難活動

(総合政策部、総務部、市民協働部、ふるさと整備部、教育部、地域包括医療ケア部、消防部)

大規模な地震が発生した時には、家屋倒壊、延焼火災の拡大、地すべり、がけ崩れ、噴泥(水)等の発生が予想され、住民の避難を要する地域が生じることが予想される。

市は、災害対策基本法に基づき、人命の安全を第一に避難に必要な措置をとり、住民の生命、身体の安全の確保に努める。

【対策の体系】



第1 避難指示及び誘導 (総務班、避難所班、消防署班、消防団班)

市長は、被害の拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

1 実施責任者

避難指示の実施責任者は次表のとおりである。実際に避難指示が行われたとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。

市長は、指示を行った場合、速やかに知事に報告する。

[実施責任区分]

	実施責任者	措 置	実施の基準
避 難 指 示 等	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫しているとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。 知事の場合は市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	警察官 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法 第4条	立退き及び立退き先の指示 避難の指示	市長が避難のため立退きを指示することができないと認めるとき。 市長から要求があったとき。 重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を發し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難等の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第94条)		被害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難等について必要な措置をとる。

2 避難指示の内容

避難指示は次の内容を明示して行う。

- ア 要避難対象地域（地名、施設名等）
- イ 避難先及び避難経路（安全な方向及び避難所の名称）
- ウ 避難指示の理由（避難要因となった危険要素の場所、避難に要する時間等）
- エ 避難指示の発令者
- オ その他（避難時における最小限の携帯品、要配慮者の優先避難、介助の呼び掛け等）

3 避難指示の伝達、周知

- ア 防災行政無線、サイレンによる避難信号の発信
- イ 消防車・広報車による市内巡回放送
- ウ 消防団員による各戸伝達
- エ 自治会長等による各戸伝達

4 避難誘導

- ア 市は、避難指示が出された場合、南砺警察署及び消防機関の協力を得て、地域または自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。
- 避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- 災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底をはかるものとする。
- なお、避難指示等は地域の住民の他、滞在者に対しても行われる場合があることから、観光客等の一時滞在者の避難誘導についても配慮する。
- イ 消防機関は、避難指示が出された場合には、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大の方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を市及び南砺警察署に通報する。避難が開始された場合は、消防団員により、避難誘導にあたる。
- ウ 南砺警察署は、市に協力し自治会、事業所等を単位として集団をつくり、誘導員及び各集団のリーダーの誘導のもとに避難させる。
- エ 自主防災組織は、市、消防機関、警察等と連携協力し、地域内の住民の避難誘導を行う。この場合、高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦、外国人等の要配慮者に配慮する。

5 避難の解除

避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

6 県への報告

市長は、避難の措置又はその解除について、次の周知事項を記録するとともに、速やかにその旨を県へ報告する。

[記録事項及び県への報告事項]

- ア 発令者
- イ 発令の理由及び発令日時
- ウ 避難の対象区域
- エ 避難先
- オ その他必要な事項

7 市長による警戒区域の設定等

- ア 震災が発生し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は次の措置をとることができる。
- (ア) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
 - (イ) 他人の土地の一時使用等
 - (ウ) 現場の被災工作物の除去等
 - (エ) 住民を応急措置の業務に従事させること。
- イ アの場合において、市長の委任を受けて職権を行う者が現場にいないとき又は要求があったときは、警察官は、同様の措置をとることができる。また、災害派遣を命ぜら

れた部隊の自衛官は、前二者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は直ちに市長に通知しなければならない。

8 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるとときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れができる施設等をあらかじめ決めておくよう努める。

市及び運送事業者等はあらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

市及び県、指定行政機関、公共機関及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

第2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに避難道路の運用（現地災害対策班、情報調整班、避難所班、災害救助班、保健班、建設班、医療救護班、要介護者班）

1 指定緊急非難場所及び指定避難所の運用

市は、避難住民の安全を確保するため、あらかじめ運営要領を定めるとともに、事態の推移に即応して次の措置をとる。

- ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の規模及び周辺の状況を勘案し、運用に要する職員を配置すること。
- イ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行うこと。
- ウ 傷病者に対し、救急医療を行うため、救護所及び医師を確保すること。
- エ 指定緊急避難場所及び指定避難所の衛生保全に努めること。
- オ 避難期間に応じて、水、食料及び緊急物資の手配を行うとともに、その配給方法を定め、平等かつ効率的な配給を実施すること。
- カ 避難解除となった場合の避難者の帰宅又は指定避難所への移動を安全かつ円滑に誘導すること。

2 避難道路の運用

- ア 南砺警察署は、災害時における交通の混乱を防止し、避難を容易にするため、指定緊急避難場所及び指定避難所並びにその周辺道路の交通規制を可能な限り実施する。
- イ 市は、避難を容易にするため、南砺警察署、自主防災組織、建設業者等の協力により幹線避難路上にある障害物を除去する。

第3 避難所の設置・運営（現地災害対策班、情報調整班、避難所班、災害救助班、保健班、建設班、医療救護班、要介護者班）

避難場所に避難した住民のうち、住居を喪失するなど、引き続き救助を要する者については、応急的な食料等の配給を行うため、避難所を開設し、収容保護する必要がある。

1 避難所の開設

- ア 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- イ 市は、必要に応じて管内の学校、公共建物等を指定避難所として開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要に応じ、あらかじめ指定された施設についても、水害・土砂災害等に対する安全性を確認のうえ管理者の同意を得て避難所として開設する。
- ウ 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県（災害対策本部）及び南砺警察署、消防本部等関係機関に連絡する。また、市は、避難所の混雑情報などが住民にわかるよう適切な媒体を用いて広報するものとする。
- エ 避難所を開設した場合は、避難所管理要員を置く。
- オ 避難所の運営に必要な資機材、台帳等はあらかじめ整理しておき、まず、それらを活用して、避難所の運営にあたる。
- カ 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- キ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、必要に応じ被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。
- ク 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。
- ケ 市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努める。

2 避難所の運営

- ア 市は、あらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、避難所管理要員として職員を常駐させ、災害救助地区の自主防災組織やボランティア等の協力を得て、避難者の保護にあたる。
- また、施設の使用にあたっては、施設管理者と緊密な連絡をとり、保全管理に十分留意する。
- 市は、各避難所の適切な運営管理を行う。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、地域づくり協議会、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

- イ 管理要員は、避難所に収容されている避難者の人数、氏名、生活必需物資の需給状況、その他被災者ニーズ等の生活情報を早期に把握し、市災害対策本部へ連絡する。市災害対策本部は、住民の避難状況を地区別、避難所別にとりまとめ、県災害対策本部総務班へ連絡する。
- また、避難所の維持管理のための責任者は、次の関係書類を整理保存しなければならない。
- (ア) 避難者名簿
 - (イ) 救助実施記録日計表
 - (ウ) 避難所用物資受払簿
 - (エ) 避難所設置及び収容状況
 - (オ) 避難所設置に要した支払証拠書類
 - (カ) 避難所設置に要した物品支払証拠書類
- ウ 指定避難所としてあらかじめ指定されている学校においては、震災時には、避難所管理責任者の調整のもと、校長の指導により運営業務に協力する。
- エ 市は、避難所における生活環境に注意を払い、生活指導の実施や要配慮者への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するよう努める。また、避難の長期化等も想定されるので、必要に応じてプライバシーの確保の状況、段ボールベッド、パーテーション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- オ 市は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- カ 市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等に配慮する。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- キ 市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ、更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- ク 市は、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅等利用可能な既存住宅の斡旋等により、避難所の早期解消に努める。
- ケ 市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

3 被災者の他地区への移送

- ア 被災地区の避難所に被災者を収容できないとき、市長は、県に対し被災者の他地区への移送について要請する。
- イ 市長は、被災者の他地区への移送を要請したときは、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。

ウ 移送された被災者の避難所の運営は南砺市が行い、被災者を受入れた市町村は運営に協力する。

4 被災者の受入

- (1) 被災市町村からの被災者の受入要請があった場合、県と協議のうえ、移送先が決定される。受入先が本市に決定した場合、知事からの指示に基づき、市は直ちに避難所を開設し受け入れ態勢を整備する。
- (2) 被災者の移送方法については、市の輸送能力を勘案して、県が定め実施する。

第4 要配慮者への支援（災害救助班、保育園班、保健班、要介護者班）

高齢者、障害者、乳幼児、妊娠婦、外国人等の要配慮者（災害時において、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を要する人々のことをいう。以下同じ。）は、災害発生時において自力による危険回避行動や避難行動に困難を伴うことが多い。このため、災害発生時に要配慮者がおかかる状況を十分考慮し、災害応急対策を講ずる必要がある。特に、在宅の要配慮者と施設入所者では、その援護及び救護体制が異なるので、それぞれの状況に応じた対策を講ずる。

1 在宅の要配慮者対策

(1) 在宅の避難行動要支援者の支援

- ア 市は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や個別避難計画を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援及び迅速な安否確認を行う。
- イ 市は、自主防災組織等の協力を得ながら居宅にとり残された避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ、避難所への誘導又はあらかじめ定めた手順により社会福祉施設への緊急入所を行う。
- ウ 市は、避難行動要支援者の特性に応じ、手話、筆談等、情報伝達手段について配慮する。
- エ 自主防災組織は、災害発生時に、家族や近隣住民、消防団等との連携をとり、在宅の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努める。

(2) 要配慮者の支援

ア 福祉避難所の設置

市は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、社会福祉施設、社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。

市は福祉避難所において、要配慮者のニーズに対応できるよう、備品や物資等の整備に努める。

イ 福祉避難所への直接避難

市が被災した場合は、要配慮者の障害特性や状況等を考慮し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう地域防災計画や個別避難計画の作成、指定福祉避難所における受入対象者の公示等を通じて、あらかじめ受入対象者の調整等を行うよう努める。また、直接避難を想定していない福祉避難所にあっては、市町村において発災直後の要配慮者の避難先について検討するよう努める。

ウ 社会福祉施設への緊急入所

市は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、居宅や避難所において生活することが困難な要配慮者の社会福祉施設への緊急入所を行う。

県内の施設で対応できない場合、県は、近隣県に対して、社会福祉施設への緊急入所の協力を要請する。

エ 避難所における相談体制の整備

市は、避難所において被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため相談体制を整備する。特に、情報の伝達が困難な視聴覚障害者や車椅子使用者については、手話通訳、移動介護等のボランティアの活用により、支援体制を整備する。

また、視聴覚障害者のための情報提供手段の整備に努める。(例：見えるラジオ等)

オ 要配慮者の実態調査とサービスの提供

市は、県の協力を得て、居宅や避難所において被災した要配慮者の実態調査を速やかに行い、保健・医療・福祉等の関係機関との連携のもとに必要なサービスや物資を確保するなど、万全の措置を講ずる。

県は、必要に応じ、被災していない県内市町村及び隣接県に対して、関係職員等の派遣を要請する。

2 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 入所者の安全確保

被災した社会福祉施設等は、あらかじめ策定した防災応急計画等に従い、災害発生時に直ちに入所者等の安否確認や避難誘導を行う。また、必要に応じ、救助機関等の協力を要請し、入所者等の救助活動を行う。

(2) 被害状況の報告

被災した社会福祉施設等は、あらかじめ県及び市と定めた手順にしたがい、県又は市へ被害状況の報告を速やかに行う。

(3) 入所者の移送

施設の損壊等により入所者を他の社会福祉施設等へ移す必要がある場合、市は、県及び施設代表機関とあらかじめ定めた手順により、他の施設への移送を行う。また、県内の施設で対応できない場合は、県は、近隣県に対して、社会福祉施設等への受け入れ協力を要請する。

(4) 支援要請

被災した社会福祉施設等は、物資や救助職員の不足数を把握し、近隣施設、市、県等に支援を要請する。

県は、必要に応じ、被災していない県内施設及び近隣県等に対し、関係職員等の派遣を要請する。

3 応急保育の事前措置

ア 市は保育園危機管理対応マニュアル等を整備し、各保育園の園長は、災害の発生に備え、園児の避難訓練、災害時の事前及び事後措置並びに保護者との連絡方法を検討し、その周知を図るとともに、防災関係機関との連絡網を確立する。

- イ 各保育園の園長は、保育園の立地条件を考慮した上、災害時の応急対策や応急保育の実施方法等について定めておく。
- ウ 保育時間内に災害が発生した場合に備えて、保護者の引き取りがない場合における残留する児童の保護に関する対策を講じる。

4 外国人の支援対策

(1) 外国人の救護

市は、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

県は、必要に応じ、被災していない県内市町村及び隣接県等に対して、関係職員等の派遣を要請する。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

県及び市は、報道機関の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 避難所における相談体制の整備

市は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズの把握及び対応のため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

第5 精神保健対策（保健班、医療救護班）

地震災害のショックによる精神不安定や避難生活の長期化によるストレスの増加を和らげ、被災者等の心の健康の保持や治療に努めるために、避難所等に開設する救護所や相談所においては、精神保健対策（メンタルヘルスケア）を専門とする診療、相談を行う。

1 被災者等のメンタルヘルスケア

- ア 救護所や相談所において、保健班と医療救護班はともに、被災者の心の健康の保持や治療に努め、必要な情報を提供する。
- イ 避難生活の長期化により、被災者のストレスが増加することなどが考えられるため、精神科医や保健師、臨床心理士等の心のケアチームによる避難所（住宅）等の巡回相談活動を行う。
必要がある場合は、精神科標準医療機関での診察や入院治療等を行う。
- ウ 保健班は、ボランティアや職員等の救護活動に従事している者のメンタルヘルスケアにも十分に留意する。

2 長期にわたるメンタルヘルスケア

被災後、かなり期間が経過した後においても、心の傷を癒すことは容易ではないと考えられる。被災から数年間は、医療機関、心の健康センター、厚生センター・保健所、児童相談所等の機関や学校、職場等が連携し P T S D (※) 等に対応する専門的な支援を実施するなど、住民の心の健康の保持や治療に努める。

また、一人暮らしの方の孤立を防ぎ、住民相互に声をかけあう地域づくりに取り組む。

※ P T S D (心的外傷後ストレス障害(post-traumatic stress disorders)

死や負傷の危機に直面して恐怖や無力感を感じた時に体験するのが心的外傷後ストレスであり、次のような症状が一定の強さで1か月以上続き、日常生活に支障をきたす場合をP T S Dという。

- a 外傷となった出来事を繰り返し思い起こして再体験する。
- b その出来事を避けようとしたり、無感動になったりする。
- c 緊張の強い興奮状態が続く。

第6 飼養されていた家庭動物の保護等 (生活環境班)

災害時には、飼い主にはぐれた動物や負傷動物が多数生じること及び避難所における動物同伴による問題の発生が予想される。

市は、飼養動物による人への危害防止及び動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、県及び獣医師会等関係団体の協力を得て、所要の措置を講ずる。

1 被災地域における動物の保護及び収容

飼い主のわからない負傷又は逸走状態の家庭動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、県及び獣医師会をはじめ、動物愛護団体等の協力を得て、動物の保護及び収容に努める。

2 避難所における家庭動物の収容及び適正な飼養

飼い主とともに避難所に避難した家庭動物については、市は、「富山県動物同行避難所等運営マニュアル」に基づき、避難所の隣接地にその動物の収容所を設置するなど、できる限り避難場所での収容を可能とするよう努める。

市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

また、市は、動物愛護団体等と協力して、飼い主とともに避難した家庭動物について適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

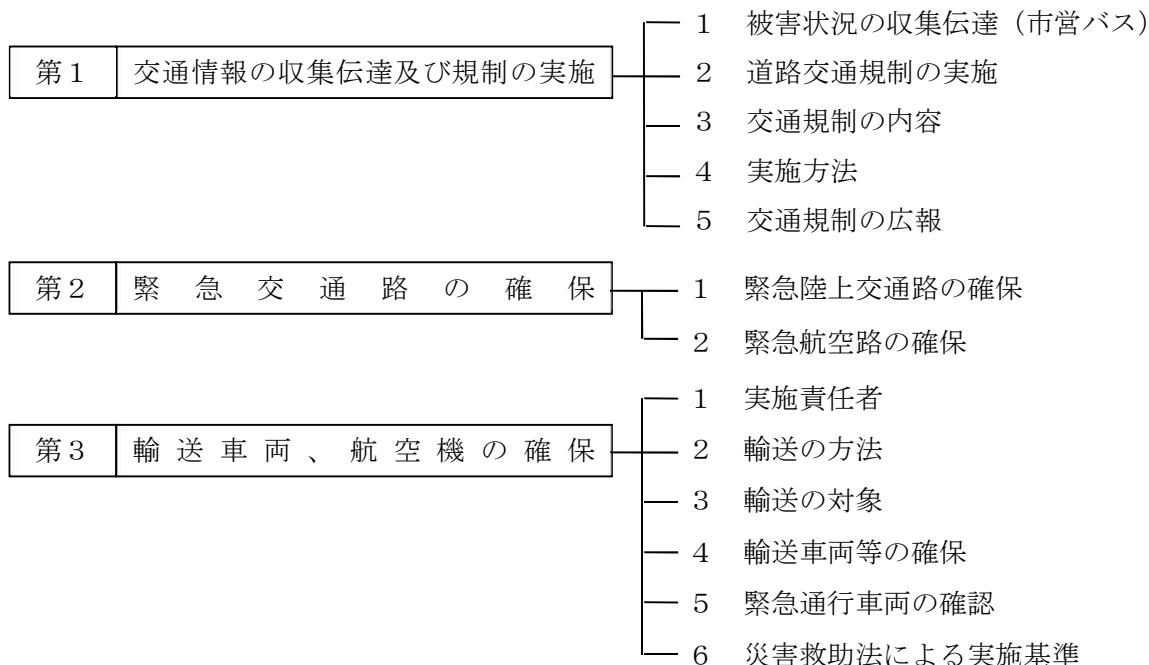
第9節 交通規制・輸送対策

(総合政策部、総務部、市民協働部、ふるさと整備部)

震災時における交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。

このため、市は関係機関と協議し、迅速に輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送力に万全を期する。

【対策の体系】



第1 交通情報の収集伝達及び規制の実施 (建設班、情報調整班)

1 被害状況の収集伝達（市営バス）

市営バスの管理者は、所管している施設の被害状況及び復旧見通し等について、災害対策本部に報告するとともに、関係機関へ伝達する。

2 道路交通規制の実施

道路管理者は、災害の発生による道路交通の混乱を防止するため、必要な交通規制を実施する。

この場合、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警察は「災害時における交通誘導業務等に関する協定」により（一社）富山県警備業協会に交通誘導の協力を要請する。

また、道路管理者及び県公安委員会は相互に連絡をとり、交通規制の適切な運用を図る。

3 交通規制の内容

道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の理由により通行が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

交通規制は、次の区分により行う。

【交通規制の区分】

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止及び制限	周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合に必要な物資等の緊急輸送を確保するため必要があると認めたとき。	緊急通行車両以外の車両	災害対策基本法第76条
警察署長		上掲の措置の場合に、他の警察署の管轄区域に及ばないもので、期間が1箇月未満のものについて実施する。	歩行者車両等	道路交通法第5条第1項
警察官		災害発生時等において、交通の危険を防止するため緊急措置の必要があると認めるとき一時的に行う。		道路交通法第6条第4項
道路管理者		道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めたとき。		道路法第46条第1項

4 実施方法

(1) 道路、橋梁等の応急措置

- ア 道路管理者は、道路、橋梁等に被害が生じた場合、その被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、障害物の除去、橋梁の応急補強等の必要な措置を講じ、交通の確保を図る。
- イ 応急対策が長期にわたる場合は、付近の適当な場所を選定し、一時的に代替道路を設置し、道路交通の確保を図る。

(2) 被害箇所等の通報連絡体制及び調査

- ア 災害時に道路、橋梁等交通施設について被害箇所又は危険箇所を発見した者は、速やかに警察官又は市長に通報する。
- イ 通報を受けた警察官又は市長は、相互に連絡するとともに、ふるさと整備部を中心に調査する。
- ウ 調査の結果、支障箇所を発見したときは、警察官と相互に連絡をし、その道路名、箇所、拡大の有無、迂回路線の有無、その他被害状況を関係機関に連絡する。
- エ 道路管理者及び水道、電気、電話等、道路占用施設設置者は所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置をとるよう通報する。

(3) 交通規制

- ア 道路管理者の措置
 - (ア) 道路管理者は、次の場合には直ちに通行を規制する。

- a 道路の決壊、浸水、山崩れ等の道路の損壊があったとき。
- b 豪雨、地震等の異常気象時において道路損壊等のおそれがあり、通行が危険であると認められるとき。

(イ) 道路管理者は、交通規制を実施するときはその詳細を南砺警察署長に通報するとともに、道路標識の設置、迂回路の標示等を行い、かつ道路情報センター、報道機関を通じて一般に周知を図る。

イ 措置命令等

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において車両等が緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずる。

(イ) 命ぜられたものが措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自らその措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。

5 交通規制の広報

市は、交通規制を実施した場合、県、報道機関、市ホームページ、エリア放送、ソーシャルメディア等のインターネットを通して交通規制の内容を広報し、秩序ある交通を確保する。

第2 緊急交通路の確保 (建設班)

1 緊急陸上交通路の確保

災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点を結ぶ主要道路において、国県道については道路管理者に警戒を要請し、速やかに応急対策を実施する。

(1) 緊急交通路の指定

市では、県で指定した緊急交通路に接続し、円滑な輸送が可能な路線を緊急輸送道路の中から指定する。

(2) 運転者の義務

緊急交通路の指定が行われたときは、当該緊急交通路にある緊急通行車両以外の車両の運転者は速やかに当該車両を緊急交通路以外の場所に移動する。

移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 放置車両の撤去

ア 警察官の措置

警察官は、緊急交通路において、緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ運転者に対し措置命令を行う。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

イ 自衛官、消防吏員の措置

自衛官又は消防吏員は、緊急交通路において、警察官が現場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じ運転者等

に対し措置命令を行うことができる。相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去する。

上記の命令又は措置を行ったときは、その旨を当該命令し、又は措置をした場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

ウ 道路管理者の措置

道路管理者は、災害時に緊急通行車両の通行を確保するため、必要に応じ道路区間を指定、周知後、運転者等に対し放置車両の移動等の措置命令を行うことができる。

相手方が命ぜられた措置をとらないとき又は現場にいないときは、自ら放置車両その他の物件を撤去することができる。

上記の措置をとったときは、当該地域を管轄する警察署長に対し記録した情報の提供を行う。

2 緊急航空路の確保

震災時には、ヘリコプター等による被害状況の把握、人員・物資の輸送を迅速に行う必要がある。

このため、市は、ヘリコプターによる迅速かつ効率的な人員・物資輸送を行うための緊急時ヘリポートの確保等に努める。

第3 輸送車両、航空機の確保（財政管財班）

災害時における応急対策従事者及び救援物資等の輸送を円滑に行うため、陸・空の輸送体制を定め、輸送の万全を図る。

1 実施責任者

応急対策に必要な人員及び物資等の輸送は財政管財班が実施する。ただし、市で対処できないときは、他市町村又は県に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送及び移送についての応援を要請する。

2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急性並びに現地の交通施設等の状況を勘案して、次のうち最も適切な方法により行う。

- ア 乗用車、貨物自動車、バス（以下「車両」という）による輸送
- イ ヘリコプターによる輸送
- ウ 鉄道による輸送

3 輸送の対象

輸送活動を行うにあたっては、①人命の安全、②被害の拡大の防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮する。

（1）第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等人命救助に要する人員・物資
- イ 消防、水防活動等火災の拡大防止のための人員・物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、水道施設保全要員等初動の対応対策に必要な要員・物資等

- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

(2) 第2段階

- ア 第1段階の続行
- イ 食糧、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資

(3) 第3段階

- ア 第2段階の続行
- イ 災害復旧に必要な人員・物資
- ウ 生活必需品

4 輸送車両等の確保

市は、車両、ヘリコプター等のあらかじめ把握してある調達先及び予定数に基づき、輸送手段を確保する。

(1) 車両による輸送

ア 車両確保の順序

車両等の確保は、概ね次の順序による。

- (ア) 市有車両
- (イ) 応急対策実施機関所有の車両等
- (ウ) 公共的団体の車両等
- (エ) 事業所所有の車両等
- (オ) その他の自家用車両等

イ 車両の確保

- (ア) 市有車両

災害時における市有自動車の集中管理及び車両の確保・配備は、財政管財班が行い、各部は緊急輸送用の車両等を必要とするときは財政管財班に要請する。

財政管財班は、稼働可能な車両数を掌握し、要請に応じ配車を行う。

- (イ) その他の車両

各部からの要請により、市有のものだけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、財政管財班は直ちに他の公共団体に属する車両、営業用あるいは自家用の車両の確保を図る。

- (ウ) 協力要請

市長は、市内では車両の確保が困難な場合には、次の事項を明示して他市町村又は県に調達、斡旋等を要請する。

- a 輸送区間及び借上げ機関
- b 輸送人員又は輸送量
- c 車両等の種類及び台数
- d 集結場所及び日時
- e その他必要事項

(2) ヘリコプター等による輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、総務部は、県にヘリコプター等による輸送を要請する。

また、必要により、本章第4節「広域応援要請」に基づき、県に自衛隊の派遣を要請する。

(3) 鉄道による輸送

自動車による輸送が不可能な場合又は遠隔地において物資を確保した場合においては、鉄道により必要な人員、物資の輸送を行う。

鉄道等による輸送は、西日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、あいの風とやま鉄道(株)及び富山地方鉄道(株)に依頼する。

5 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の確認手続き

災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限した場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続きは、県防災・危機管理課及び南砺警察署において実施される。市は、緊急通行車両確認申出書による申し出等必要な手続きを行い、緊急通行車両の円滑な運用を図る。

(2) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続きの効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、市においても庁用自動車のうち必要な車両を事前に南砺警察署に確認申請を行い、交付を受けておく。

(3) 緊急通行車両確認標章及び証明書の交付

当該車両が緊急通行車両であると確認されたときは、災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)で定めた標章及び証明書が交付される。

(4) 標章の掲示等

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示し、証明書は、当該車両に備え付ける。

(5) 緊急通行車両用燃料の優先供給

市の緊急通行車両については、富山県石油商業組合との「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」に基づき、優先的に石油燃料の供給を受ける。

(6) 災害派遣等従事車両の確認（高速自動車国道等有料道路の通行料金の免除）

ア 緊急自動車

緊急自動車(道路交通法第39条第1項)が高速自動車国道等有料道路を通行するときの取扱いについては、中日本高速道路(株)等の指示による。

イ 緊急自動車以外の車両

道路整備特別措置法施行令第11条の規定に基づく料金を徴収しない車両を定める告示(平成17年国土交通省告示第1065号)による災害救助、水防活動又は消防活動のために使用する車両で、緊急自動車以外のものが高速自動車国道等有料道路を通行す

るときは、知事等が交付した災害派遣等従事車両証明書を携帯するとともに、予め道路管理者に通知する。

6 災害救助法による実施基準

災害救助法が適用された場合の輸送についての概要は、次のとおりとする。

(1) 輸送及び移送の範囲

災害による救助実施のための輸送については、次の範囲とする。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 遺体の捜索
- カ 遺体の処理（埋葬を除く）
- キ 救助用物資の整理配分

(2) 輸送費

輸送費及び賃金職員等雇上費は「富山県災害救助法施行規則」に定める額とする。

(3) 期間

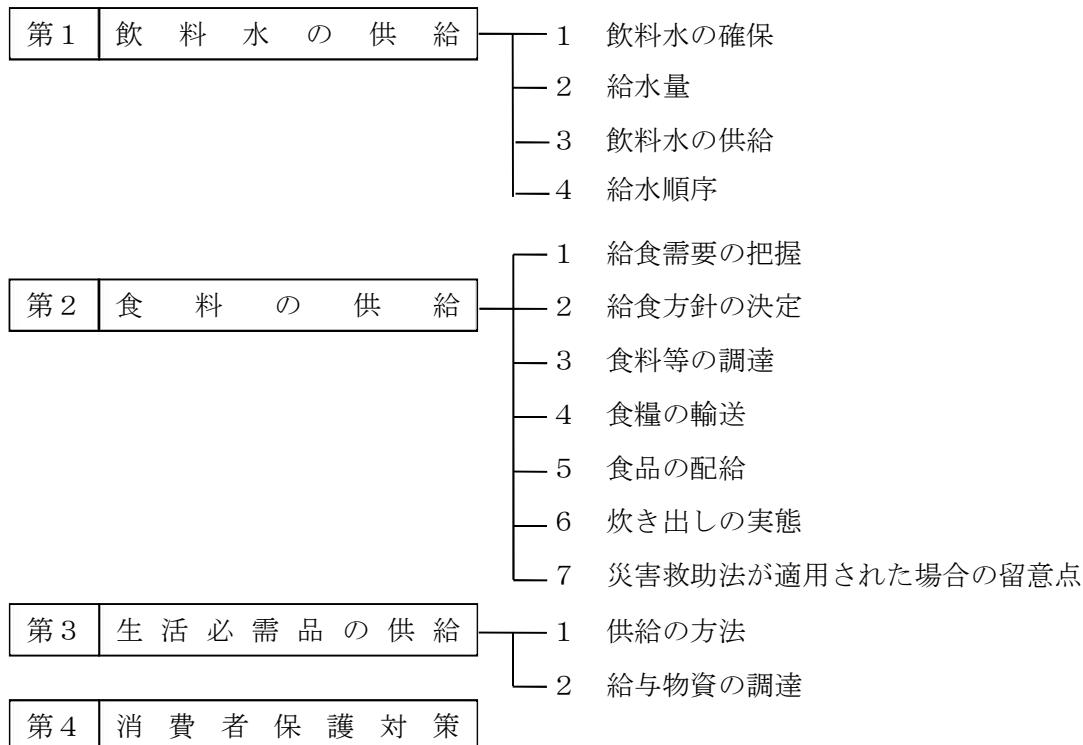
期間は救助の実施が認められる期間とする。

第10節 飲料水・食料・生活必需品等の供給

(市民協働部、ブランド戦略部、ふるさと整備部、地域包括医療ケア部)

市は、被災者に対し災害予防対策により確保した飲料水・食料・生活必需品を被災者に迅速に供給する。

【対策の体系】



第1 飲料水の供給 (上下水道班)

1 飲料水の確保

災害時における飲料水の確保は、極めて重要なことである。このことから、市は、飲料水を可能な限り確保するために、配水池等に貯水した浄水を有効に活用する。また、被災状況によっては、必要に応じて水道施設以外の予備水源を活用する。

2 給水量

発災直後の混乱期における住民の飲料水については、少なくとも生命維持に必要な水量を確保しなければならない。

必要給水量は、地域の実情及び被災状況を検討し、応急復旧状況を考慮して、次の3段階にわけて順次増加させていく。

第1段階：生命維持に必要な水量として一人一日3リットル程度が必要とされている。この期間は発災直後の混乱期3日程度とし、拠点給水、運搬給水及び住民の備蓄水によって対処する。

第2段階：炊事、洗面の最低生活を営むための水量とする。この期間は段階的に第一次応急復旧の実施後完了までの期間で、順次給水量を増量し、地域の実情に応じて仮設給水栓によって対処する。

第3段階：若干の不便はあるが通常の生活に必要な水量とする。

この期間は、第二次応急復旧の期間で、各戸給水量については、各地域の実情に応じて算定する。

3 飲料水の供給

- ア 被災地において確保することが困難なときは、被災地に近い水源地又は給水栓から給水車（タンク車含む）に積載し、又は容器により給水拠点等に運搬する。
- イ 水道水源が汚染したと認められるときは、十分な清掃及び消毒を行い、水質検査（通常の理化学検査）を実施し、飲用に適することを確認のうえ供給する。
- ウ 水道以外で水源を求める場合は、適切な方法で浄化及び消毒を行い、飲用に適することを確認のうえ供給する。

4 給水順序

- ア 避難所及び炊き出し場所
- イ 病院（手術、入院施設のあるものは優先する。）
- ウ 社会福祉施設
- エ 断水地域の住民、施設

第2 食料の供給（災害救助班、農林班）

市は、炊出し体制が整うまでの間は、被災者に対する食料として、避難所等において、備蓄や調達した非常食を供給し、炊出し体制が整ってからは、米飯による炊出しを実施する。

1 給食需要の把握（災害救助班）

避難者数、ガス供給停止等による調理不能者数等、下記の供給対象者について、早期に把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児の数についても把握する。

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害で炊事の出来ない者
- ウ 通常の購入先が一時的に麻痺し、主食を確保することができない者

2 給食方針の決定（災害救助班）

給食方針は概ね以下による。

（1）給食基準

- ア 食品の供与は被災者が直ちに食することができる現物とし、供給品目は、米、乾パン、生パン、麺類、その他保存食とする。
- イ 供給数量は炊き出しとして供給する場合、一人一食精米200gとする。通常の供給機関を通じないで供給する場合1日当たり400g、副食品の数については制限しない。

(2) 給食の方法

- ア 各現場に実施責任者を置き、炊き出し及び食品の供給を実施し、通常の購入先を通じないで応急供給を行う必要がある場合は、知事に応急申請を行い当該罹災者に米穀を供給する。
- イ 給食可能施設の使用により、速やかに炊き出しが行われるように努め、状況によって日赤奉仕団や自衛隊の派遣要請により炊き出し体制の確立を図る。

3 食料等の調達 (農政班)

(1) 食料救援対策の種類

ア 第1次調達品

被災後、炊き出しや給食を実施するまでの応急的な食糧供給とし、乾パン又は生パン（菓子パン）とする。

イ 第2次調達品

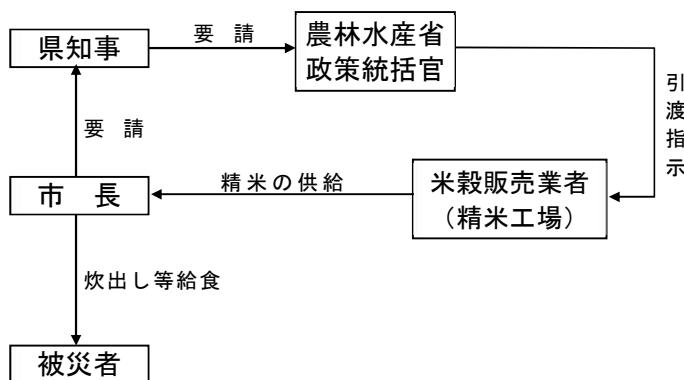
炊き出し、給食の実施により体系的に継続した食糧を供給する。主として、米穀類及び副食類とする。

(2) 調達方法

ア 米穀

市長は災害救助法適用後において応急供給の必要があると認めた場合は知事に要請し、登録米穀販売業者から調達する。

【主食類応急調達系統図】



(注)① 市長は、農林水産省政策統括官に対して連絡がとれないときは、米穀販売業者に対し緊急の引渡しを要請できる。

(注)② 乾パン及び生パン等の調達は、まず市内の製パン業者又は食料品店から調達し、不可能な場合は、県に斡旋を要請する。

(注)③ 副食品は、必要に応じ市内販売業者より調達し、地域内で調達不能の場合は県に調達の斡旋を要請する。

4 食糧の輸送 (農政班)

(1) 食品の輸送

農政班及び地域包括医療ケア部は、市において調達した食品及び県から給付を受けた食品を指定の集積地に集め、「1章 第9節 第3 輸送車両、航空機の確保」に定める車両をもって、避難所等の給食地へ輸送する。

(2) 食品の集積地

原則として「福光屋内グランド」又は「井口屋内グランド等公共施設」とし、災害の状況によっては、避難所並びに交通及び連絡に便利な公共施設等を選定する。

5 食品の配給（災害救助班）

避難者等への食品の配給にあたり、事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し行う。

6 炊き出しの実態

炊き出しの具体的な作業は、原則として配給対象者、自治振興会、自主防災組織が行い、災害救助班が、給食・炊き出しの指揮及び連絡調整にあたる。

7 災害救助法が適用された場合の留意点（災害救助班）

炊き出し、その他による食品の給与を実施するため支出できる費用及び期間等は、災害救助法及び富山県災害救助法施行規則による。

第3 生活必需品の供給（災害救助班）

災害時において被災者に供給する衣料、生活必需品、その他の物資の確保と配給の確実を期するための計画は次のとおりとする。

1 供給の方法

(1) 配給の対象者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊または床上浸水により生活上必要な家財を喪失、または棄損し直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 配給品目

現物による給(貸)与とし、おおむね次のとおりとする。

- ア 寝具(毛布、布団等)
- イ 被服(上着、ズボン、下着、靴等)
- ウ 炊事台所用具(炊事用品類、食器類)
- エ 身の回り日用品(洗面用具、雨具等)
- オ その他(光熱材料、嗜好品)

(3) 給(貸)与物資の配給方法

- ア 給(貸)与物資は世帯構成を勘案のうえ、すべて世帯単位で配給する。
- イ 配給に当たっては自主防災組織、自治会、民生委員等の協力を求める。

2 給与物資の調達

- ア 調達物資は県調達物資、市調達物資、一般救援物資とする。
- イ 市調達物資は原則として市内にて調達する。
- ウ 物資は市有車両、調達先車両、借上車両、または人夫をもって被災地に運ぶ。

第4 消費者保護対策 (生活環境班)

被災地の住民に対する食品、生活必需品の供与は、災害救助法に基づいて行われるが、基礎的な物資に限られ、かつ、時限措置であることから、特に大規模災害により復旧が長期化する場合などにおいては、民間事業者による生活必需品等の供給が被災地において円滑に行われる必要がある。

このため、市及び県は、生活必需品等の安定供給を民間事業者に要請するとともに、被災に便乗した値上げや被災者の弱みにつけこんだ悪質商法を監視する。

ア 消費生活相談の充実強化

イ 悪質商法の監視

市は、悪質商法の発生が認められる場合には、警察等との連携を密に行い、監視を強化する。

ウ 消費生活情報の提供

県は、次のとおり消費生活情報の提供に努める。

(ア) 消費生活センターから、定期的に消費生活情報を被災市町村及び避難所のファックスに送信することにより、「消費生活情報ファックスネット」を構築する。

(イ) 「くらしの情報とやま」災害特別号を発行し、県民に消費生活情報を提供する。

(ウ) インターネット等を活用し、消費生活情報を県民に提供する。

第11節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策

(市民協働部、地域包括医療ケア部)

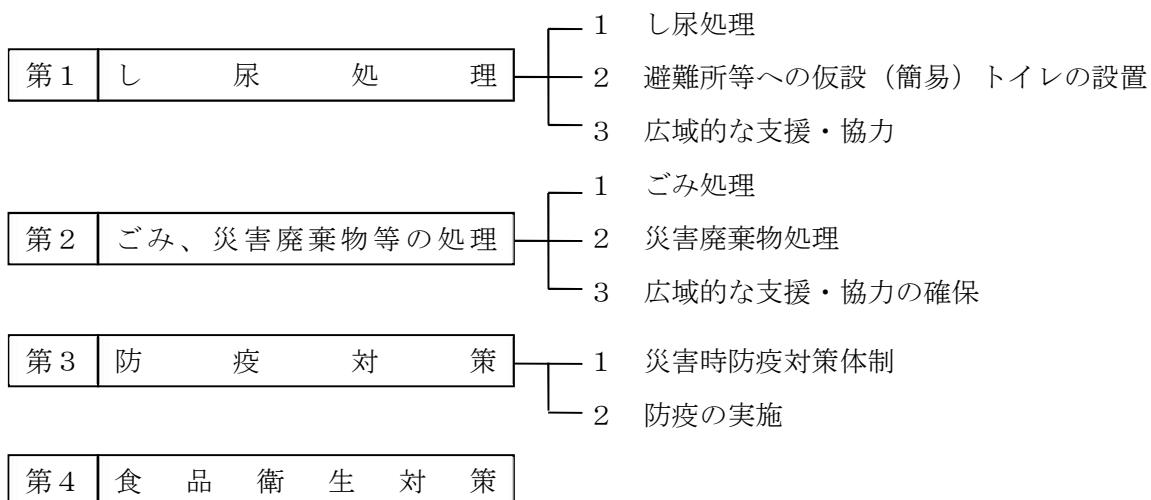
廃棄物処理対策について、市は、収集運搬機材、仮置場、処理施設及び処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村との緊密な連絡のもとに円滑な処理に努める。

また、地震災害発生時の生活環境の悪化、罹災者の体力の低下等によって感染症が発生し、又は多発するおそれがある。

被災地における防疫措置は、社会環境や衛生状態の悪化、その他予期せざる社会的悪化条件のもとで行われるため、感染症流行の未然防止に万全を期す。

さらに、地震災害時には、地域住民の避難場所等において、炊出し等の食事提供が予想されることから、食中毒の未然防止を図るため、食品取扱者に対し清潔な材料・施設設備・器具等を利用して、安全で衛生的な食品を提供するよう、適切な監視指導を実施する。

【対策の体系】



第1 し尿処理（生活環境班）

市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

また、積雪時においては住民に対し除雪協力や収集方法の変更に理解を求める。

1 し尿処理

(1) 非常処理計画の作成

市内の施設等の被害状況を速やかに把握するとともに、し尿の非常処理計画を作成する。

(2) 収集処理

ア 収集順位

悪条件の地域や重要性の高い施設のし尿を優先的に収集する。

イ 収集処理方法

し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、非常処理計画に基づいて、次の方 法で収集処理する。

- (ア) 平常作業は、できる限り並行して行う。
- (イ) し尿の収集は、被災地の状況を考慮し、収容施設等緊急を要するものから実施する。
- (ウ) 処理能力を超す場合には、とりあえずの措置として便槽容積の20~30%程度の汲み取りを実施し、各戸の便所の使用を可能にするよう配慮する。
- (エ) 被害が大きく、復旧が長期にわたる場合には、避難所(避難所内で不足又は使用できないとき)から優先的に仮設(簡易)トイレを設置する。

2 避難所等への仮設(簡易)トイレの設置

市は、下水道、し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて水洗便所の使用の制限を行うとともに、仮設(簡易)トイレを速やかに避難所、住宅密集地に設置する。仮設(簡易)トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

3 広域的な支援・協力

市は、し尿の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

県は、相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村、富山県環境保全協同組合及び(公社)富山県浄化槽協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動について調整を行う。

第2 ごみ、災害廃棄物等の処理 (生活環境班)

1 ごみ処理

(1) ごみ処理施設等の応急復旧

市は、ごみ処理施設等の速やかな応急復旧に努める。

(2) ごみの処理

市は、震災により一時的に発生した生活ごみや粗大ごみについては、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集を行う。また、生活ごみ等の処理にあたっては、収集したごみの一時的な保管場所や処理ルートを確保する。また、積雪時においても円滑なごみ処理体制の維持を図るため住民に対し除雪協力や収集方法の変更について理解を求める。

ア ごみの範囲

ここで扱うごみの範囲は災害ごみとし、その種類は次のとおりである。

- (ア) 道路復旧による発生材
- (イ) 災害により使用できなくなった家具、畳等
- (ウ) 損壊、焼失による建築物廃材
- (エ) 通常のごみ収集の停止により蓄積された生活ごみ

イ 収集方法

市有自動車を使用し収集するが、多量に蓄積された箇所に対して迅速に排除を行うものとし、人員、車両が不足する場合は処分をも含め、次の方針により処理する。

- (ア) 建設業者、各種団体等の自動車、特殊車の借り上げ使用
- (イ) 建設業者による請負制
- (ウ) 民間各種団体への応援要請

(3) 処分の方法

被災地から排出した廃棄物は、一時集積所に集め、最終処理は、埋立て、その他の方針により処分する。

この場合、必要に応じて消毒、覆土等衛生管理の徹底を期する。

ア ごみの一時集積

災害の発生により短時間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、生活環境班は、ごみの一時集積場を指定しそこへの搬送を行う。

ごみの一時集積所の具体的な選定に際しては、次の点に留意する。

(ア) 他の応急対策事業に支障のないこと。

(イ) 環境衛生に支障がないこと。

(ウ) 搬入に便利なこと。

(エ) 後に行う焼却、最終処分に便利なこと。

イ ごみの焼却、最終処分

一時集積場所に搬入されたごみを焼却場及び最終処分場へ搬出する。

(4) 事業者の処理

事業による廃棄物の処理は自らの責任で行う。

(5) 避難所におけるごみの保管場所の確保

避難所から発生する生活ごみの円滑な収集ができない場合には、避難所に十分な保管場所を確保するとともに、シート掛け等により、極力、生活環境の保全に努める。

2 災害廃棄物処理

市は、事前に定めた市災害廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、災害廃棄物の発生量や一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して市災害廃棄物処理実行計画を作成するとともに、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、住民等への啓発・広報、必要に応じた損壊家屋等の解体・撤去等を行うことにより、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

加えて、ボランティア、N P O等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、N P O等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

3 広域的な支援・協力の確保

市は、生活ごみ、解体廃棄物、災害廃棄物、残骸物の収集・運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両及び処理施設が不足する場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

県は、相互の支援の状況を踏まえつつ、他市町村及び(一社)富山県産業資源循環協会及び(一社)富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。

第3 防疫対策 (生活環境班、保健班)

地震災害に伴い、感染症が発生し、又はそのおそれがある場合は、防疫対策の徹底を期するため、市及び砺波厚生センターにおいて、災害防疫対策組織を設置し、速やかに災害防疫活動を実施する。

市は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

1 災害時防疫対策体制

(1) 実施機関

防疫は、砺波厚生センター及び関係機関の協力を得て市長が実施する。

ただし、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）又は予防接種法による代執行については、知事が行う。

(2) 防疫チーム等の編成

被災地の防疫、衛生活動を迅速かつ的確に実施するため、保健班が砺波厚生センターの協力を得て、防疫チーム等を編成する。

(3) 防疫用薬剤・資機材の調達

消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具などの確保をはかり、防疫の万全を期する。

2 防疫の実施

防疫活動は、検病調査及び滯水地域、集団避難場所、その他衛生条件の良好でない地域を優先し、緊急度に応じて段階的に順次実施する。

(1) 防疫活動

ア 感染症対策

保健班は、医師や避難所等からの通報等により、災害発生時の感染症の発生状況を把握し、速やかに砺波厚生センターへ報告する。

感染症患者が発生したときは、砺波厚生センターに協力し役割分担に応じて防疫活動、保健活動などを迅速に実施する。また、必要に応じて次の事業を実施する。

- (ア) 手指の消毒等必要な指導、必要な薬剤を配布
- (イ) 感染症発生箇所の消毒を実施
- (ウ) 情報調整班へ広報を依頼

イ 消毒の実施

災害が発生し、保健衛生上消毒の必要が生じることが予想されるときは、生活環境班は、消毒薬剤の手持ち量を確認とともに、その確保を図る。

消毒の必要なときは、次の場合である。

- (ア) 感染症が発生したとき。
- (イ) 水害により道路溝渠、家屋周辺が不衛生になったとき。
- (ウ) 家屋の倒壊等により、消毒を必要とするとき。
- (エ) 土壤還元によるし尿処理を行うとき。
- (オ) 鼠族、昆虫が大量発生したとき。
- (カ) 廃棄物の処理が間に合わず、路上に堆積されたとき。

生活環境班は、災害対策本部からの指示又は班の判断で必要と認めるときは、消毒を実施し、消毒を指導し、又は消毒薬剤を配布する。

(2) 衛生活動

ア 衛生活動

(ア) 被災者に対する衛生指導

保健班は、砺波厚生センターと協力して、避難所収容被災者及び被災地域住民に對し、台所、便所等の衛生的管理並びに消毒、手洗いの励行等を指導するとともに、広報活動を実施する。

(イ) 食中毒の防止

被災地及び避難所での飲食物による食中毒を防止するための食品衛生監視、給食施設の衛生活動について、必要があるときは、砺波厚生センターを通じ知事に対しその実施を要請する。

保健班は、県が実施する衛生活動に協力する。

イ 飲料水（井戸水）の消毒

生活環境班は、井戸水を飲用に使用するときは、消毒用塩素剤（次亜塩素酸ソーダ等）等による消毒を行い、以後は消毒薬を交付して、住民に自主的に行わせる。また、プール及び防火貯水層の水をろ過使用する場合は、上下水道班に消毒薬を交付するが、活動としては、主として避難所、被災地域及び井戸等を巡回して作業を行う。

(3) 協力要請

市長は、市の能力では実施が困難な防疫活動の必要を認めた場合、又は消毒その他活動が十分実施できないと認めた場合は、砺波厚生センターを通じて県に協力を要請する。

(4) 検病調査

避難所、湛水地域等衛生条件の悪い地域における感染症や食中毒などの発症を予防するため県と協力し、検病調査や検水を行う。

(5) 臨時予防接種

災害地の感染症発生を予防するため必要に応じ、医師会と十分連携し種類、実施期間、実施場所等を定めて知事の指示を受け予防接種を実施する。

(6) 感染症患者等に対する措置の実施

被災地において、感染症の患者等が発生したときは、迅速かつ的確に所要の措置を講じ、感染症の発症及びまん延の防止に努める。県の指示により医療機関の確保、防疫活動、保健活動等を迅速に実施する。

(7) 応援体制

防疫活動を実施するにあたり要員に不足があるときは、県厚生部に対し職員の派遣依頼をするよう砺波厚生センターに要請する。

さらに、状況に応じて、他都道府県、自衛隊へ応援を要請するよう県に要望する。

第4 食品衛生対策（保健班）

地震災害時において、県は食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、食品衛生指導班を編成し監視指導を行う。市はこれを補助・協力する。

〔食品衛生確保指導〕

災害の状況に応じ必要と認めたときは、砺波厚生センターの指示を得て次の活動を行う。

- ア 食品の流通拠点での、食品の配送等における衛生確保指導。
- イ 避難所における、食品の衛生的取扱い・加熱処理・食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒についての指導。
- ウ 食品関係営業施設の構造・食品取扱い設備・給水について調査・指導。
- エ その他食品に起因する危害の発生防止活動。

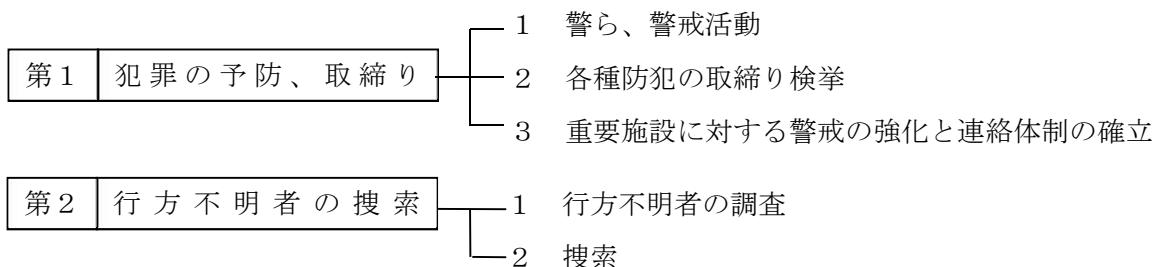
第12節 警備活動

(市民協働部、地域包括医療ケア部、消防部、南砺警察署)

地震災害時には、一時的に社会生活上に大きな混乱が生ずることが予想され、さらに、時間の経過とともに、被災者の不安、生活必需物資の買占め、売り惜しみ、不当価格販売及びこれらの混乱に乘じた各種犯罪の発生が予想される。

このため、警察は、地震災害時において、早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに災害情報の収集に努め、住民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、犯罪の予防等の警備活動を推進する。

【対策の体系】



第1 犯罪の予防、取締り (生活環境班、消防団班、南砺警察署)

1 警ら、警戒活動

(1) 犯罪の予防活動

被災地の混乱に乘じた窃盗等の各種犯罪を予防するため、警ら・警戒活動を実施する。

(2) 避難所・避難場所、救援拠点等に対する警戒活動

避難所・避難場所、食料・救援物資・復旧資材その他生活必需物資の貯蔵(集積)場所及び官公庁等公共施設に対する立ち寄り、警ら・警戒活動を実施する。

2 各種防犯の取締り検挙

災害による混乱のため、凶悪犯、窃盗犯、粗暴犯、経済事犯等の各種犯罪の発生が予想されることから、次により犯罪の予防及び取締りを行い、住民の不安を除去し、混乱を防止する。

(1) 犯罪情報の収集と分析

犯罪を未然に防止し、民心の安定を図るため、各種犯罪の発生状況及びその拡大予想、住民の不安動向に関する情報を収集分析し、防犯対策に役立てる。

(2) 警戒取締り体制の強化

特別警戒取締班を編成して、犯罪情報の収集及び犯罪の予防・取締りにあたる。

(3) 金融・経済事犯に対する措置

金融・経済事犯については、主管行政機関との連携を緊密にし、生活必需物資、復興資機材の流通の確保及び物価安定に協力するとともに、悪質事犯に対する重点的な取締りを行う。

(4) 猟銃等に対する取締り

被災の状況により、獵銃、ライフル銃、残火薬類等の遺失、盗難事犯防止のため、当該銃を警察又は販売業者で一時保管することとし、悪質事犯に対する取締りを徹底する。

(5) 火薬類、高圧ガス、石油類等危険物に対する措置

- ア 危険性のある施設に対しては、重点的に所要の警備要員を派遣し、関係機関と連絡をとるとともに、付近住民の避難、救助、警戒線の設定、雑踏整理等を行う。
- イ 施設の管理者等に対し、積極的に助言、指導、警告等を行い、被害拡大防止上の必要な措置をとらせる。
- ウ 石油類、可燃性ガス、有毒ガス等の漏出が認められる場合は、特に次の措置をとる。
 - (ア) 火気の使用禁止
 - (イ) 漏出範囲の確認、警戒線の設定及び避難措置
 - (ウ) 施設の管理者等による漏出防止及び防毒措置
 - (エ) 中毒防止方法の広報

3 重要施設に対する警戒の強化と連絡体制の確立

次に掲げる施設に対する警戒を強化するとともに、管理者又は責任者との連絡を密にして、自主警戒体制及び異常時における連絡体制を確立する。

- ア 避難場所
- イ 食料、その他応急物資の集積又は配給所
- ウ 主要官公庁
- エ ガス、水道、電気、電話等の主要施設
- オ 爆薬、火薬等の貯蔵所

第2 行方不明者の捜索（避難所班、災害救助班、南砺警察署）

行方不明者については家族や近親者にとって切実な問題であり、また、住民にとっても関心の深い問題である。このため、行方不明者の捜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら早期発見に努める。

1 行方不明者の調査

(1) 相談窓口・相談コーナーの設置

迷い子、行方不明者に関する相談に応じるため、警察と連携して避難所に相談窓口を設置し、要員を派遣する。

(2) 名簿の作成

避難所において、警察と連携して避難者と迷い子、行方不明者の把握に努め、把握した迷い子行方不明者については名簿を作成し、県警察警備本部及び署警備本部に備え付け、一元的に管理するとともに安否の照会に対応する。

行方不明者の届け出の受理は、民生部において取り扱う。届け出の際は行方不明者の住所、氏名、年齢、性別で身長、着衣その他必要事項を記録した書面をもって通知する。

(3) 報道機関との連携

報道機関へ積極的に迷い子、行方不明者に関する情報を提供し、マスメディアを活用した発見活動に努めるなど報道機関との連携を強化する。

2 捜索

(1) 関係機関と連携した効率的な搜索

搜索は、災害救助班を中心とした市職員並びに消防吏員、警察官により搜索隊を編成し実施する。また、搜索状況に応じて消防団員及び区域住民、関係者等の応援協力を求め実施する。

また市は、搜索を効率的に行うため、必要に応じて大型工作機の投入を行う。

(2) 警察犬、災害救助犬の活用

市は、必要があるときはNPO法人全国災害救助犬協会等の協力を求め、災害救助犬の出動を要請する。

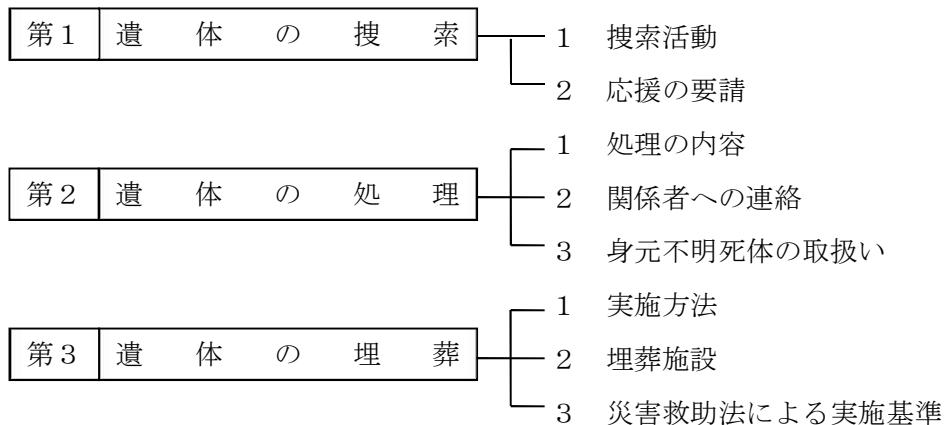
第13節 遺体の搜索、処理及び埋葬

(市民協働部、地域包括医療ケア部)

大規模な地震災害が発生した場合、多数の死傷者が生じるおそれがある。

市は、地震災害により死亡者が発生したときは、南砺警察署、南砺市医師会、日本赤十字社富山県支部等と緊密な連携をとりつつ、遺体の搜索、処理、埋葬の各段階において遅滞なく処理し、また、必要に応じて広域的な協力を得ることにより、民心の安定を図る。

【対策の体系】



第1 遺体の搜索 (災害救助班)

1 搜索活動

- ア 市は、災害により被災し、行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者について搜索を行う。
- イ 市は、警察、消防と緊密な連携のもとに搜索班を編成し、必要な機械器具を借上げて速やかに搜索活動を実施する。
また、必要により地域住民の協力を得る。
- ウ 市は、遺体の搜索にあたっては、警察と協力し、行方不明者の届出の受理と関係情報の入手に努める。

2 応援の要請

市ののみでは搜索の実施が困難であり、近隣市町村の応援を要する場合又は遺体が流出等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、県及び近隣市町村並びに遺体漂着が予想される市町村に対して、次の事項を明示して要請する。

- ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- イ 応援を要請する人員又は舟艇、器具等

第2 遺体の処理 (災害救助班、医療救護班)

遺体の収容及び処理は、災害救助班、医療救護班が南砺警察署に協力を要請して実施する。また、必要に応じ市内の医師、地域住民等の協力を求める。

1 処理の内容

(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒の処置

遺体識別等のための処置であり、原則として医療救護班により実施し、遺体の撮影等により身元確認の措置を講ずる。

(2) 遺体の一時保存

原則として、市内診療機関とするが、遺体の身元識別のために相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬ができない場合は、体育館等公共施設を利用する。なお、不足又は収容が困難なときは、寺院等の施設を借上げ、埋葬するまで保存する。適当な建物がない場合は天幕、幕張等の設備を設ける。

(3) 検案

原則として医療救護班により行う。必要に応じて日本赤十字社富山県支部に遺体の検案等の協力を要請する。

警察官が遺体を発見し、又は発見の届出を受けたときは検視その他所要の措置を行う。

(4) 変死体の届出

変死体については、直ちに南砺警察署に届出をし、検視後遺体の処理にあたる。

2 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡のうえ遺体を引渡す。

3 身元不明死体の取扱い

身元不明死体については、警察と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会等の協力を得て身元の確認に努める。

第3 遺体の埋葬 (生活環境班)

1 実施方法

遺体の埋火葬は、死亡者の遺族又は縁故者が正規の手続により行うことを原則とするが、遺族等の引取り手がない場合又は遺族等が火葬を行うことが困難な場合、応急措置として市(生活環境班)において火葬・埋葬を行う。

なお、その場合において次の点に留意する。

- ア 事故等による遺体については、警察署から引継ぎを受けたあと処理する。
- イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに応急的処理程度の仮埋葬を行う。
- ウ 漂着した被災遺体等のうち身元が判明しないものについては、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の規定に準じ処理する。

2 埋葬施設

遺体の埋葬所は、市内の斎場とする。ただし、遺体の数が極めて多いことや交通事情の混亂等から速やかな埋葬を実施することが困難な場合は近隣の市町村の施設に協力を要請又は臨時に設ける施設で実施する。

3 災害救助法による実施基準

富山県災害救助法施行規則に示される遺体の搜索、収容、埋葬の実施基準は、次のとおりである。

(1) 遺体の搜索

ア 捜索の対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者

イ 捜索の費用及び期間

費用：当該地域における通常の実費

期間：災害発生の日から10日以内。ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は、延長できる。

(2) 遺体の処理

ア 処理を行う場合

災害の際、死亡したものについて遺体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。

イ 処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として遺体の洗浄、縫合、消毒、遺体の一時保存、検案等を行う。

ウ 遺体処理の費用及び期間

費用：

[洗浄、縫合、消毒等]

遺体1体当たり「富山県災害救助法施行規則」に定める額
(現行3,300円以内)

[遺体の一時保存]

(ア) 既存建物を利用した場合にあっては、当該施設の借上費についての通常の実費

(イ) 既存建物を利用できない場合にあっては、1体当たり5,000円以内

(ウ) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費

(エ) 検案が医療救護班によることができない場合にあっては、当該地域の慣行料金の額以内

期間：災害発生の日から10日以内。ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は、延長できる。

(3) 遺体の埋葬

ア 遺体の埋葬を行う場合

(ア) 災害の際に死亡した者であること。

(イ) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

イ 埋葬の方法

埋葬は、火葬又は土葬

ウ 埋葬の費用及び期間

費用は「富山県災害救助法施行規則」に定める額とする。

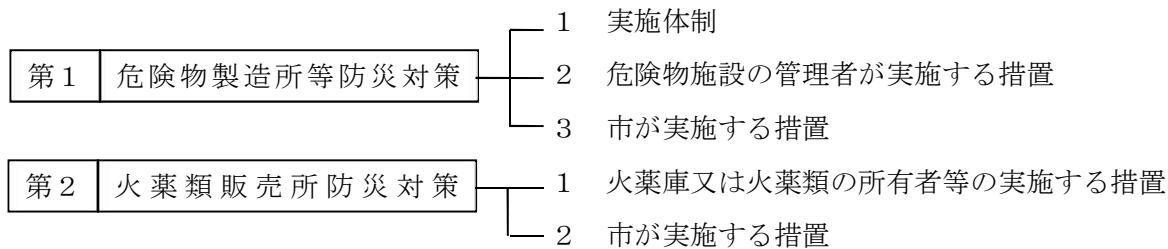
期間は災害発生の日から10日以内。ただし、知事あてに申請し、厚生労働大臣の承認を得た場合は、延長できる。

第14節 危険物等防災対策

(消防部)

地震により、危険物施設等が被害を受け、危険物の流出、漏えいその他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し被害を軽減するため、関係機関相互の緊密な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた適正かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民に被害を及ぼさないよう努める。

【対策の体系】



第1 危険物製造所等防災対策 (消防署班)

地震発生した場合、危険物の火災、流出が考えられる。その場合、従業員はもとより地域住民に対しても大きな影響を与えるおそれがある。

これらの施設については、関係法令に基づき予防規程等が定められ防災体制が強化されているが、被害を最小限に抑えるため、関係機関相互の緊密な連携のもとに、災害の種類、規模、態様に応じた、的確な災害応急対策を講ずる必要がある。

1 実施体制

消防法上の危険物施設の管理者は、危険物災害を最小限に止め、施設の従事者及び地域住民等の安全を確保するため、市及び関係機関と密接な連絡をとり、適切な措置を講じる。

2 危険物施設の管理者が実施する措置

- ア 危険物施設の運転、危険物の取扱作業及び運搬を直ちに停止する。
- イ 施設付近における使用中の火気を消火する。また、施設内の火元となり得る電源（保安回路を除く。）を切る。
- ウ 危険物による災害の発生を防ぐため、施設の位置、構造及び設備の技術上の基準について応急点検を実施し施設の現状を把握する。
- エ 危険物施設に損傷等の異常が発見された場合は、応急補修、危険物の除去等の適切な措置を行い、施設からの火災及び流出事故を防止する。
- オ 危険物による災害が発生した場合は、化学消火剤、中和剤等を十分に活用し、自衛消防組織等により現状に応じた初期消火及び危険物の流出拡散防止の措置を講じる。
- カ 前記 オ の事態を発見した者は、直ちにその旨を市、消防本部及び南砺警察署等の関係機関に通報する。
- キ 被災した危険物施設の管理者は、市、消防、警察等関係機関との連絡を密接にとり、従業員及び地域住民の安全を確保するため、避難、広報等の措置を講じる。

3 市が実施する措置 (消防署班)

- ア 危険物施設の管理者から通報を受けた場合は、直ちにその旨を警察署及び県等の関係機関に報告する。
- イ 公共の安全の維持又は災害の発生防止のため、緊急の必要がある場合は危険物施設の使用を一時停止させる。
- ウ 被害の状況、災害の危険性がおよぶ範囲を把握する。
- エ 火災の発生延焼防止、危険物の流出拡散防止のための措置、方法等について危険物施設の所有者等に指示をする。
- オ 爆発、火災及び流出等の災害が広範囲にわたる場合又はそのおそれがある場合は、施設の関係者、警察等関係機関と連絡を密接にとり、住民に対する立入禁止区域の設定、災害内容の周知、避難指示等の安全確保措置をする。
- カ 火災の消火活動にあたっては、消防機関は火災の規模、危険物の種類により、化学消火剤の収集、化学消防自動車の出動等を速やかに行う。

第2 火薬類販売所防災対策 (消防署班)

1 火薬庫又は火薬類の所有者等の実施する措置

- ア 火薬類を安全地域に移す余裕がある場合には、これを移し、かつ、見張りをつける。
- イ 通路が危険であるか又は搬送の余裕のない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- ウ 前記 ア、イ の措置によらない場合には、火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、本部には防火の措置を講じ、かつ、必要に応じ付近の住民に避難するよう警告する。
- エ 吸湿・変質・不発・半爆等のために、著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄する。

2 市が実施する措置

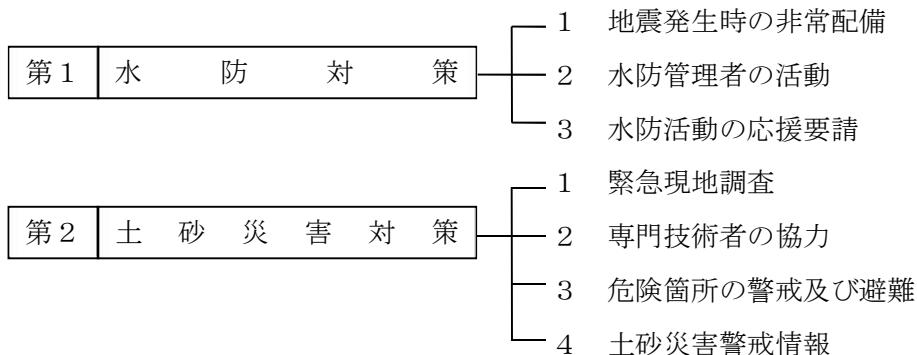
市は、施設の責任者、消防署、警察署等と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等を実施する。

第15節 水害・土砂災害対策

(ふるさと整備部)

地震が発生すると、河川堤防や地すべり防止施設等が直接被害を受けるばかりでなく、その後の降雨による浸水被害や土砂災害の二次被害の発生が懸念される。このため、地震発生時の水防対策、土砂災害に対する警戒対策が円滑に遂行できるよう努める。

【対策の体系】



第1 水防対策 (建設班)

1 地震発生時の非常配備

水防管理者は、地震による二次災害防止に水防活動が必要であるときは、水防活動に万全を期すため非常配備の体制をとる。

2 水防管理者の活動

- ア 水防管理者は、大規模な地震が発生した場合は、河川の巡視、施設の点検、被害状況の把握に努め、水防上危険な箇所を発見したときは、関係機関等へ適切な措置を講ずるよう要請するとともに、緊急を要する場合は必要な措置を講じて被害の拡大防止に努める。
- イ 水防管理者は、地震による二次被害が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、当該区域の居住者に対して避難指示を行う。なお、呼びかけ又は指示を行う者を南砺警察署長に通知する。

3 水防活動の応援要請

- ア 水防管理者は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防団長に対して応援を要請する。
応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し応援を求めた水防管理者の指揮のもとに行動する。
- イ 水防管理者は、水防のために必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を要請する。

第2 土砂災害対策（建設班）

1 緊急現地調査

地震による土砂災害の一次被害、二次被害の発生に対応するため、地震直後には、市、県及び関係機関が連携して山地の崩壊状況を調査するほか、既存施設の点検を行う。

また、土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況において、国や県からの土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する住民の避難指示の判断等にあたり活用する。

※土砂災害緊急情報

次に掲げるア～ウのいずれかの状況になった場合、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう緊急調査を実施（アについては県が、イ、ウについては国が実施）し、国、県はそこで得られた情報をもとに、土砂災害が想定される区域及び時期に関して、土砂災害緊急情報として関係自治体の長に通知するとともに一般へ周知することになっている。

ア 地すべりにより、地割れや建築物等の外壁のき裂が生じ、又はそれらの幅が広がりつつあり、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね 10 戸以上の場合

イ 河道閉塞による湛水の発生によってたまる水の量が増加すると予想され、堆積した土石等の高さがおおむね 20m以上であるとともに、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね 10 戸以上の場合

ウ 噴火による降灰等が、河川の勾配が 10 度以上の流域のおおむね 5 割以上の土地において、1 cm 以上堆積していると推計され、被害が予想される土地の区域に人家がおおむね 10 戸以上の場合

2 専門技術者の協力

（1）NPO法人富山県砂防ボランティア協会^{*1}との連携

市は、地震、豪雨による二次災害に対処するため、二次災害発生の可能性の判断、適切な応急対策工事の実施等にあたっては、必要に応じて「NPO法人富山県砂防ボランティア協会」へ協力を要請する。

（2）その他の機関との連携及び制度の活用

市は、必要に応じて地元在住のコンサルタント、斜面判定士^{*2}及び全国的な砂防関係ボランティア団体等へ協力を要請するほか、国の災害復旧技術専門家派遣制度^{*3}や災害支援技術強化対策事業^{*4}を活用し、早期の対応に努める。

※1 NPO法人富山県砂防ボランティア協会

土砂災害から県民の生命や財産を守るため、土砂災害防止に係わるボランティア活動を行い、もって県民の福祉に寄与することを目的とする団体。

※2 斜面判定士

砂防ボランティア全国連絡協議会により認定される。災害時に土砂災害が起きそうな斜面を緊急的に判断する。

※3 災害復旧技術専門家派遣制度

（公社）全国防災協会が、災害復旧制度を熟知した者を災害復旧技術専門家として認定、登録し、災害発生時等に地方公共団体等の求めに応じて派遣し、災害復旧活動の支援、助言をボランティア活動として行う制度。

※4 災害技術強化対策事業

(一社) 農業農村整備情報総合センターが、農林水産省、農業工学研究所、県OB等の専門技術者を登録・派遣し、農地・農業用施設に関する災害対策等の助言を行う事業。

3 危険箇所の警戒及び避難

市は、余震や豪雪等によって山地斜面崩壊、ダムや治山・砂防施設等の決壊による二次災害の危険性がある箇所に対して県や関係機関と協力して警戒にあたる。

特に、土砂災害防止法に基づく緊急調査が行われた場合など、天然ダムの決壊や大崩壊が予想される場合において、決壊時期、下流への氾濫区域などを想定して、関係機関等に対し緊急にその状況を伝達するとともに県と協議して住民避難の要否、時期等を決定する。

市及び県は、土砂災害のおそれがある土地の区域とその時期について、住民説明会等により被害のおそれのある地域に居住する住民に説明を行う。

4 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時に、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考にする目的に、県は富山地方気象台と共同して、土砂災害警戒情報を発表する。

県及び気象台は、土砂災害の状況を住民が容易に理解ができるよう、土砂災害警戒情報・土砂災害警戒判定メッシュ情報などの気象情報の解説に努める。

種類	発表基準	発表区分	
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害） 発表中に大雨による土砂災害のおそれが高まった時	県東部	滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町、富山市平地、富山市山間部東、富山市山間部西、立山町、上市町
		県西部	高岡市、射水市、小矢部市、氷見市、砺波市、南砺市

※ 震度5強以上の地震が発生した場合、土砂災害警戒情報の発表基準を低く設定した基準（暫定基準）を適用する。

第16節 ライフライン施設の応急復旧対策

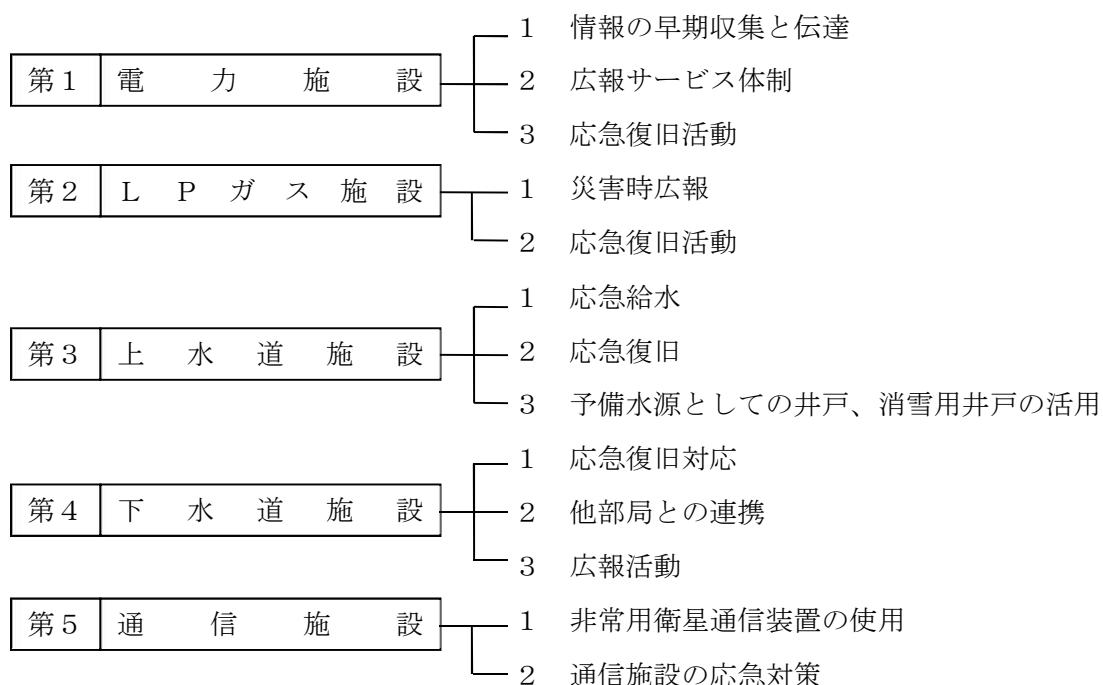
(ふるさと整備部)

電力、ガス、上下水道、通信の各ライフライン施設は、都市化の進展とともに、高度化、複合化しており、また、住民の依存度も著しく高まっている。

こうした施設が被災した場合、都市機能に多大な被害を与え、住民の生活にも深刻な影響を与えるおそれがある。

このため、ライフライン関係機関は、災害時における活動態勢を確立し、相互に連携を保ちながら、できるかぎり早急な応急復旧対策を迅速に実施し、可能な限り地区別の復旧予定期間の目安を明示する。

【対策の体系】



第1 電力施設 (北陸電力(株)、北陸電力送配電(株))

電力復旧は他機関の復旧作業や民心の安定など社会的に大きな影響を及ぼす。被害状況を早期に的確に把握し、社内・外の応援体制を含めた要員と災害復旧用資機材により、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。一方、マスメディアを通じて事故状況・復旧状況の情報提供を行い、電気災害の防止に努めるとともに、可能な限り広報車を出しての現場広報も展開する。

1 情報の早期収集と伝達

北陸電力(株) 及び北陸電力送配電(株)は、多様な手段を活用し情報の早期収集を行い、市、国、県、ライフライン関係機関及びその他関係防災機関との迅速、的確な情報交換を行う。

2 広報サービス体制

北陸電力(株) 及び北陸電力送配電(株)は、被害状況、復旧状況、公衆感電等二次災害防止を主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオの報道機関を通じて行う。

3 応急復旧活動

北陸電力(株) 及び北陸電力送配電(株)は、市との協議に基づき、病院、交通・通信・報道機関、水道、官公庁、避難所等の公共施設を優先に、応急送電を行う。

第2 LPガス施設 (LPガス供給事業者)

大規模地震の発生時には、迅速にガスによる二次災害防止に全力を傾注する。また、被災設備は、速やかに復旧し、ガス供給を再開して、被災住民の人心及び生活の安定に努める。このために、ライフライン関係機関相互の情報交換と連携を努める。

1 災害時広報

市、県及び(一社)富山県エルピーガス協会は、地震のため、LPガス事故の多発が予想されるときは、報道機関の協力を得て、ガス漏れ等の異常を発見したときに消費者がとるべき措置について、周知、広報活動を行う。

2 応急復旧活動

(一社)富山県エルピーガス協会は、「富山県LPガス災害対策要綱」及び市と締結した「災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書」に基づき、次の対応をとる。

(1) 富山県LPガス災害対策本部による活動

ア 設置

以下の災害が発生した場合に、LPガス災害対策本部を設置する。

- ・県が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置する災害
 - ・災害救助法が適用される災害
 - ・気象庁発表の震度6弱以上の地震等の災害
- なお、必要に応じ、現地対策班も設置する。

イ 活動

- ・消防との連携のもと、会員事業所による容器バルブの閉止、容器の安全性の確保などLPガス設備の緊急安全点検の実施
- ・被害状況の収集、分析及び連絡
- ・LPガス設備災害復旧応援要員の派遣及び緊急物資の支援
- ・関係機関・団体との連絡・調整

(2) LPガスの安定的な供給

市の要請を受け、分散型エネルギーの利点を生かし、避難所、救護所等への設置など、LPガスの優先的、安定的な供給に努める。

第3 上水道施設 (上下水道班)

市は、可能な限り飲料水を確保し、円滑な応急給水を行う。また、応急復旧についても、的確な被害状況の把握に基づき応急復旧計画をたて、早期に復旧を完了し正常給水に努める。

被害が甚大な場合は、人員、装備、資機材等の全てにわたり、被災水道事業体の現有力では処理できないことが考えられる。このような事態に対処するため、平常時から広域応援体制及び受入体制の整備を図る。

1 応急給水

(1) 給水基準及び被災人口の確認

市は、応急給水活動を円滑に進めるため、生命維持に必要な水量の把握に努める。

(2) 給水の方法

給水の方法は、「拠点給水」※1あるいは給水車及びポリタンク等で搬送する「運搬給水」※2を原則とし、その選択は被害の程度、内容等により臨機に対応する。同時に給水はすべての被災者に対して等しく配給されなくてはならないが、中でも人命救助を担う病院、診療所等の医療施設への給水については最優先するよう配慮する。

(3) 応急給水要員の確保

災害時の応急給水活動は、広範囲にわたることが考えられるため、可能な限り要員を確保する。給水要員については、復旧要員と異なり一般職員でも活動できるため、水道職員の指導のもとに一般職員を適正に配置する。

(4) 応急給水資機材の点検補修

市は、応急給水活動を円滑に進めるため、ろ水器、給水タンク、ポリ容器、消毒用塩素剤(次亜塩素酸ソーダ等)、水質検査用器具(残留塩素計等)等の資機材を平素から整備増強しておく。

また、民間借り上げ資機材については、事前に十分な協議を行い、文書により取り決めをしておく。

(5) 応急給水支援体制

市は、必要に応じ、関係機関に支援協力を要請し応急給水体制を確立する。

(6) 応急給水時の広報

市は、震災時に住民に対して応急給水方法、給水拠点の場所、飲料水調達方法、水質についての注意などを周知し、混乱が生じないように最大限の広報活動を行う。

※1 拠点給水

指定避難場所及びこれに近隣する浄水場、配水場等を給水拠点に設定し応急給水を行うものである。この給水拠点には、飲料水を確実に確保することが必要である。そのためには、常時貯水タンク等により確保する方法があり、やむを得ない場合には、拠点に仮設貯水設備を設置し必要量の飲料水を搬送する方法がある。実施にあたっての留意事項は、次のとおりである。

(1) 拠点給水場所の確認

地域住民に対し、平常時から震災時の飲料水供給場所を周知しておくことが必要である。

(2) 被災人口の確認

応急給水活動を円滑に進めるため被災人口及び確保水量を早急に把握することが必要である。

(3) 拠点での給水方法

貯水設備に仮設給水栓類を取付け、住民自身が受水していく方法とし、混乱のないよう配慮することが必要である。また、給水にあたっては、特に衛生管理に配慮し、住民の受水容器の安全性についても考慮しなければならない。

※2 運搬給水

震災時の混乱期に、臨時給水拠点を設置し、給水車で運搬給水する方式は、人的、物的両面から給水区域を対象とすることは非常に困難と思われる所以、可能な限り限定することが必要である。しかし、地震による被害が僅少で臨時の給水拠点が限定できる場合には運搬給水も有効である。この他、次のような特別な場所についても、緊急時の要請により運搬給水で対応することが必要である。

(1) 災害救護所及び総合病院

震災時の救急医療体制に支障をきたさないよう、県及び市災害対策本部と連絡を保ち優先的に配慮する。

(2) 震災時給食設備所

県及び市災害対策本部より指定されている給食設備所に対しては、本部の要請に基づいて運搬給水を行う。

(3) その他

県及び市災害対策本部より指示された場所

2 応急復旧

市は、住民の生活用水確保のため、的確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線から、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水に努める。

また、被害が甚大な場合は、他市町村、水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等の広域支援体制を確立する。

ア 取水、導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は最優先で行う。

復旧時間に長時間要する場合には、この間における予備設備の有効活用や他系統からの導水などにより、送、配水施設の復旧にともなう給水量の増加に対処する。

イ 管路の応急復旧は、基幹幹線、配水管線、給水拠点に至る路線を優先し、弁操作により他系統の管網からの給水を図るなど順次配水調整を行い、断水地域を減少しながら復旧を進める。

また、公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

ウ 復旧工事に必要な水道資機材の備蓄に努めるとともに、平素より広域的水道事業体間の相互援助体制整備や指定工事店などに対する協力要請などを行っておく。

エ 応急復旧の目標期間の設定

《目標期間》

(ア) 3日まで：給水拠点による給水（1人1日3ℓ）

(イ) 10日まで：幹線付近の仮設給水栓（1人1日20ℓ）

(ウ) 21日まで：支線上の仮設給水栓（1人1日100ℓ）

(エ) 28日まで：仮配管による各戸給水や共用栓（1人1日250ℓ）

3 予備水源としての井戸、消雪用井戸の活用

災害時に水道管の破損等による一時的な断水は避けられないと予想されることから、平常時から一般、消雪用井戸の保有の有無、取水可能量等を把握して震災時の予備水源としての活用を図る。

- ア 一般、営業用等井戸については、市が水道の使用量等により井戸の保有を調査し、取水可能量、飲用の適否を平常時から把握しておく。
- イ 市が管理する道路の消雪用井戸については、井戸の位置、取水可能量等を調査し、可搬式発電設備、圧力タンク、非常時給水栓等の整備を図る。

第4 下水道施設（上下水道班）

1 応急復旧対応

震災が発生した場合は、直ちに下水道施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、緊急措置及び応急復旧を図り、生活環境の不衛生化と水環境の悪化の防止に努める。

（1）被害状況の調査及び点検

震災発生後、速やかに被害状況の調査及び点検体制を整え、二次災害発生のおそれのある施設など緊急度の高い施設から、順次重点的に実施する。

（2）応急復旧計画の策定

被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。

なお、策定にあたっては、①応急復旧の緊急度、②応急復旧工法、③応急復旧資材及び作業員の確保、④設計及び監督技術者の確保、⑤復旧財源措置等を考慮する。

（3）二次災害防止の緊急措置

震災による下水道施設の二次災害を防止するため、遅滞なく適切な措置を講ずる。

ア 管路施設

管路の損傷等による路面の陥没、マンホールの浮き上がり等による道路交通の支障及びマンホール等からの汚染の溢水に対する措置

イ 処理場・マンホールポンプ施設

- (ア) マンホールポンプ設備の機能停止に対する措置
- (イ) 停電、自動制御装置停止に対する措置
- (ウ) 処理槽等からの溢水及び漏水に対する措置
- (エ) 燃料、薬品等危険物の漏洩に対する措置

（4）広域支援体制

市は、被害が甚大な場合は、他市町村、下水道工事業者及び下水道資機材の取扱業者等の広域支援体制を確立する。

2 他部局との連携

応急復旧にあたっては、関係する他部局、機関と協議を行い、他のライフライン施設の応急復旧と整合した効率的な復旧を図る。

特に、上水道施設と下水道施設の復旧は、相互に復旧進捗状況を確認するなど整合性を保ちながら進める。

3 広報活動

市は、下水道施設の復旧完了までの間、必要に応じ、上水道等の使用制限を行い、その広報活動を行う。

第5 通信施設（通信事業者）

1 非常用衛星通信装置の使用

震災時において、通信手段の途絶した地域、エリア内の通信を早期に確保するため、避難所等に非常用衛星通信装置（衛星携帯電話含む。）を出動させ、通信を確保する。

2 通信施設の応急対策

（1）公衆通信

固定電話各社・携帯電話各社・ケーブルテレビ各社は、緊急に必要な災害対策機器等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保に留意し、速やかに応急復旧を行う。

- ア 回線の被災には、非常用無線装置及び応急ケーブル等を使用し応急復旧を図る。なお、非常用無線装置の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。
- イ 交換機被災局には、非常用交換装置等を使用し応急復旧を図る。
- ウ 電力設備被災局には、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置等を使用し復旧する。
- エ 幹線伝送路の被災については、非常用伝送装置等により復旧する。

（2）自営通信

大規模災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた自営通信である。特に、県、市、警察、気象台、国土交通省、JR、高速道路、さらに電力等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているので、適切な応急措置を実施する。なお、通信設備の電源供給が途絶し、重要な通信に支障がある場合は、必要に応じて北陸総合通信局へ移動電源車の貸与を要請する。

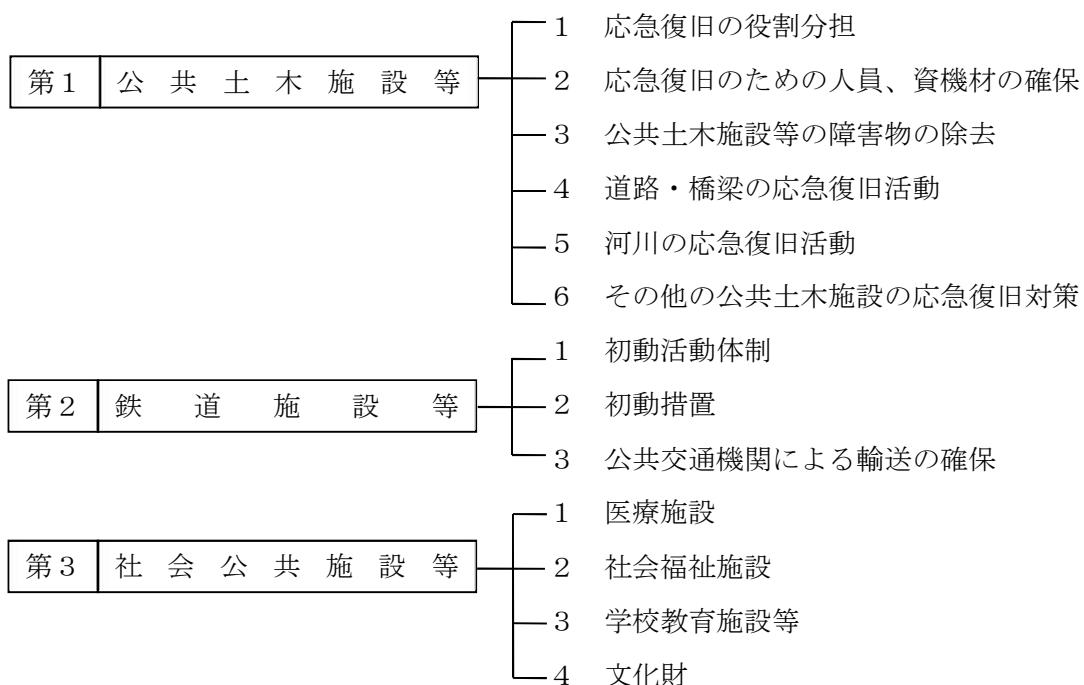
第17節 公共施設等の応急復旧対策

(ブランド戦略部、ふるさと整備部、教育部、地域包括医療ケア部)

道路、橋梁、河川及び鉄道等の公共施設は、道路交通など社会活動を営む上で重要な役割を担っており、こうした施設が地震により損壊した場合は、救急救助、救援救護活動及び緊急輸送活動等に重大な支障をきたすことになる。また、医療施設、社会福祉施設等の社会公共施設等が被災した場合、その役割、機能の早急な回復が必要とされる。

このため、こうした公共施設等の速やかな応急・復旧措置を講ずる。

【対策の体系】



第1 公共土木施設等（建設班）

震災が発生した場合、各公共土木施設等の管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急復旧措置を講ずる。

1 応急復旧の役割分担

応急復旧は、基本的に各施設の管理者が施設の復旧を行う。また、公共土木施設のない地区での土砂災害などの復旧活動や人命救助のための崩壊土砂の除去は原則として市が行う。

2 応急復旧のための人員、資機材の確保

(1) 人員の確保

公共土木施設の被害状況の把握や適切な応急対策工事の実施等については、必要に応じて専門技術者へ協力を要請し、早期に対応に努める。

また、各管理者は、復旧活動が円滑に実施されるよう各路線、各地区、建築物毎にあらかじめ作業分担を決めておくとともに、建設業協会等の応援を必要とする場合は、あらかじめ

「災害時における応急対策業務に関する協定」等を締結し、これに基づき応急復旧を実施する。

(2) 建設機械の確保

各管理者は、震災時の復旧作業に対応するため、毎年、建設機械の保有量を把握する。

また、機械の使用にあたっては、あらかじめ「災害時における応急復旧に関する協定」等を締結し、これに基づき行う。

(3) 資材の確保

各管理者は、震災時の復旧作業に対応するため、復旧用資材の備蓄状況の把握に努める。

3 公共土木施設等の障害物の除去

住民の日常生活や業務活動を確保するため、震災時に発生した道路、河川等の障害物を除去する。

(1) 実施機関

- ア 応急措置を実施するため障害となる工作物の除去は、市長が行う。
- イ 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の管理者が行う。
- ウ 山（がけ）崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市長が行うものとし、市ののみで実施困難のときは、知事に対し応援協力を要請する。
- エ その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者又は管理者が行う。

(2) 障害物除去を必要とする場合

震災時における障害物（工作物を含む）除去を必要とする場合の対象は、概ね次のとおりとする。

- ア 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- イ 河川氾濫、護岸欠壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- エ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

(3) 障害物除去の方法

- ア 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者の協力を得て、速やかに行う。
- イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の生じないよう配慮し行う。

(4) 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するが、概ね次の場所に集積破棄又は保管する。

なお、この集積場所については、関係用地管理者などと協議し、選定した場所とする。

- ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地その他廃棄に適當な場所
- イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適當な場所
- ウ 除去した障害物が二次災害の原因とならないような場所

エ 広域避難地として指定された場所以外の場所

4 道路・橋梁の応急復旧活動

震災が発生した場合、各道路管理者は、所管の道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通を確保するため、交通規制の実施や迂回道路の選定などの交通安全対策を講ずるとともに、パトロールによる警戒及び広報活動を行う。

(1) 緊急復旧の対象

被災した道路、橋梁については、迅速に応急復旧対策を実施し、緊急交通路を確保する。特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- ア 緊急通行確保路線
- イ 一般道路で道路の陥没、欠壊等により二次災害を生じるおそれのあるもの
- ウ ライフラインの管理施設等防災上重要な施設に通じる道路

(2) 各機関の役割

各機関のとるべき応急措置及び応急対策は次のとおりである。

ア 市

(ア) 市道の亀裂、陥没等の損壊及び倒壊物等並びに落橋などによる通行不能箇所について調査し、速やかに応急措置を実施する。

(イ) 被害を受けた市道の復旧作業は、市において選定した緊急通行確保路線の障害物除去を最優先に実施し、救助救急活動、物資輸送等のための交通路の確保に努める。その後逐次一般市道の復旧作業を進める。

イ 研波土木センター

(ア) 県災害対策本部の活動態勢に従い応急措置を実施するとともに、市の実施する応急対策を支援する。

市からの道路、橋梁に関する被害報告をまとめ、現地での総合対策の策定と指導、調整を行う。

(イ) 応急・復旧作業は、緊急通行確保路線の障害物除去を最優先に行う。その後逐次一般道路の障害物の除去及び道路の被災箇所で、二次災害を生ずるおそれがある箇所の応急・復旧作業を行っていく。

5 河川の応急復旧活動

地震により堤防等、河川管理施設が被災したとき、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、その施設の応急・復旧に努めるとともに排水に全力を尽くす。

(1) 緊急復旧の対象

公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

- ア 破堤
- イ 堤防・護岸・天然河岸の欠壊等で住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- ウ 堤防護岸等の欠壊で破堤のおそれがあるもの
- エ 河川の埋そくで水の流れを著しく阻害するもの
- オ 護岸、床止、水門、樋門、樋管又は天然の河岸の全壊又は欠壊でこれを放置したとき、著しい被害が生じるおそれのあるもの

(2) 各機関の役割

ア 市

水防活動と並行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに砺波土木センターに報告するとともに、必要な措置を実施する

イ 砺波土木センター

施設の被害をとりまとめ、市が行う施設の応急・復旧に関する技術援助を行うほか、市から住民の生命、財産保護のため、障害物の除去について応援、協力要請があったときは、必要に応じ、適切な措置を講じる。

ウ 国土交通省北陸地方整備局

- (ア) 地震が発生した場合、直ちに堤防、護岸等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。
- (イ) 破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、特に氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努めるとともに、県及び市の行う応急対策に関し、要請があれば技術的指導を行う。

6 その他の公共土木施設の応急復旧対策

(1) 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

地震災害により管理する施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。

特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 砂防施設

- (ア) 砂防えん堤、床固工、護岸、堤防、山腹施設又は天然護岸の全壊又は欠壊でこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの。
- (イ) 護岸の埋そく又は天然護岸の埋そくでこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの。

イ 地すべり防止施設

施設の全壊もしくは欠壊、埋そく又は埋没でこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

擁壁、法面保護工、排水施設、杭等の全壊又は欠壊でこれを放置したとき、著しい被害を生ずるおそれがあるもの。

(2) 治山施設

地震や災害に起因する土砂災害により治山施設（えん堤、床固、護岸等）が被害を受けた場合は、被害状況を地域住民やヘリコプターによる被災状況調査等から早急に把握するとともに、施設の機能の早期確保のための緊急復旧的な措置を講じ、二次災害の防止に努める。

(3) 農業用排水施設

ため池堤体の欠壊、山腹水路の溢水や滑落、排水機場ポンプ施設の損傷など、特に人家・人命及び公共施設に被害を及ぼすおそれがあるときは、各施設管理者は、関係機関に連絡するとともに、補強・補修・浚渫等の応急工事や緊急放流等の必要な措置を実施する。

また、飲料水及び消防用水源としての機能も有する農業用水の安全確保のため、必要な応急措置を講ずる。

第2 鉄道施設等 (JR西日本(株)、あいの風とやま鉄道(株)、富山地方鉄道(株)、加越能バス(株)、南砺市営バス)

多数の乗客を輸送する鉄道、路線バス等の公共交通機関は、地震災害発生時において、適切な初動措置を講じ、被害を最小限に止め乗客の安全を確保するとともに、速やかな応急復旧の措置を講じ、輸送の確保に努める。

1 初動活動体制

震災が発生した場合、各交通機関は全力を挙げて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部を設置する。

2 初動措置

公共交通機関は、地震発生と同時に次のような初動措置を講じ、乗客の安全確保に努める。

- ア 列車運転規制（バス運行規制）の実施
- イ 運転中の列車（バス）の一時停止と安全な場所への移動停止（避難）
- ウ 乗客の避難誘導
- エ 被災者の救出救護

3 公共交通機関による輸送の確保

大量の人員を輸送できる公共交通機関は、震災後の各種応急復旧対策等の遂行や円滑な市民生活の回復に必要不可欠なことから、速やかに次のような応急復旧の措置を講じ、輸送の確保を図る。

(1) 輸送手段の確保

ア 鉄道・軌道

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋等の応急工事を実施し、応急交通の確保に努める。

また、当該応急工事が完了するまでの間については、代行バス等他の輸送力を有効に活用することにより輸送の確保を図る。

イ 路線バス

要員状況、使用可能な車両状況を把握するとともに、警察・道路管理者との密接な連携のもとに、運行確保路線の選定を行い、適時適切な運行計画による輸送の確保に努める。

(2) 復旧計画

公共交通機関は、応急措置の終了後、速やかに被害原因の調査分析を行い、再び同種の被害を受けることのないよう本復旧計画を立て、可能な限り地区別の復旧予定期の目安を明示する。

(3) 運行状況の広報等

公共交通機関は、列車・バスの運行状況について駅構内等において広報するとともに、県に対し報告する。県は、放送その他の方法により、各公共交通機関の運行状況について広報する。

第3 社会公共施設等（災害救助班、医療救護班、要介護者班、教育総務班、生涯学習スポーツ班、文化財班）

地震発生により被災した医療施設、社会福祉施設等については、次のような迅速、的確な応急復旧措置をとり、被害の軽減を図る。

1 医療施設

市は、患者の生命保護を最重点におき、施設管理者に対し、停電時又は給水不能時の措置、患者の避難措置、重要器材の保管措置等を指導し、また、震災時においては、被害のない医療施設に連絡して、人的物的応援を要請する。

2 社会福祉施設

市は、被害状況を調査し、施設設置者に対し復旧計画の策定等を指導するとともに、早期復旧に努める。

3 学校教育施設等

(1) 学校教育施設

市は県と協議のうえ、復旧計画（「第3章第19節 第1 応急教育等」参照）に基づき、速やかに復旧工事を行う。

(2) 社会教育施設

社会教育施設についても、所要の被害状況調査や復旧計画の策定などを行い、当該復旧計画に基づき、速やかに復旧工事を行う。

4 文化財

- ア 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努める。
- イ 文化財に被害が発生した場合は、その所有者又は管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を県教育委員会経由で文化庁長官へ報告しなければならない。
- ウ 市及び県は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

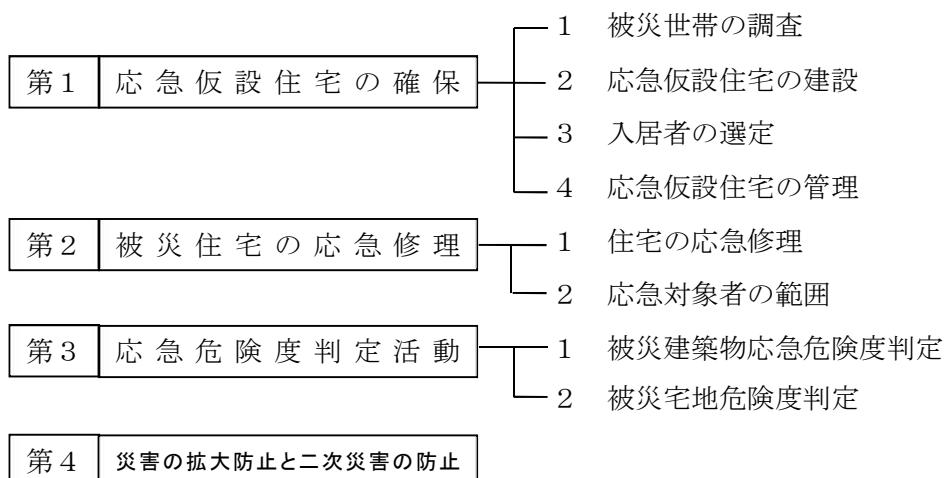
第18節 応急住宅対策

(ふるさと整備部、地域包括医療ケア部)

震災によって、家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の提供、被災家屋の応急修理を実施し、住生活の安定に努める。

また、被災した住宅、事務所、店舗等に対して速やかに危険度判定を実施する。

【対策の体系】



第1 応急仮設住宅の確保 (災害救助班、建設班)

1 被災世帯の調査 (建設班)

市は、震災のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理に必要な次の調査を実施する。

[市が実施する調査の内容]

- ア 住宅及び宅地の被害状況
- イ 被災地における住民の動向
- ウ 応急住宅対策（応急仮設住宅入居、応急住宅修理等）に関する被災者の希望

2 応急仮設住宅の建設 (建設班)

(1) 建設の目的

災害救助法が適用された震災により、住家が全壊、全焼又は流失し、自己の資力では居住する住家を確保できない被災者に対し、応急仮設住宅を供与し、一時的な居住の安定を図る。

(2) 建設用地

市は、あらかじめ、次の基準により応急仮設住宅建設予定地を定めておく。なお、応急仮設住宅建設予定地については、地域の人口動態や敷地の利用状況に応じて適宜見直す。

<応急仮設住宅建設予定地選定の基準>

- ア 原則として公有地とする。公有地で適地がない場合は、その他の適地を選定し、あらかじめ所有者等と協議を行う。
- イ 大規模ながけくずれや浸水などの危険のない平坦な土地とする。
- ウ 給水、排水、電気などのライフラインの整備が容易な土地とする。

(3) 設置戸数

被災世帯の調査に基づき、被災世帯が必要とする戸数を設置する。

(4) 建設の規模及び費用

1戸当たりの建物面積及び費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。

ただし、地域の状況等により基準運用が困難な場合は、内閣総理大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。

なお、高齢者、障害者のために、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

(5) 建設の時期

災害発生の日から、原則として20日以内に着工する。

(6) 建設工事

- ア 応急仮設住宅の建設場所は、あらかじめ選定した建設候補地の中から、被災状況、保健衛生、交通等を考慮して、県が選定する。
- イ 応急仮設住宅の建設工事は、所定の基準により知事が直接建設業者に請け負わせることにより実施する。ただし、状況に応じ、知事は市町村長に委任することができる。
- ウ 応急仮設住宅の建設にあたり、市及び県は、(一社)富山県建設業協会、(一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会等に対して協力を要請する。

(7) 民間賃貸住宅借上げによる供与

- ア 県は、被災状況を考慮し、応急仮設住宅の建設に併せて民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与する。ただし、状況に応じ、知事は市町村長に委任することができる。
- イ 民間賃貸住宅の借上げによる供与にあたり、市及び県は、(公社)富山県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会富山県本部、(公社)日本賃貸住宅管理協会富山県支部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会に協力を要請する。

(8) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。ただし、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

3 入居者の選定 (災害救助班)

(1) 入所資格

次の各号にすべて該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

- ア 住家が全焼、全壊又は流失した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者

- (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
- (イ) 特定の資産のない失業者
- (ウ) 特定の資産のない母子・父子世帯
- (エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障害者
- (オ) 特定の資産のない勤労者
- (カ) 特定の資産のない小企業者
- (キ) (ア)～(カ)に準ずる経済的弱者

エ 災害地における住民登録の有無を問わない。

(2) 入居者の選定

- ア 応急仮設住宅の入居者の選定については、県が市の協力を得て行う。ただし、状況に応じ市長に委任できる。
- イ 選定にあたっては、障害者や高齢者を優先的に入居させるとともに、民生委員の意見を参考にする。

4 応急仮設住宅の管理 (住宅対策班、災害救助班)

応急仮設住宅の管理は、市の協力を得て、県が行う。ただし、状況に応じ市長に委任できる。

応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第2 被災住宅の応急修理 (災害救助班)

1 住宅の応急修理

(1) 修理の目的

災害救助法が適用された震災により住家が半壊又は半焼し、自己の資力では応急修理をできない者に居住に必要最小限度の部分を応急的に修理し、居住の安定を図る。

(2) 修理の範囲及び費用

居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限の部分とし、応急修理に要する費用は、富山県災害救助法施行規則別表第1に定める基準とする。

(3) 修理の時期

災害発生の日から、原則として1か月以内に完了する。ただし、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て延長することができる。

(4) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実行する。

2 応急対象者の範囲

(1) 給付対象者の範囲

次の各号にすべて該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

- ア 住家が半焼、半壊したもので当面の日常生活を営むことができない者
- イ 自らの資力では住家を確保できない者で、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - (イ) 特定の資産のない失業者
 - (ウ) 特定の資産のない母子・父子世帯
 - (エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障害者
 - (オ) 特定の資産のない勤労者
 - (カ) 特定の資産のない小企業者
 - (キ) (ア)～(カ)に準ずる経済的弱者

(2) 対象者の選定

市において、被災者の資力、その生活条件を十分に調査し、それに基づき、県が選定する。ただし、状況に応じ市長に委任して、選定することができる。

第3 応急危険度判定活動 (建設班)

地震により建築物が被災した場合や宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下、宅地の破壊等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士の協力を得て、建築物や宅地の危険度判定を実施する。

1 被災建築物応急危険度判定

(1) 被災建築物応急危険度判定の実施

- ア 市は、判定実施計画を作成し、被災建築物応急危険度判定を実施する。
- イ 市は、地震被害が大規模であること等により必要と判断した場合は、県に対し必要な支援を要請する。
- ウ 県は、市からの支援要請に基づき支援計画を作成し、市が実施する判定活動に対して必要な支援を行う。また、被災状況により市が県に対し支援の要請ができる状況ないと判断したときは、必要と考えられる支援を行う。

(2) 被災建築物応急危険度判定士への参加要請

- ア 市は、その区域内に在住する判定士に判定活動への参加を要請する。
- イ 県は、市からの支援要請に基づき、本市以外の市町村並びに(公社)富山県建築士会、(一社)富山県建築士事務所協会及び(公社)日本建築家協会北陸支部富山地域会を通じて、本市以外に在住する判定士へ判定活動への参加要請を行う。
- ウ 本市が被災しなかった場合、県からの要請に基づき、本市に在住する判定士へ判定活動への参加要請を行う。
- エ 参加要請を受諾した判定士へ、集合場所、集合時間、携行品等を連絡する。

(3) 被災建築物応急危険度判定の方法

- ア 判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル ((一財)日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会)」に基づき実施する。
- イ 市の災害対策本部は、判定士に対し判定に必要な資機材を配布する。
- ウ 判定作業は、2名以上の判定士でチームを編成し、担当地区を定めて実施する。

- エ 判定作業中は、判定士登録証を携行し、判定結果を建築物の見やすい場所に表示するとともに、必要に応じて建築物使用者等に判定内容を説明する。
- オ 判定作業終了後は、市災害対策本部にその結果及び被害の状況を報告する。
- カ 余震の状況により必要に応じて判定を繰り返し実施する。

2 被災宅地危険度判定

(1) 被災宅地危険度判定の実施

- ア 市は、判定実施計画を作成し、被災宅地危険度判定を実施する。
- イ 市は、地震被害が大規模であること等により必要と判断した場合は、県に対し必要な支援を要請する。
- ウ 県は、市からの支援要請に基づき支援計画を作成し、市が実施する判定活動に対して必要な支援を行う。また、被災状況により市が県に対し支援の要請ができる状況ないと判断したときは、必要と考えられる支援を行う。
- エ 近隣の市町村は、県の要請に基づき、市の判定活動に協力する。
- オ 県は、県内判定士のみで対処することが困難な場合は、国土交通省（北陸地方整備局又は本省）を通じて他の都道府県へ支援を要請する。

(2) 被災宅地危険度判定士への参加要請

- ア 市は、その区域に在住する判定士に判定活動への参加を要請する。
- イ 県は、市からの支援要請に基づき、市以外に在住する判定士へ判定活動への参加要請を行う。
- ウ 近隣の市町村は、県からの要請に基づき、市町村に在住する判定士へ判定活動への参加要請を行う。
- エ 参加要請を受諾した判定士へ、集合場所、集合時間、携行品等を連絡する。

(3) 被災宅地危険度判定の方法

- ア 判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル(被災宅地危険度判定連絡協議会)」に基づき実施する。
- イ 市災害対策本部は、判定士に対し判定に必要な資機材を配布する。
- ウ 判定作業は、3名以上の判定士でチームを編成し、担当地区を定めて実施する。
- エ 判定作業中は、判定士登録証を携行し、判定結果を擁壁、建築物等の見やすい場所に表示するとともに、必要に応じて宅地所有者等に判定内容を説明する。
- オ 判定作業終了後は、市災害対策本部にその結果及び被害の状況を報告する。
- カ 余震の状況により必要に応じて判定を繰り返し実施する。

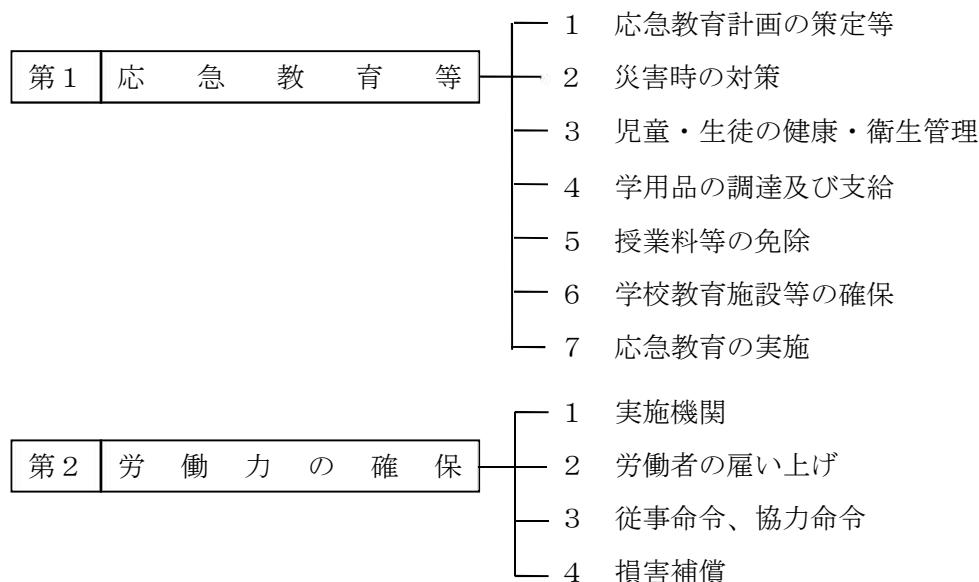
第4 災害の拡大防止と二次災害の防止 (建設班)

市は災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。

第19節 教育・労働力確保対策

(総務部、教育部)

【対策の体系】



第1 応急教育等 (教育総務班)

地震災害により教育を中断させないために被害を受けた学校施設の応急復旧、応急的教育施設の確保、応急教育の実施等必要な対策を行う。

1 応急教育計画の策定等

(1) 応急教育計画の策定等

- ア 校長又は園長（以下「校長等」という。）は、知事又は所管教育委員会と協議のうえ、あらかじめ災害時の応急教育計画（行動マニュアルを含む。）を策定する。
また、国立学校については、応急教育計画の策定について国に協力を要請する必要がある。私立学校についても同様な措置をとるよう、県として指導や助言を行う。
- イ 校長等は、災害の発生に備えて、次の措置を講じなければならない。
 - (ア) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導、事後措置及び保護者との連絡方法のマニュアルを専門家等の助言を得るなどして作成し、その周知を図る。
 - (イ) 所管教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網や協力体制を確立する。
 - (ウ) 勤務時間外における所属職員の連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。

(2) 水、食料及び医薬品等の確保

ア 飲料水の確保

震災時における飲料水の確保のため、応急給水槽の建設、応急給水用資機材収納倉庫の整備等の施策を推進する。

イ 食料の確保

特別支援諸学校においては、要配慮者保護の観点から児童生徒数等の実態に応じた非常食の確保に努める。

ウ 医薬品等の確保

学校においては、当面（概ね2～3日）の医療救護活動に必要な医薬品・医療資機材の確保に努め、震災に備える。

(3) 管理諸室の確保等

学校機能の早期回復を期するため、校長室、職員室等の管理諸室を確保するとともに、住民への提供については、屋外運動場、体育館等、あらかじめ定めておいた使用優先順位により対応する。

2 災害時の対策**(1) 避難・休校等の応急措置****ア 登校前に発災したときの措置**

校長は、登校前に休校措置を決定したときは、直ちにその旨を関係機関へ報告するとともに、市防災行政無線、その他の連絡網を通じ、保護者及び児童・生徒に周知徹底を図る。

イ 登校後に発災したときの措置

校長は、被災状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。

校長は市教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとる。

この場合、帰宅途上の注意事項を十分徹底させるとともに、地域の関係機関及びPTA等と密接な連絡をとる。また災害の状況などによって通学路の変更、また、集団下校の指示や保護者等の誘導を依頼するなどの措置をとる。この場合、校長は措置の結果やその状況を県機関及び市教育委員会へ速やかに報告しなければならない。

(2) 児童・生徒、保護者、教職員の被害状況の把握

校長は、震災発生後ただちに現地災害本部等の協力を得て、児童・生徒、保護者、教職員及び施設設備の被害状況並びに学校周辺の状況を速やかに把握するとともに、その状況を県機関及び市教育委員会へ報告しなければならない。

3 児童・生徒の健康・衛生管理**(1) 応急処置**

養護教諭・その他の教職員等はけが人の手当、心肺蘇生法等を施し、医師に引き継ぐまで応急手当をする。

(2) 衛生管理

被災校舎内外の清掃を行うとともに、施設、設備、器具等の消毒を実施する。

また、生水飲用を避けるなど保健指導を強化するとともに、地域における感染症の発生状況等の把握に努め、発生に際しては状況に応じた適切な措置を講ずる。

さらに、食中毒発生の防止のため、給食従事者は衛生の徹底に努める。

(3) 児童・生徒、罹災教職員の健康管理

学校医との連携を密にして必要に応じて臨時健康診断を行う。

また、学校医、臨床心理士、養護教諭、OB 教職員は援助実施計画を策定し、特に保護者と必要な連携をとりながら、相談者の問題が解決されるまで、継続的に相談活動を行う。

(4) 要配慮者への援護

対象児童生徒等のもつ障害の種類により、次のような配慮を行う。

ア 聴覚障害児の場合、手話通訳者等による情報提供

イ 病弱者・重度心身障害児の場合、人工透析、吸入、心臓管理、空調管理など可能な医療態勢の提供

4 学用品の調達及び支給

(1) 支給対象者

地震災害により住家が全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水(土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものを含む)の被害を受けて教科書、学用品を喪失又は破損し、直ちに入手できない状態にある児童、生徒に対して学用品等を支給する。

(2) 支給の品目

支給の品目については、おおむね次に掲げる品目の範囲内において現物をもって支給する。

ア 教科書

イ 文房具(ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、筆箱、画用紙、下敷、定規等)
ウ 通学用品(靴、雨具、カバン等)

上記以外の品目についても、被災状況、程度等実情に応じて適宜調達、支給することができる。

(3) 調達の方法

ア 教科書の調達

被災学校の学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を速やかに調査して県教育委員会に報告するとともに、指示に基づき教科書供給書店等に連絡し、供給を受ける。

また、他の市町村に対し、使用済の古本の供与を依頼する。

イ 学用品の調達

応急教育に必要な学用品についてその種類、数量を調査し、県教育委員会に報告するとともに、指示に基づき調達する。

(4) 災害救助法が適用された場合の措置方法

災害救助法が適用された場合の学用品の支給については、知事から委任されている市長が実施し、費用、期間等については、災害救助法及び富山県災害救助法施行規則による。

5 授業料等の免除

市は、南砺市被災児童就学支援事業実施要綱第4条の規定に基づき、授業料等に対し援助を行う。

6 学校教育施設等の確保

(1) 被害状況調査と復旧計画策定

個々の学校の被害状況を調査し、建替え、大規模改修、中規模改修、その他の営繕工事等の必要性を判定し、復旧計画を策定する。

判定により倒壊等のおそれがあるものについては、早急に解体撤去する。また、危険物取り扱い施設については、早急に保安体制をとる。

(2) 仮設校舎の確保

災害の程度にもよるが、校長その他関係者と協議して次の措置をとる。

ア 校舎が使用不能の場合、その再建及び仮校舎ができるまで他の学校施設の余剰教室もしくは近接の公共施設を臨時的に使用する。

イ 校舎の一部が使用不能の場合、施設内の余剰教室等を利用する。

(3) 避難児童生徒の学習の場の確保

避難所における児童生徒の学習の場を確保するため、図書館等の開放を検討する。

(4) 教職員の確保

教職員の被害状況等を勘案し、校内での調整及び市教育委員会での調整により対応策をとる。

(5) 給食の確保

ア 応急教育の実施施設に給食調理施設がある場合は、その調理能力に応じて給食を実施する。

給食の実施にあたっては、食糧の確保に努め、調達が困難な場合、防災関係機関に協力を要請する。

イ 給食の実施が困難な場合は、パン・ミルク給食、弁当持参等の方法を講ずる。

(6) 学校内・通学路の安全確保

学校内及び通学路の危険箇所の点検、迂回路等の設定により、児童・生徒の安全確保を図る。

7 応急教育の実施

校長は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。

応急教育の実施計画については、知事又は市教育委員会に報告するとともに、決定しだい速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

被害の程度によって臨時休校等の措置をとるが、対応策として補習授業や夏休みの振替授業等によって授業時間を確保する。

第2 労働力の確保（総務班）

市及び県は、災害廃棄物処理等の災害応急活動に関する様々な事業が展開されることに伴い、労働力が不足し又は特殊作業のための労力が必要なときは労働者を雇用し、労務供給の万全を図る。

1 実施機関

災害応急対策に必要な人員確保のための要員の雇上げ等は市長が実施し、災害救助法が適用されたときは、知事の補助機関として行う。

2 労働者の雇い上げ

(1) 労働者の雇用については、総務班が公共職業安定所と協力して必要な労働力を確保し、各部班の労働時間に応じて適正に配置する。

(2) 労働者の労務内容及び雇用期間

労働者の雇用範囲は、災害応急対策並びに救助の実施に必要な労務とする。また雇用の期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とする。

災害救助法に基づく雇用の範囲及び雇用の期間は次のとおりである。

労務内容	労働者雇用期間
ア 罹災者の避難誘導	災害の発生及び発生のおそれのある日、1日程度
イ 医療における患者の移送	災害発生の日から14日以内
ウ 助産における妊婦の移送	災害発生の日から13日以内
エ 罹災者の救出のための労務及び当該救出に要する機械器具、資材の操作、運搬	災害発生の日から3日以内
オ 飲料水の供給のための運搬、操作及び浄水用薬品の配布等	災害発生の日から7日以内
カ 被服寝具その他生活必需品の整理輸送配分等	災害発生の日から10日以内
キ 教科書の配分等	災害発生の日から1箇月以内
ク その他学用品の配分等	災害発生の日から15日以内
ケ 炊出し用食料品の整理等	災害発生の日から7日以内
コ 医薬品・衛生材料の整理	災害発生の日から14日以内
サ 遺体の搜索に必要な作業	災害発生の日から10日以内
シ 遺体の処理に必要な作業	災害発生の日から10日以内

(3) 労働者雇上げ期間の延長

災害規模等により期間の延長を必要とする場合は厚生労働大臣の労働承認を得て自動的に延長することができる。

(4) 労働者の賃金

雇上げ労務者に対する賃金は法令その他に規定されているものを除き、労働者を使用した地域における通常の実費程度を支給する。

3 従事命令、協力命令

災害応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合は次の要領によって、従事命令、協力命令を発する。

(1) 強制命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条1項 災害対策基本法第65条2項 警察官職務執行法第4条	市長 警察官 警察官
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令協力命令	災害救助法第24条 災害救助法第25条	知事
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令協力命令	災害対策基本法第71条1項 災害対策基本法第65条2項	知事 市長(委任を受けた場合)
消防作業	従事命令	消防法第29条5項	消防吏員、消防団員

(2) 命令対象者

命令等の種別による対象者は次表に掲げるとおりである。

命令区分(作業対象)	対象者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令 (災害応急対策並びに救助作業)	1. 医師、歯科医師又は薬剤師 2. 保健師、助産師又は看護師 3. 土木技術者又は建築技術者 4. 大工、左官又はとび職 5. 土木業者、建築業者及びこれらの者の従業者 6. 地方鉄道業者及びその従業者 7. 軌道経営者及びその従業者 8. 自動車運送業者及びその従事者
災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令 (災害応急対策並びに救助作業)	救助を要する者及びその近隣の者
災害対策基本法による市長、警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	市域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にあるもの
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害緊急対策全般)	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者
消防法による消防吏員、消防団員の従事命令 (消防作業)	火災の現場付近にある者

4 損害補償

公務により又は市長若しくは警察官の従事命令により、応急措置に関する業務に従事し又は協力した者が、そのために負傷し、疫病にかかり又は死亡した場合において「南砺市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」に定めるところにより損害補償金を支給する。

(1) 対象者

- ア 非常勤消防団員
- イ 消防作業に従事した者

ウ 緊急業務に協力した者
エ 応急措置従事者

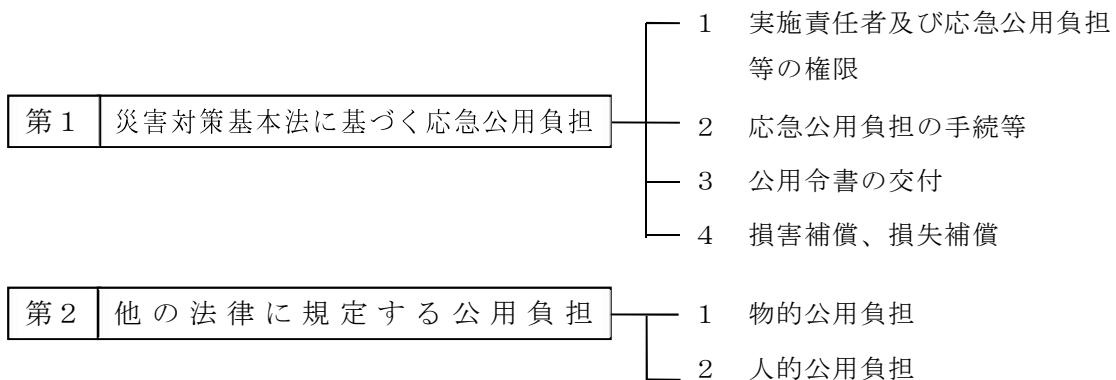
(2) 損害補償の種類

ア 療養補償
イ 休業補償
ウ 傷病補償年金
エ 障害補償
　(ア) 障害補償年金
　(イ) 障害補償一時金
オ 遺族補償
　(ア) 遺族補償年金
　(イ) 遺族補償一時金
カ 葬祭補償

第20節 応急公用負担等の実施

防災関係機関は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させる等により必要な措置を図る。

【対策の体系】



第1 災害対策基本法に基づく応急公用負担

1 実施責任者及び応急公用負担等の権限

(1) 市長（災害対策基本法第64条、第65条、第71条）

応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、次の措置をとることができる。

- ア 市の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用すること。
- イ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施に支障となるものの除去、その他必要な措置。
- ウ 市の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。
- エ 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された公用負担等の処分を行うことができる。

(2) 警察官、自衛官（災害対策基本法第64条、第65条）

市長又はその職権の委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は、前（1）ア、イ及びウの市長の職権を行なうことができる。また、災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、前者三者が現場にいないときは、同様の措置をとることができる。なお、当該措置をとった場合は直ちに市長に通知しなければならない。

(3) 知事（災害対策基本法第71条、第73条）

- ア 県の区域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し若しくは収用することができる。
- イ 災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前記（1）に定める市町村長の行う事務を代って実施することができる。

(4) 指定地方行政機関の長（災害対策基本法第78条）

応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、当該応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収用することができる。

2 応急公用負担の手続等

応急公用負担の手續等は、次のとおりである。（災害対策基本法第64条）

(1) 市長又は警察官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、1（1）アによる措置を講じたときは、次によらなければならない。

- ア 土地建物等の所有者等権原を有する者に対し、当該処分等に係る必要事項を通知する。
- イ 土地建物等の所有者等が不明な場合は、市又は警察署若しくは自衛隊の事務所等に上記必要事項を掲示する。

(2) 市長又は警察官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、1（1）イによる措置を講じたときは、次によらなければならない。

ア 工作物等の返還のための公示

除去された工作物等を返還するため、保管を始めた日から14日間、市又は警察署若しくは自衛隊の事務所等に返還に必要な事項を掲示する。

イ 工作物等の売却

保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれのある場合若しくは保管に費用、手数のかかる場合は、その工作物を売却し、その代金を保管することができる。

ウ 保管等の費用

工作物等の保管、売却、公示等に要した経費は、その工作物等の返還を受けるべき占有者等が負担する。

エ 未返還工作物等の帰属

公示の日から6月を経過しても返還することのできない工作物等は、

- (ア) 市長が保管する場合、市
- (イ) 警察署長が保管する場合、県
- (ウ) 自衛隊の部隊等の長が保管する場合、国に、その所有権が帰属する。

3 公用令書の交付（災害対策基本法第81条）

知事若しくは市長又は指定行政機関の長等は、従事命令、協力命令、保管命令及び施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合は、その所有者、占有者、又は管理者等に対し、公用令書を交付して行う。

4 損害補償、損失補償（災害対策基本法第82条、84条）

（1）損害補償

知事若しくは市長又は指定行政機関の長等の従事命令等により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは県又は市は、その者又はその遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

（2）損失補償

知事若しくは市長又は指定行政機関の長等が発する保管命令や施設、土地等管理、使用、物資の収用を行う場合には、その処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

第2 他の法律に規定する公用負担（各関係機関）

1 物的公用負担

法令	権利者	目的	負担目的物	負担内容	補償	罰則
消防法（他の災害に準用）	消防吏員 又は消防団員	消火、延焼防止 又は人命救助	火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのもの在る土地	使用、処分 又は使用制限	なし	なし
消防法（他の災害に準用）	消防長、消防署長又は消防団長	延焼防止	延焼のおそれがある消防対象物及びこれらのもの在る土地	使用、処分 又は使用制限	なし	なし
消防法（他の災害に準用）	同上	消火、延焼防止 又は人命救助のため緊急の必要	前2項以外の消防対象物及び土地	使用、処分 又は使用制限	要求があるときは、時価により補償（市町村負担）	なし
消防法	同上	給水維持のため緊急の必要		水利使用、制水弁の開閉	なし	なし
土地収用法	起業者（市町村長の許可）	非常災害にさいし緊急施行の必要	他人の土地	使用	時価により損失補償（起業者）	なし
土地収用法	起業者（収用委員会の許可）	裁決遅延により災害防止が困難となる場合	当該土地	使用（6ヶ月間）	時価により損失補償（起業者）	なし

法令	権利者	目的	負担目的物	負担内容	補償	罰則
水防法	水防管理者 水防団長又は消防機関の長	水防のため緊急の必要	水防の現場において必要な土地、土石、竹木その他の資材、車両その他の運搬用機器又は工作物その他の障害物	一時使用、使用、収用、処分	時価により補償（水防管理団体負担）	なし
災害救助法	都道府県知事	救助又は救助の応援	施設、土地、家屋、物資	管理、使用、収用	通常生ずべき損失を補償（都道府県負担、一定額をこえる額は国庫負担）	なし
水害予防組合法	水害予防組合	非常災害のため必要	土地、土石、竹木その他の現品	使用、収用	損失補償（水害予防組合負担）	なし
河川法	河川管理者	洪水の危険切迫なるとき	土地、土石、竹木その他の資材、車両その他の運搬具及び器具、工作物等	使用、収用、処分	通常生ずべき損失を補償（河川管理者負担）	なし
道路法	道路管理者	非常災害	土地、土石、竹木その他の物件	使用、収用、処分	通常生ずべき損失を補償（道路管理者負担）	正当の事由がなく、こぼみ、又は妨げた者、懲役又は罰金
土地改良法	国、都道府県、市町村、土地改良区	急迫の災害を防ぐため	土地、土石、竹木その他の現品	使用、収用	時価により損失を補償（当該団体負担）	なし
感染症予防法	都道府県知事	感染症毒に汚染した建物で消毒方法の施行を不適当と認めるとき	建物、土地	処分、使用	手当金交付（市町村負担）	なし
水難救護法	市町村長	救護のため	船舶、車馬その他の物件、所有地	徴用、使用	徴用、使用に対して補償（市町村負担）	正当の理由なくこばんだ者罰金

法令	権利者	目的	負担目的物	負担内容	補償	罰則
電気通信事業法	西日本電信電話(株)	天災が発生した場合、重要な通信を確保するための線路の設置	土地、建物その他の工作物	使用	損失補償（西日本電信電話(株)負担）	なし

2 人の公用負担

法令	権利者	目的	負担目的物	負担内容	補償	罰則
消防法 (他の災害に準用)	消防吏員又は消防団員	消火、延焼防止又は人命救助	現場付近に在る者	消防作業に従事	1 損害補償なし 2 死亡、負傷、疾病、廃疾となつた場合損害補償(市町村負担)	軽犯罪法
水防法	水防管理者 水防團長又は消防機関の長	水防のためやむをえない必要	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者	水防に従事	1 損失補償なし 2 死亡、負傷、疾病、廃疾となつた場合損害補償(水防管理団体負担)	軽犯罪法
災害救助法	都道府県知事	救助又は救助の応援	医療、土木建築工事又は輸送関係者	救助に関する業務従事	1 実費弁償 2 負傷、疾病、死亡の場合扶助金支給(1, 2とも都道府県負担、一定額をこえる額は国庫負担)	1 懲役又は罰金 2 軽犯罪法
災害救助法	運輸局長	救助の応援	輸送関係者	救助に関する業務従事	同上	同上
災害救助法	都道府県知事	救助	救助を要する者及びその近隣の者	救助への協力	なし	軽犯罪法
災害救助法 (施設負担)	都道府県知事	救助又は救助の応援	物資の生産等を業とする者	物資の保管命令	通常生ずべき損失を補償(一定額以上国庫)	懲役又は罰金
水害予防組合法	水害予防組合管理者、警察官又は監督行政庁	出水のための危険が出るときの防御	組合区域内の総居住者	防御従事	なし	軽犯罪法
水害予防組合法	水害予防組合	水害防御従事	組合員又は区域内の総居住者	夫役現品	なし	(督促及び滞納処分)
河川法	河川管理者	洪水の危険切迫なるとき	その付近に居住する者又はその現場にある者	使役	1 損失補償なし 2 死亡、負傷、疾病、廃疾となつた場合損害補償(河川管理者負担)	軽犯罪法
道路法	道路管理者	非常災害	現場にある者又はその付近に居住する者	防御に従事	通常生ずべき損失を補償(道路管理者負担)	軽犯罪法

法令	権利者	目的	負担目的物	負担内容	補償	罰則
警察官職務執行法	警察官	危害防止	その場に居合せた者、その事務の管理者その他関係者	措置命令	なし	同上
水難救護法	市町村長	救護のため	人	救護従事	労務報酬支給（市町村負担）	1罰金 2軽犯罪法
水道法（物品負担）	都道府県知事	災害その他非常の場合	水道事業者又は水道用 水供給事業者	水道施設内にとり入れた水の供給	対価補償（都道府県）	懲役又は罰金
有線電気通信法（施設負担）	総務大臣	非常事態が発生又は発生するおそれがある場合、災害の予防救援、交通通信若しくは電力の供給秩序維持のため	有線電気通信設備を設置したもの	他の設置に接続させること必要な返信を行わせること他の者に使用させること	実費弁償（国庫負担）	懲役又は罰金
電波法（施設負担）	総務大臣	非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合、人命救助、災害救援、交通通信の確保、秩序の維持のため	無線局	通信を行わせる	実費弁償	懲役又は罰金

第3章 震災復旧対策

第1節 民生安定のための緊急対策

(総務部、市民協働部、ブランド戦略部、地域包括医療ケア部)

第1 被災者の生活確保 (現地災害対策班、生活環境班、救援物資班、災害救助班、地域調整班、避難所班)

「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第1 被災者の生活確保」を準用する。

第2 中小企業、農林漁業者に対する支援 (農政班、林政班、商工班)

「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第2 中小企業、農林漁業者に対する支援」を準用する。

第3 税の徴収猶予及び減免等 (避難所班)

「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第3 税の徴収猶予及び減免等」を準用する。

第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等 (日本郵便(株))

「第2編 風水害編 第3章 第1節 民生安定のための緊急対策 第4 郵便業務に係る災害特別事務取扱い等」を準用する。

第2節 激甚災害の指定

(全部局共通)

第1 激甚災害指定手続 (該当各班)

「第2編 風水害編 第3章 第2節 激甚災害の指定 第1 激甚災害指定手続き」を準用する。

第2 激甚災害に係る特別の助成

「第2編 風水害編 第3章 第2節 激甚災害の指定 第2 激甚災害に係る特別の助成」を準用する。

第3節 公共施設の災害復旧

(全部局共通)

第1 災害復旧計画の策定等 (全部局共通)

「第2編 風水害編 第3章 第3節 公共施設の災害復旧 第1 災害復旧計画の策定等」を準用する。

第2 大規模災害時等の指導・助言制度の活用

「第2編 風水害編 第3章 第3節 公共施設の災害復旧 第2 大規模災害時の指導・助言制度の活用」を準用する。